

富士箱根伊豆国立公園

富士山地域

指 定 書

及び

公園計画書

平成8年7月16日

環 境 庁

富士箱根伊豆国立公園

富士山地域

指 定 書

(公園区域の変更)

目 次

1 変更理由	5
2 地域の概要	5
(1) 景観の特性	5
ア 地形, 地質	5
イ 植生	6
ウ 野生動物	6
エ 自然現象	7
オ その他人文景観	7
(2) 利用の現況	8
(3) 社会経済的背景	8
ア 土地所有別	8
イ 人口及び産業	8
ウ 権利制限関係	9
3 公園区域	14
(1) 公園区域の変更	14
(2) 変更後の公園区域	18

1 変更理由

富士山、富士五湖、御坂山系、天子山系及び愛鷹山あしたかやまの^{みさか}一帯を含む富士山地域は、昭和11年2月1日、箱根地域とともに富士箱根国立公園として指定された。

その後、昭和30年3月15日、伊豆半島地域の追加指定にともない、名称を富士箱根伊豆国立公園に変更した。当該地域の区域については、昭和50年2月21日に梨ヶ原地区、昭和56年6月20日に須走地区の一部変更を行っているが、現在まで全般的な見直しが行われておらず、公園区域が不明確になっている等、現実の公園管理に支障が生じている。また、公園指定から現在までの間に、社会経済情勢は大きく変化し、当該地域の公園利用等にも大きな変化をもたらしている。

このような状況を踏まえ、当該地域全体にわたり公園区域の見直し（再検討）を行い、適切な保護及び利用を図るものである。

公園区域の変更に係る基本方針は、現在、公園区域が不明確となっている箇所において、新たな区域線を設定することとし、また、現行の公園区域と同一の景観区に属し、地理的に一体の地域のうち優れた自然景観を有する等、現行の公園区域と一体として保護及び利用を図る必要性の高い地域については、公園区域を拡張するとともに、市街地が著しく進行した地域等、国立公園として存続させる意義が失われた地域については、公園区域から削除する。

2 地域の概要

(1) 景観の特性

ア 地形、地質

富士箱根伊豆国立公園の富士山地域は、山梨・静岡両県にまたがる。本地域には、我が国最高峰の富士山（標高3,776m）を中心に東に石割山（標高1,413m）や三国山、西に天子山系、南に楯状火山の愛鷹山（標高1,500m）、北に御坂山系が取り巻く。富士山北麓には富士山の溶岩流により御坂山系との間に生じた山中・河口・精進・西・本栖の5つの火山性堰止湖（通称、富士五湖）がある。また、富士山の北斜面には青木ヶ原の溶岩流、山麓の各所には溶岩トンネルの風穴や白糸の滝等の水量豊かな湧水を見ることができる。

富士山は代表的な円錐状火山（成層火山）であるが、北北西と南南東方向に沿って多数の寄生火山があり、その噴出物が多数堆積しているため、等高線は同心円ではなく楕円形である。このような山容の非対称性に係わらず、縦断的にはどの方向にも長い裾野を引いており、その最たるものは、山頂から駿河湾岸の沖積平野まで発達し、平滑な曲線を描いている。富士山が現在の形に成長したのは地質年代で言えばごく最近のことである。富士山の側面には多くの浸食谷があるため、通称「八百八沢」と言われている。富士山で最も知られている浸食谷は西側の大沢と北東側の吉田大沢である。特に大沢は浸食が進行しており、谷の崩壊が年中起こっている。吉田大沢も大沢と同型であるが浸食はあまり進行していない。緩傾斜の山麓面には、大沢尻に実際に発達しつつある扇状地があり、吉田大沢の下流や大淵地域を通るガラ沢の下流には古い扇状地もあるが、多くの場合その堆積層の下底あるいは中間に、噴火による直接堆積物である火成岩・溶岩等を伴っており、地形的に火山原面と見られる。北東麓の梨ヶ原の中心部のように、山腹の浸食によって洗い出された堆積物をほとんどかぶら

ない溶岩扇状地もある。これら扇状地を含めて山麓面上には、富士吉田方面の地蔵堀、杳掛堀、儘堀等のように、堀状の大小の溝が多く発達する。それらには、上方で中腹の谷に、下方で公園区域外の谷に連なって、富士山中心部からの排水路になっているものがあり、また山麓面のみの溝浸食によってでき、上下に尖滅する短いものもある。

イ 植 生

本地域の植生は、大まかに見ると標高約800m以下の常緑広葉樹林帯（ヤブツバキクラス域）、800~1,600mの夏緑広葉樹林帯（ミズナラーブナクラス域）及び1,600m以上の亜高山性針葉樹林帯（コケモモトウヒクラス域）の3タイプに分けられる。

標高1,600m以下の標高の低いところー富士山麓と御坂山系及び天子山系の山頂部を除くところでは、市街地、畑、水田等として利用されており、人為的影響下に存続する半自然性の植生景観が広域に見られる。また、ススキ草原、放牧地、スギ、ヒノキ等の植林地が広範囲に発達しているのも特徴的である。従って、自然植生の景観はごく限られた部分にしか見られない。ススキ草原は、刈り取り、火入れ等による人為的影響下に存続する群落であり、特に十里木高原、梨ヶ原、朝霧高原等の富士山の裾野や籠坂峠、割石峠周辺は一面のススキ草原で占められている。

本地域で標高1,600m以上の高地は、富士山と御坂山系及び天子山系山頂部しかないが、富士山では、シラビソ、コメツガ等の亜高山性針葉樹林が発達している。これら、シラビソ、コメツガの中には、未だ人為的影響のほとんど加えられていない林分もあり、今日では貴重な存在となっている。森林限界付近の急傾斜地や沢沿いには、ダケカンバ、ミヤマハンノキ等の林分が見られる。御坂山系や天子山系は山頂部までほとんど人工林であるが、御坂山系において、ウラジロモミーコメツガ群集、ヤマボウシーブナ群集等の自然植生が一部生育している。

森林限界から上部（富士山の標高約2,400~3,300m）は、赤茶色の地肌の露出した裸地に草本植生が僅かに散在する火山荒原地になっており、オンタデ、イワスゲ、フジハタザオ等が点在しているに過ぎない。同様に宝永山の噴火により、富士山東南斜面では標高1,300m付近まで火山荒原植生が広がっている。標高3,000m付近より高地では蘚苔・地衣類のみが移動しない岩隙等に生育しており、高等植物は見あたらない。

富士山の噴火による溶岩流は丸尾と呼ばれており、数多く見ることができ、山頂部から山麓部にかけて各方向に一直線に続いている場合が多い。特に大きいものでは、剣丸尾、鷹丸尾、青木ヶ原丸尾等がある。貧養で乾燥しやすい溶岩上という特異な環境条件下では、アカマツ、ヒノキ、ハリモミ等の貧栄養性の針葉樹の自然林が発達しているのも特徴である。大室山付近には、わずかながらミズナラ、ブナの自然林が残されている。

ウ 野生動物

概ね標高500mの低地から山麓部へかけての森林や山麓に広がるススキ草原では、シカやイノシシ等の大型ほ乳類、キツネ、ノウサギ、リス等の中・小型の哺乳類が観察される。青木ヶ原の溶岩洞にはツキノワグマが生息しているが数は少ない。

溶岩礫である富士山山頂部は高山植物の草木帯が生育できない状態にあることから、固有の動物種は少なく地上動物は貧弱である。しかし、植生が拡大しつつある地域には、徐々にホンドリヒメネズミ、カゲネズミ等の動物の侵入が進み動物群集として発展しつつある。

本地域の特徴は、鳥の種類が多いことで、青木ヶ原を中心に約200種が生息している。低地にはオナガ、コジュケイ、クロツグミ、カワラヒワ、カシラダカ等が生息し、御

殿場付近にはクロツグミが分布の中心をなしている。朝霧地域にはキジの猟区があり、ノスリ等が観察される。標高の変化とともに観察できる鳥の種類も変わり、標高900~1,300mの青木ヶ原ではカラ類が代表的であり針広混交林を好むヤマガラがよく観察される。標高1,300~1,400mではセンダイムシクイ、標高1,200m以下ではコルリ、アオジ、キビタキ、ジュウイチ、ホトトギス等が観察できる。標高1,000~1,500mの林齢の低い植林地で下草がススキ群落の地域ではウグイス、コルリ等が多く、秋冬季はカラ類、アトリ、カシラダカ等が渡来する。カラマツ林はカラ類のほかアカハラ、アオジ、ビンズイを代表種としており、アカマツ林もほぼ同じでコルリを代表種としている。

富士山においては、標高1,500m前後の精進二合目付近ではエゾムシクイが観察され、標高1,500~1,700m付近では特にアオバト、マミジロ等が観察できる。標高1,700m以上の森林限界まではウソ、キバシリ、ホシガラスが観察できる。

蝶類については、標高750~1,600m付近に草原性の種類が多く、伊豆半島には見られないセセリチョウ類、ヒメシロチョウ、シジミチョウ、ヒョウモンチョウ類等が代表的である。また、森林周辺の灌木地ではヤマキチョウ、ホシミスジ、疎林ではハヤシミドリシジミ、夏緑広葉樹林内ではキマダラモドキ等が富士山の代表種である。また、高山蝶は生息していない。

富士五湖の淡水魚類の在来種は、コイ、フナ、モツゴ、ウグイ等の8種であり、移入種を除くと魚相は貧弱である。西湖、精進湖、本栖湖に生息するヒメマスは十和田湖から、本栖湖以外に生息するワカサギは霞ヶ浦から移入したものとされている。近年、ブラックバスが分布を拡大しつつある。

エ 自然現象

富士山の五合目以上の気象条件は厳しく、山頂の年間平均気温は -6.5°C であり、9月上旬には初冠雪が見られる。独立峰であることから、突風、旋風が生じやすく、雪崩も多く発生している。

また、気象上の特徴の一つとして、雲の変化が景観を形成する重要な要素になっている。古くから笠雲や吊るし雲が富士山にかかるると天気が悪化するとされている。

富士山の山腹から山麓、裾野にかけて、多数の湧水や湧泉がみられる（ここでは毎秒12リットル（日量換算約 $1,000\text{m}^3$ ）以上の湧出量のことを湧泉と呼び、それ以下のものを湧水と名づける。）。富士山の標高600~1,000m以上の山腹では、寄生火山の根元、浸食谷の谷頭、水のささえ盤となる集塊質泥流等が地表近くにきているところ等に湧水群があり、これ以下の山麓では大小の湧泉が分布している。

北斜面には富士吉田湧水群が存在し、東斜面の富士山の噴火によって火山砂礫の分布する御殿場地区では、地下水は比較的浅く、一般に小型の湧泉が広く分布している。また、南斜面には公園区域外ではあるが吉原湧水群をはじめ、小規模な湧水が広く分布し、西斜面には芝川湧水群が存在する。

オ その他人文景観

富士山の火山活動は奈良時代の末期から平安時代まで特に熾烈であったが、その後約1000年間断続的に続いた。延暦19年（800年）の大爆発で当時の足柄路は閉ざされ、代わりに箱根路が開かれた。貞観6年（864年）には富士山西北麓の寄生火山の噴火によって「せのうみ」が精進湖と西湖に分かれ、溶岩流は青木ヶ原となった。こうした火山活動を鎮めるため、浅間大神の神格に水徳の神「コノハナサクヤヒメ」を祭るようになり、浅間神社が創建されたといわれている。浅間神社は北海道から九州まで1316社あるといわれているが、その本宮は富士宮市にある山宮浅間神社と富士山本宮浅

間山神社，富士吉田市にある北口本宮富士浅間神社である。北口本宮富士浅間神社は富士登拝が盛んになるにつれ，その登山口として発展し，伝統的な衣装による富士講が今でも残っている。

鎌倉時代の幕開けに大きな役割をはたした甲斐源氏の本拠地であった甲斐府中と鎌倉を直結するための道が鎌倉往還である。梨ヶ原地区の国道138号線沿線はわずかに鎌倉往還の面影を残している。

江戸時代に入り，宝永4年（1707）に噴火があったが，これ以後富士山の大きな活動はない。宝永の噴火は宝永山を生み，被害は富士山麓の59ヶ村，戸数5,544戸，人口27,322人に及んだといわれている。

（2）利用の現況

本地域は，年間を通して利用者が多く（平成6年度：約3,000万人），利用の中心は富士山及び富士五湖周辺である。本地域へのアクセスとして高速交通網が発達しており，関東地方からの利用者が最も多く，山梨県を含めた中部甲信越地方がこれに次ぎ，近年，関西方面からの利用者の増加が特徴的である。約7割が日帰り利用であり，宿泊も短期滞在型が主流である。交通手段は自家用車が最も多い。

富士山の利用は主に5合目以上の登山利用と，5合目までの自動車利用の2形態に分けられる。

年間約30万人の登山者のほとんどが開山期間である7~8月の2ヶ月に集中する。登山道沿いは風が強く，酸素も希薄で気象条件は厳しい。

登山口は数ヶ所あるが，山麓から五合目までの登山道の利用は少なく，専ら五合目以上の山梨県側の富士吉田口及び静岡県側の富士宮口からの利用に偏っている。五合目へ到達する（富士登山（河口湖口）線道路（車道）（通称「富士スバルライン」）及び富士宮口登山線道路（車道）（通称「富士山スカイライン」）について，自動車利用適正化のためのマイカー規制を実施している。

富士山麓には富士山を周回する国道139号線が通過しており，観光ルートの通過地点にあたる富士五湖周辺の利用者が際だって多い（平成6年度，山中湖約400万人，河口湖645万人）。富士五湖周辺の主な利用形態は，休養，ドライブ，自然探勝，キャンプ，テニス等の屋外スポーツ，ボートによる舟遊び等である。溶岩樹型や風穴，氷穴等特殊地形の観察もできる。また，本地域の利用の特徴として数ある良好な富士山の展望地点における写真撮影等の利用があげられる。

（3）社会経済的背景

ア 土地所有別

本地域は，国有地が22%，公有地が40%，私有地が38%となっている。山梨県側は公有地が60%あり，県有林の占める割合が高く，静岡県側は国有地が46%であり，国有林の占める割合が高い。

（国有林10,840ha，国有地2,158ha，公有地24,479ha，私有地23,427ha）

イ 人口及び産業

本地域は，山梨県，静岡県の2県，4市4町6村にまたがっており，関係市町村の定住人口は公園外の都市圏を含んで610,617人に達する。第3次産業従事者が多く，公園内においては観光業従事者の占める割合が高い。

ウ 権利制限関係
 (ア) 保安林
 (国有林)

種 類	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
土砂流出防備	静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署	1 0 0	昭33. 6. 20
	静岡県裾野市内 国有林静岡営林署	2 6	昭42. 7. 1
水 源 涵 養	静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署	1	昭34. 7. 11
	静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署 静岡県富士市内 国有林静岡営林署 静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 静岡県御殿場市内 国有林静岡営林署	8, 2 8 0	昭42. 3. 27
	静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡営林署	6 7	昭42. 3. 27
	静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署 静岡県富士市内 国有林静岡営林署 静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 静岡県御殿場市内 国有林静岡営林署	1, 1 8 3	昭56. 5. 16 昭58. 12. 23
風 致	静岡県裾野市内 国有林静岡営林署	2 6	昭56. 5. 16

(県有林)

種 類	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
土砂流出防備	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区	1, 1 3 9	昭58. 4. 19
	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区	6 2 5	昭57. 11. 30
	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区	4 7 2	昭57. 11. 30
	山梨県西八代郡下部町内 県有林鰍沢事業区	6 5 3	昭57. 7. 21

(県有林)

種 類	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
土砂流出防備	山梨県南都留郡西桂町内 県有林大月事業区	1 1	昭30. 1. 27
	山梨県南都留郡河口湖町内 県有林吉田事業区	1 6 4	昭10. 5. 6 昭11. 4. 27 昭13. 4. 20 昭16. 5. 7 昭30. 1. 27 昭62. 7. 11
	山梨県南都留郡足和田町内 県有林吉田事業区	1 4	昭57. 11. 30
	山梨県南都留郡鳴沢町内 県有林吉田事業区	1, 1 5 6	昭58. 4. 19
	静岡県富士宮市猪之頭	5	昭51. 5. 6
	静岡県富士宮市内野及び佐折	1 4	昭47. 6. 13
	静岡県富士市大淵	1 6	昭58. 1. 22
	静岡県富士市桑崎	2 0 4	昭11. 6. 15
保 健	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区	4 5 2	昭27. 10. 2
	山梨県西八代郡上九一色町内 県有林吉田事業区	1 2 6	昭57. 3. 8
	山梨県西八代郡上九一色町内 県有林吉田事業区	1 7 9	昭57. 3. 8
	山梨県南都留郡西桂町内 県有林大月事業区	8 5	昭57. 1. 14
	山梨県南都留郡河口湖町内 県有林吉田事業区	1 4	平 4. 9. 3
	山梨県南都留郡鳴沢町内 県有林吉田事業区	1, 1 3 5	昭57. 1. 14
風 致	山梨県西八代郡上九一色町内 県有林吉田事業区	1 2	大 8. 3. 19
水 源 涵 養	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区	4 2	昭27. 10. 2 昭29. 1. 27
	山梨県西八代郡上九一色町内 県有林吉田事業区	4 0	昭27. 10. 2 昭29. 1. 27

(県有林)

種 類	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
水 源 涵 養	山梨県南都留郡西桂村内 県有林鯉沢事業区	4 1 8	昭32. 8. 15
	山梨県南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区	4 8	昭28. 10. 2 昭30. 1. 27
	山梨県南都留郡河口湖町内 県有林吉田事業区	1, 0 7 3	昭28. 10. 2 昭32. 8. 5 昭60. 2. 19
	山梨県南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区	3 3 1	昭56. 6. 30
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区	7 1	明42. 5. 31 昭28. 10. 2 昭30. 1. 27
	静岡県富士宮市猪之頭	4 5 4	昭48. 3. 1
	静岡県富士宮市上井出	5 7	昭36. 10. 9
	静岡県富士宮市佐折	6 9	昭46. 3. 29 平 1. 3. 4 平 6. 12. 15
	静岡県富士宮市根原	3 4 4	昭36. 10. 9 昭46. 3. 29 平 6. 12. 15
	静岡県富士宮市山宮	3	昭37. 7. 11
	静岡県富士市大淵	3 3 8	昭35. 10. 28
静岡県富士市桑崎	5 4 2	昭35. 10. 28	

(私有林)

種 類	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
土砂流出防備	静岡県富士宮市麓	3	平 6. 1. 28
水 源 涵 養	静岡県富士宮市麓	1 2 8	昭34. 7. 11
	静岡県駿東郡小山町須走	5 9	昭34. 3. 10
	静岡県富士宮市山宮	6 3	昭37. 7. 11

(イ) 鳥獣保護区 (県設)

種 類	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
富士山北	山梨県富士吉田市地内 山梨県西八代郡上九一色村地内 山梨県南都留郡河口湖町地内 山梨県南都留郡勝山村地内 山梨県南都留郡足和田村地内 山梨県南都留郡鳴沢村地内	1 5, 4 3 0	昭63. 11. 1
本栖	山梨県西八代郡上九一色村地内 山梨県西八代郡下部町地内	5 6 0	昭63. 11. 1
旭ヶ丘	山梨県富士吉田市地内 山梨県南都留郡山中湖村地内	1, 6 7 5	平 4. 11. 15
三ツ峠	山梨県南都留郡河口湖町地内	8 1 5	昭62. 11. 1
山中湖	山梨県南都留郡山中湖村地内	1, 3 6 0	昭62. 11. 1
田貫湖	静岡県富士宮市地内	1 2 4	昭54. 11. 1
朝霧高原南	静岡県富士宮市地内	5 4 0	S55. 11. 1
富士山南	静岡県富士宮市地内 静岡県富士市地内 静岡県御殿場市地内 静岡県裾野市地内 静岡県駿東郡小山町地内	8, 8 6 0	昭58. 11. 1
富士市境塚 <small>さかいづか</small>	静岡県富士市地内	2 9 0	昭56. 11. 1
愛鷹山	静岡県富士市地内	6 5	昭57. 11. 1
須走	静岡県駿東郡小山町地内	50	昭57. 11. 1

(ウ) 史跡名勝天然記念物等

区 分	名 称	位 置	指定年月日
国指定特別名勝	富士山	山梨県富士吉田市地内 山梨県西八代郡上九一色村地内 山梨県南都留郡河口湖町地内 山梨県南都留郡勝山村地内 山梨県南都留郡足和田村地内 山梨県南都留郡鳴沢村地内 静岡県富士宮市地内 静岡県富士市地内 静岡県御殿場市地内 静岡県裾野市地内 静岡県駿東郡小山町地内	昭27. 11. 22
国指定特別天然記念物	鳴沢溶岩樹型	山梨県南都留郡鳴沢村地内	昭27. 3. 29

区 分	名 称	位 置	指定年月日
国指定天然記念物	山ノ神フジ	山梨県富士吉田市地内	昭 3. 1. 31
	吉田胎内樹形	山梨県富士吉田市地内	昭 4. 12. 17
	雁ノ穴	山梨県富士吉田市地内	昭 7. 10. 19
	<small>つつじがはら</small> 躑躅原レンゲツツジ及び フジザクラ群落	山梨県富士吉田市地内	昭 3. 3. 3
	精進の大スギ	山梨県西八代郡上九一色村地内	昭 3. 1. 31
	富士風穴	山梨県西八代郡上九一色村地内	昭 4. 12. 17
	富岳風穴	山梨県西八代郡上九一色村地内	昭 4. 12. 17
	本栖風穴	山梨県西八代郡上九一色村地内	昭 4. 12. 17
	富士山原始林	山梨県西八代郡上九一色村地内 山梨県南都留郡鳴沢村地内	大15. 2. 24
	山中のハリモミ純林	山梨県南都留郡山中湖村地内	昭38. 1. 18
	船津の胎内樹形	山梨県南都留郡河口湖町地内	昭 4. 12. 17
	西湖蝙蝠穴及びコウモリ	山梨県南都留郡足和田村地内	昭 4. 12. 17
	竜宮洞穴	山梨県南都留郡足和田村地内	昭 4. 12. 17
	鳴沢氷穴	山梨県南都留郡鳴沢村地内	昭10. 6. 7
	<small>しんざ</small> 神座風穴, <small>かまぼこあな</small> 附蒲鉾穴及 び眼鏡穴	山梨県南都留郡鳴沢村地内	昭 4. 11. 17
	大室洞穴	山梨県南都留郡鳴沢村地内	昭 4. 11. 17
国指定名勝及び天 然記念物	白糸の滝	静岡県富士宮市地内	昭11. 9. 3
県指定天然記念物	富士浅間神社の大スギ	山梨県富士吉田市地内	昭33. 6. 19
	河口浅間神社の七本スギ	山梨県南都留郡河口湖町地内	昭33. 6. 19
	フジマリモ及び生息地	山梨県南都留郡山中湖村内山中湖 山梨県南都留郡河口湖町内河口湖 山梨県南都留郡勝山村内河口湖 山梨県南都留郡足和田村内河口湖 山梨県南都留郡足和田村内西湖	平 5. 11. 29
	鳴沢のアズキナシ	山梨県南都留郡鳴沢村地内	平 3. 5. 30

3 公園区域

(1) 公園区域の変更

富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）の区域の一部を，次のとおり変更する。

(表1：公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	静岡県富士宮市 栗倉及び山宮の各一部 (私 27)
2	拡張	静岡県富士宮市 山宮の一部 (私 3)
3	拡張	静岡県富士宮市 上井出の一部 (私 6)
4	拡張	静岡県富士宮市 北山の一部 (私 245)
5	拡張	静岡県富士市 桑崎の一部 (公 126)
6	拡張	静岡県御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班, 484林班及び501林班の各一部 (国 207) 静岡県御殿場市 中畑の一部 (私 30) 静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 483林班及び484林班の各一部 (国 35) 静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡営林署 494林班, 495林班及び500林班の各一部 (国 214)
7	削除	山梨県富士吉田市 新西原の一部 (私 206) 山梨県南都留郡河口湖町 船津の一部 (私 27)
8	削除	山梨県西八代郡下部町内 県有林吉田事業区 92林班の全部 (公 91)
9	削除	静岡県富士宮市 栗倉の一部 (私 97)

変 更 理 由	面 積 (ha)
富士山南麓の風景の維持を図るため、公園区域の明確化に伴い、区域を拡張する。	2 7 (私 27)
富士宮口登山線道路（車道）沿線の風致の維持を図るため、公園区域の明確化に伴い、区域を拡張し、特別地域とする。	3 (私 3)
富士山南西麓の風景の維持を図るため、公園区域の明確化に伴い、区域を拡張する。	6 (私 6)
富士山南西麓の風景の維持を図るため、公園区域の明確化に伴い、区域を拡張する。	2 4 5 (私 245)
富士山から愛鷹山に続く、富士山南麓の風景の維持を図るため、公園区域の明確化に伴い、区域を拡張する。	1 2 6 (公 126)
富士山東斜面中腹に位置し、オンタデ、フジアザミ等の草本類からカラマツ、ハンノキ等の木本類への遷移がみられる富士山の噴火による火山性の砂礫地と、須走口登山線道路（車道）並びに御殿場口登山線、宝永山御殿庭線及び腰切塚御殿庭線道路（歩道）沿線の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	8 3 9 (国 456 公 353 私 30)
富士吉田市街地周辺部に位置する当該地は、市街化が著しい区域であり、国立公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 2 3 3 (私 233)
御坂山系の西端にあって、富士山から見て山稜の裏側に位置し、風致の維持を図る必要性が薄いため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	△ 9 1 (公 91)
富士山南麓の公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	△ 9 7 (私 97)

(表 1 : 公園区域変更表)

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
1 0	削 除	静岡県富士宮市 内野の一部 (私 31)
1 1	削 除	静岡県富士宮市 上井出及び原の各一部 (私 25)
1 2	削 除	静岡県富士宮市 上井出の一部 (国 4 公 4 私 95)
1 3	削 除	静岡県富士宮市 佐折の一部 (私 91)
1 4	削 除	静岡県富士市 大淵の一部 (公 52 私 15)
1 5	削 除	静岡県裾野市 須山の一部 (私 22)
1 6	削 除	静岡県駿東郡小山町 須走の一部 (私 9)
1 7	削 除	静岡県駿東郡小山町 須走の一部 (私 25)

変 更 理 由	面 積 (ha)
富士山南西麓の公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	△ 3 1 (私 31)
白糸の滝周辺部に位置する当該地は、市街化が著しい区域であり、国立公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 2 5 (私 25)
白糸の滝北側に位置する当該地は、市街化が著しい区域であり、国立公園としての資質が失われているため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	△ 1 0 3 (国 4 公 4 私 95)
王子ヶ岳山麓に位置する当該地は、市街化が著しい区域であり、国立公園としての資質が失われているため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	△ 9 1 (私 91)
富士山から愛鷹山に続く当該地の公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	△ 6 7 (公 52 私 15)
愛鷹山系麓に位置する当該地は、市街化が著しい区域であり、国立公園としての資質が失われているため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	△ 2 2 (私 22)
富士山西麓に位置する当該地は、市街化が著しい区域であり、国立公園としての資質が失われているため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	△ 9 (私 9)
富士山西麓の明確化に伴い、区域を削除する。	△ 2 5 (私 25)
変 更 部 分 面 積 計	4 5 2 (国 452 公 332 私 △332)
変 更 前 公 園 面 積	6 0, 1 3 9 (国12,535 公24,299 私23,305)
変 更 後 公 園 面 積	6 0, 5 9 1 (国12,987 公24,631 私22,973)

(2) 変更後の公園区域

変更後の公園区域は次のとおりである。

(表2：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	富士吉田市内 国有林甲府営林署 39林班の全部 (国 16)	5,456	
	富士吉田市内 県有林吉田事業区 12林班から18林班まで, 86林班, 147林班及び148林班 の全部並びに5林班及び8林班から11林班までの各一 部 (公 4,351)		
	富士吉田 ^{あじき} 市 新屋, 上吉田及び松山の各一部 (公 98) (私 991)		
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I 林班, 37-II 林班, 38林班から45林班まで, 46-I 林班, 46-II 林班, 47林班から49林班まで, 51-I 林班, 51-II 林班, 52林班, 53林班, 57林班から 59林班まで, 60-I 林班, 60-II 林班及び61林班の全部 (公 4,344)	6,807	
	西八代郡上九一色村 精進, 富士ヶ嶺及び本栖の全部 (国 12) (私 2,065)		
	西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部 (国 398)		
	西八代郡 ^{かじがさわ} 下部町内 県有林鵜沢事業区 175林班及び176林班の全部並びに177林班の一部 (公 511)	794	
西八代郡下部町内 本栖湖の全部 (国 283)			
南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班から52林班までの全部 (公 429)	429		
南都留郡 ^{おしの} 忍野村 忍草の一部 (私 50)	50		

(表 2 : 公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	南都留郡山中湖村内 国有林甲府営林署 40林班から45林班までの全部 (国 134)	4,900	
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 1林班, 2林班, 3-I 林班, 3-II 林班及び4林班の全部 (公 1,432)		
	南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部 (公 3) (私 2,664)		
	南都留郡山中湖村内 山中湖の全部 (国 667)		
	南都留郡河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班, 69林班から75林班まで, 76-I 林班, 76-II 林班及び77林班から83林班までの全部 (公 2,068)	6,062	
	南都留郡河口湖町 浅川, 大石, 河口及び小立の全部並びに船 津の一部 (公 874) (私 2,694)		
	南都留郡河口湖町内 河口湖の全部 (国 426)		
	南都留郡勝山村 勝山の全部 (公 68) (私 302)	426	
	南都留郡勝山村内 河口湖の全部 (国 56)		
	南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 35林班, 36-I 林班, 36-II 林班及び62林班から68林班 までの全部 (公 911)	2,862	
	南都留郡足和田村 大嵐, 西湖, 西湖西及び長浜の全部 (公 276) (私 1,366)		
	南都留郡足和田村内 河口湖及び西湖の全部 (国 309)		

(表2：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-I 林班, 20-II 林班, 21林班, 22林班, 23-I 林班, 23-II 林班, 23-III 林班及び24林班から34林班までの 全部 (公 6,869)	8,956	
	南都留郡鳴沢村 鳴沢の全部 (私 2,087)		
		小 計	36,742
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡営林署 1林班, 2林班, 4林班から8林班まで, 10林班から 15林班まで, 17林班から22林班まで, 24林班から 30林班まで, 32林班, 33林班, 35林班から39林班まで, 41林班から43林班まで, 45林班から117林班まで, 122林班から150林班まで, 152林班から157林班まで, 159林班から162林班まで, 164林班から167林班まで, 169林班から172林班まで, 192林班, 210林班, 246林班 から267林班まで及び284林班から300林班までの全 部 (国 6,872)	17,795	
	富士宮市 猪之頭, 根原, 人穴及び麓の全部並びに粟 倉, 内野, 上井出, 北山, 佐折, 原及び山宮の 各一部 (国 33 公 1,596 私 9,294)		
	富士市内 国有林静岡営林署 173林班, 174林班, 176林班から191林班まで及び 193林班から202林班までの全部並びに203林班の一 部 (国 1,777)	2,494	
	富士市 大淵及び桑崎の各一部 (公 249 私 468)		
	御殿場市内 国有林静岡営林署 499林班の全部並びに483林班, 484林班及び501林班 の各一部 (国 1,056)	1,439	
御殿場市 中畑の一部 (公 353 私 30)			
裾野市内 国有林静岡営林署 453林班, 459林班, 464林班, 483林班及び484林班の各 一部 (国 133)	571		
裾野市 須山の一部 (私 438)			

(表 2 : 公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
	駿東郡小山町内 国有林静岡営林署 494林班, 495林班及び500林班の各一部 (国 811)	1, 1 4 5	
	駿東郡小山町 須走の一部 (公 199) (私 135)		
		小 計	2 3, 4 4 4
	富士山頂浅間神社奥宮境内地の全部 (国 4) (私 401)	4 0 5	
	合 計	6 0, 5 9 1	

富士箱根伊豆国立公園

富士山地域

公園計画書

(公園計画の変更)

目 次

1 基本方針	2 7
2 保護計画	3 1
(1) 保護規制計画	3 1
ア 特別地域	3 1
(ア) 特別保護地区	3 5
(イ) 第1種特別地域	3 8
(ウ) 第2種特別地域	4 5
(エ) 第3種特別地域	5 6
(オ) 乗入れ規制地域	6 4
イ 普通地域	7 0
(2) 保護施設計画	7 6
3 利用計画	7 8
(1) 利用施設計画	7 8
ア 集団施設地区	7 8
イ 単独施設	9 0
ウ 道路	1 0 4
(ア) 車道	1 0 4
(イ) 自転車道	1 0 6
(ウ) 歩道	1 0 8
エ 運輸施設	1 1 2
4 参考事項	1 1 4
(1) 指定植物	1 1 4
(2) 過去の経緯	1 1 7
(3) 公園区域及び公園計画の変更	1 1 8
ア 公園区域及び保護規制計画	1 1 8
イ 利用施設計画	1 4 8
(ア) 集団施設地区	1 4 8
(イ) 単独施設	1 5 0
(ウ) 道路	1 5 4
(エ) 運輸施設	1 7 4

1 基本方針

本地域は、昭和11年2月1日に富士箱根国立公園に指定された。指定されてから現在までの間に、社会情勢は大きく変化し、本地域の公園利用にも大きな変化をもたらしている。

一方、本地域の公園計画については、昭和13年の特別地域の指定、昭和25年の利用計画の決定等を行っているが、現在まで全般的な見直しが行われておらず、現実の公園管理に支障が生じている。

このような状況を踏まえ、以下の方針に基づき、本地域全体にわたり公園計画の再検討を行い、本地域の適切な保護及び利用を推進しようとするものである。

(1) 保護計画

ア 特別地域

(ア) 区域

公園区域のうち、核心的な火山地形、優れた自然林、特異な地形地質や自然現象がみられる富士山、富士山山麓部、富士五湖周辺、田貫湖周辺及び御坂山系等の風致景観の優れた地域や、主要な公園利用道路（車道）沿線等が既に特別地域に指定されている。

公園区域の拡張を行う地域及び普通地域のうち、優れた自然景観を有する地域、公園利用道路（車道）沿線等、風致の維持を図る必要性の高い地域については、特別地域を拡張する。

なお、現行の特別地域のうち、公園縁辺部において市街化の進行した地域、公園利用車道ルートの変更等により、その風致の維持を図る必要性の薄れた地域については、特別地域から削除する。

また、同時に、公園区域の不明確な地域については、区域線の明確化を図る。

(イ) 地域地区

現行の特別地域は、地種区分が未決定である。このため、新たに拡張する部分も含めて景観の特性、公園利用の状況、土地利用形態等を勘案しながら、次により地域地区を設定する。

①特別保護地区

次に該当する厳正な保護を図る必要がある本公園の核心地域を特別保護地区とする。

- i) 核心的な火山地形を有する地域、側火山（寄生火山）地形を有する地域、特異な火山地形（溶岩風穴や溶岩樹型）を有する地域
- ii) 優れた自然林を有する地域
- iii) ハリモミの自生地として重要な地域

②第1種特別地域

次に該当する地域で、特別保護地区に準じ、厳正にその風致の維持を図る必要性が高い地域を第1種特別地域とする。

- i) 優れた自然林を有する地域
- ii) 溶岩流、噴火口跡、火山洞穴・風穴の特異な火山地形を有する地域

③第2種特別地域

次に該当する地域で、特に農林漁業活動については、努めて調整を図ることが必要な地域を第2種特別地域とする。

- i) 良好な自然植生，富士山からの溶岩流，富士山の溶岩流によってできた自然湖，湿原等，公園の景観構成上重要な自然景観を有する地域
- ii) 公園の主要利用地点からの主たる展望対象地域
- iii) 集団施設地区等公園利用拠点とその周辺地域
- iv) 富士山の展望の前景にあたる等，富士山の眺望景観構成上重要な地域
- v) 富士山を代表する湧水地とその周辺地域

④第3種特別地域

本地域の景観構成上重要な地域で風致の維持を図る必要性は高いが，森林施業をはじめとする通常の農林漁業活動については，特に風致の維持に影響を及ぼすおそれの少ない地域を第3種特別地域とする。

⑤乗入れ規制地域

富士山中腹部以上（概ね標高1,600m以上）の火山高原（東斜面及び上部）と亜高山帯樹林（東斜面以外の中腹部），山麓部の青木ヶ原及び富士吉田口登山線（車道）及び吉田口登山線道路（歩道）周辺部の区域で，貴重な自然環境の保護を図るため，オフロード車，オフロードバイクの乗入れによる自然環境への影響が出ている地域及びそのおそれが大きくなっている地域は，既に乗入れ規制地域に指定されている（平成3年7月20日告示）。

今回，富士山東斜面中腹部に位置する公園区域拡張部分については，植生の遷移が見られる火山砂礫地であり，オフロード車，オフロードバイクの乗入れによる自然環境への影響が生じており，今後さらに影響の拡大するおそれが大きくなっているため，乗入れ規制地域に新たに指定する。

イ 普通地域

特別地域の周辺部で風景の保護を図ることが必要な地域を普通地域とする。

ウ 保護施設計画

希少な植生の見られる地域について，その保護を図るため，植生復元施設を追加する。

(2) 利用計画

本地域の利用形態は，富士山，御坂山系，天子山系，越前岳及び三国山等への登山や自然探勝，富士山麓のドライブや富士五湖，田貫湖等の利用拠点での宿泊，野営，探勝，船遊び等がある。

富士山の登山等に対し，車道及び歩道を計画するとともに，歩道沿線においては宿舎，園地，救急医療施設，案内所等を計画する。また，富士山の5合目付近の車道終点には登山者及び周辺探勝利用者の駐車場，休憩所等を計画する。

さらに，富士山の自然，利用情報の提供，登山案内等のための博物展示施設を計画し，富士山の適正利用を目指すものとする。

富士山山麓部には各利用拠点を連絡する車道を計画し，また，富士五湖周辺には自然探勝等のための園地，宿舎，野営場等を計画する。

御坂山系，天子山系，越前岳及び三国山等への利用に対して，歩道を計画し，沿線には園地，宿舎等を計画する。

ア 集団施設地区

- (ア) 既存の本栖地区については、現在の利用状況及び施設の整備計画に合わせて、現行の区域及び地割、整備方針を変更する。
- (イ) 利用拠点として自然条件、社会条件等に優れた田貫湖地区について、地域の自然とのふれあい拠点となるよう総合的に整備を進めるため、集団施設地区を追加する。
- (ウ) 既存の山中、船津、精進、^{ひのきづか} 桧塚の4地区については、地権者が多く、土地所有形態が複雑である等、総合的に整備を進めていくことが困難であるため、計画を削除し、単独施設に振り替える。

イ 単独施設

- (ア) 富士山山頂に向かう歩道沿線には、登山者及び探勝者の宿舎、案内所、救急医療施設、園地等を計画する。また、富士山5合目付近までの自動車利用に対応するため、車道終点には駐車場、休憩所等を計画する。
- (イ) 富士山の自然解説と登山案内、利用情報の提供のための博物展示施設を、富士山へのアクセス車道の起終点及び利用拠点に計画する。
- (ウ) 富士五湖周辺及び富士山麓を通過する歩車道沿線に、富士山の景観や自然環境を活かした園地、宿舎、野営場、舟遊場等を計画する。
- (エ) 富士山や富士五湖の景観を活かして、御坂山系の歩道沿線、雨ヶ岳、越前岳及び三国山に園地、宿舎を計画する。
- (オ) 現計画のうち、未だ事業執行されていないもので、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

ウ 道路

(ア) 車道

利用拠点へのアクセスを確保するため、以下の観点から車道を計画する。

- ①既に整備されている道路であって、公園利用上必要性が認められものについては、計画を追加する。
- ②現計画のうち、既に整備されている路線については、その目的、利用状況等に応じて再編成する。
- ③現計画のうち、未だ整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

(イ) 自転車道

公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれる山中湖忍野線の計画を追加する。

(ウ) 歩道

富士山の登山・探勝，富士山麓の探勝，御坂山系・天子山系・越前岳への登山に対し，以下の観点から歩道を計画する。

- ①公園利用上必要性が認められ，整備されているもの及び整備が見込まれるものについては，計画を追加する。
- ②現計画のうち，既に整備されている路線については，その目的，利用状況等に応じて再編成する。
- ③現計画のうち，未だ整備されていない路線で，今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては，計画から削除する。

エ 運輸施設

既に整備されている船舶運送施設（本栖湖周遊線，山中湖周遊線，河口湖周遊線）及び索道運送施設（天上山線）の目的，利用状況等に応じて再編成する。

2 保護計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の地域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	富士吉田市内 国有林甲府営林署 39林班の全部 富士吉田市内 県有林吉田事業区 12林班から14林班まで, 16林班から18林班まで, 147林班及び148林班の全部並びに5林班, 8林班から 11林班まで, 15林班及び86林班の各一部 (公 4, 174) 富士吉田市 新屋及び上吉田の各一部	(国 16) (公 98) (私 98)	4, 3 8 6
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I 林班, 37-II 林班, 38林班から45林班まで, 46-I 林班, 46-II 林班, 47林班から49林班まで, 51-I 林班, 51-II 林班, 52林班, 53林班, 57林班から 59林班まで, 60-I 林班, 60-II 林班及び61林班の全部 (公 4, 344) 西八代郡上九一色村 精進, 富士ヶ嶺及び本栖の各一部 西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部	 (国 12) (私 546) (国 398)	5, 3 0 0
	西八代郡下部町内 県有林鵜沢事業区 175林班及び176林班の全部並びに177林班の一部 (公 511) 西八代郡下部町内 本栖湖の全部	 (公 511) (国 283)	7 9 4
	南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班から52林班までの全部	(公 429)	4 2 9
	南都留郡忍野村 忍草の一部	(私 50)	5 0

(表 1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
山 梨 県	南都留郡山中湖村内 国有林甲府営林署 40林班から45林班までの全部 (国 134)	2,807
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 2林班, 3-I 林班, 3-II 林班及び4林班の全部 (公 1,187)	
	南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部 (公 3) (私 816)	
	南都留郡山中湖村内 山中湖の全部 (国 667)	
	南都留郡河口湖町内 県有林吉田事業区 69林班から75林班まで, 76-I 林班, 76-II 林班及び 77林班から83林班までの全部並びに19林班の一部 (公 1,918)	2,827
	南都留郡河口湖町 浅川, 大石, 河口, 小立及び船津の各一部 (公 142) (私 341)	
	南都留郡河口湖町内 河口湖の全部 (国 426)	
	南都留郡勝山村 勝山の一部 (公 13) (私 34)	103
	南都留郡勝山村内 河口湖の全部 (国 56)	
	南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 35林班, 36-I 林班, 36-II 林班及び62林班から67林班 までの全部並びに68林班の一部 (公 905)	1,512
	南都留郡足和田村 大嵐, 西湖, 西湖西及び長浜の各一部 (公 276) (私 22)	
	南都留郡足和田村内 河口湖及び西湖の全部 (国 309)	

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班, 22林班, 24林班から26林班まで, 28林班から 31林班まで, 33林班及び34林班の全部並びに 20- I 林班, 23- I 林班及び32林班の各一部 (公 5,061)	5,224	
	南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (私 163)		
		小 計	23,432
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡営林署 1林班, 2林班, 4林班から8林班まで, 10林班から 12林班まで, 46林班から67林班まで, 74林班から 96林班まで, 100林班, 122林班から145林班まで及び 172林班の全部並びに104林班, 108林班, 111林班, 114林班, 117林班, 156林班, 157林班, 161林班, 162林班, 165林班, 166林班, 169林班及び170林班の各 一部 (国 2,903)	7,038	
	富士宮市 栗倉, 猪之頭, 内野, 上井出, 佐折, 根原, 原, 人穴, 麓及び山宮の各一部 (国 33) (公 860) (私 3,242)		
	富士市内 国有林静岡営林署 173林班, 174林班, 176林班から180林班まで及び 201林班の全部並びに181林班から187林班までの各 一部 (国 583)	583	
	御殿場市内 国有林静岡営林署 499林班の全部並びに483林班, 484林班及び501林班 の各一部 (国 1,056)	1,439	
	御殿場市 中畑の一部 (公 353) (私 30)		
	裾野市内 国有林静岡営林署 453林班, 459林班, 483林班及び484林班の各一部 (国 131)	131	
	駿東郡小山町内 国有林静岡営林署 494林班, 495林班及び500林班の各一部 (国 811)	811	
	小 計	10,002	

(表 1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区	域	面積 (ha)	
	富士山頂浅間神社奥宮境内地の全部	(国私 401)	405	
	合	計	33,839	

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表2：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	富士吉田市内 県有林吉田事業区 11林班, 13林班, 14林班及び16林班から18林班までの 各一部 (公 533)	5 3 3	
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 38林班から40林班まで, 42林班, 44林班及び49林班の 各一部 (公1, 133)	1, 1 3 3	
	南都留郡山中湖村内 国有林甲府営林署 40林班から45林班までの各一部 (国 57)	5 7	
	南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 36- I 林班の一部 (公 6)	6	
	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班, 22林班, 23- I 林班, 24林班, 25林班及び 28林班から34林班までの各一部 (公1, 500)	1, 5 0 0	
		小 計	3, 2 2 9
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡営林署 74林班, 122林班及び172林班の各一部 (国 463)	4 6 3	
	富士市内 国有林静岡営林署 201林班の一部 (国 38)	3 8	
	御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班, 484林班及び499林班の各一部 (国 287)	2 8 7	
	駿東郡小山町内 国有林静岡営林署 500林班の一部 (国 220)	2 2 0	
		小 計	1, 0 0 8
	富士山頂浅間神社奥宮境内地の全部 (国私 401)	4 0 5	
合 計		4, 6 4 2	

(表3：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	域
青木ヶ原	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 38林班から40林班まで, 42林班及び44林班の各一部	(公1, 132)
	山梨県南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区36- I 林班の一部	(公 6)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 32林班から34林班までの各一部	(公 87)
山中ハリモミ林	山梨県南都留郡山中湖村内 国有林甲府営林署 40林班から45林班までの各一部	(国 57)
かたぶたやま 片蓋山山頂	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区49林班の一部	(公 1)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区33林班の一部	(公 1)
精進口登山線沿線	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 22林班, 23- I 林班, 24林班及び25林班の各一部	(公 151)
富士山高山帯	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 11林班, 13林班, 14林班及び16林班から18林班までの各一部	(公 533)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班, 22林班, 24林班及び28林班から33林班までの各一部	(公1, 261)
	静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署 74林班, 122林班及び172林班の各一部	(国 463)
	静岡県富士市内 国有林静岡営林署201林班の一部	(国 38)
	静岡県御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班, 484林班及び499林班の各一部	(国 287)
	静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡営林署500林班の一部	(国 220)
	富士山頂浅間神社奥宮境内地の全部	(国 4) (私 401)
合	計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>富士山北西麓の溶岩流上に位置し、ヒノキ等の常緑針葉樹を主とする自然植生が広がる青木ヶ原樹海、側火山（寄生火山）である大室山一帯に分布するイヌブナ群集及びクリーミズナラ群集等の貴重な自然植生、並びに周辺に点在する特異な火山地形の溶岩風穴や溶岩樹型等の自然景観が特筆され、わが国有数の野鳥の生息地でもある当該地域の景観の厳正な維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1, 2 2 5 (公 1, 225)</p>
<p>山中のハリモミ林として知られ、国内でも稀有な自然景観を呈しており、学術的価値が高く、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>5 7 (国 57)</p>
<p>イヌブナ等の優れた自然植生がみられる富士山北西の側火山の一つである片蓋山山頂部の景観が特筆され、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p> <p>旧計画：一部未区分特別地域、一部普通地域</p>	<p>2 (公 2)</p>
<p>精進口登山線道路（歩道）沿線に位置し、植生の垂直分布（ヒノキーシノブカグマ群集の山地帯植生からシラビソオオシラビソ群集の亜高山帯植生等）等の景観が特筆され、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 5 1 (公 151)</p>
<p>概ね富士山五合目（標高2,300m）以上にあたり、核心的な火山景観を呈しており、学術的価値が高く、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3, 2 0 7 (国 1, 012) (公 1, 794) (私 401)</p>
	<p>4, 6 4 2</p>

(イ) 第1種特別地域

次の地域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班, 10林班, 11林班, 13林班, 14林班及び16林班か ら18林班までの各一部 (公 327)	328	
	富士吉田市 上吉田の一部 (私 1)		
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I 林班, 38林班から40林班まで, 42林班, 57林班及 び59林班の各一部 (公 465)	477	
	西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部 (国 12)		
	西八代郡下部町内 県有林鰯沢事業区 177林班の一部 (公 7)	7	
	南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 50林班及び51林班の各一部 (公 86)	86	
	南都留郡山中湖村内 国有林甲府営林署 40林班から45林班までの各一部 (国 77)	95	
	南都留郡山中湖村 山中の一部 (私 18)		
南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 36-II 林班の全部並び35林班及び36-I 林班の各一部 (公 402)	402		
南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班, 24林班, 25林班, 28林班から30林班まで, 33林班及び34林班の各一部 (公 670)	670		
	小 計		2,065
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡営林署 74林班, 122林班及び172林班の各一部 (国 577)	577	

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
静 岡 県	富士市内 国有林静岡営林署 201林班の一部 (国 59)	5 9	
	御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班, 484林班及び499林班の各一部 (国 555)	5 5 5	
	裾野市内 国有林静岡営林署 483林班の一部 (国 5)	5	
	駿東郡小山町内 国有林静岡営林署 500林班の一部 (国 377)	3 7 7	
		小 計	1, 5 7 3
合	計		3, 6 3 8

(表5：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
三ツ峠山	山梨県南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 50林班及び51林班の各一部	(公 86)
青木ヶ原	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I 林班, 38林班から40林班まで, 42林班, 57林班及び59林班の各一部 山梨県西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部 山梨県南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 36-II 林班の全部並びに35林班及び36-I 林班の各一部 山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 25林班, 33林班及び34林班の各一部	(公 464) (国 12) (公 402) (公 433)
氷池, ^{おおむろ} 大室洞穴, ^{しんざ} 神座 洞穴及び本栖風穴	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 42林班の一部 山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 25林班及び33林班の各一部	(公 1) (公 3)
本栖湖畔	山梨県西八代郡下部町内 県有林鯉沢事業区 177林班の一部	(公 7)
山中ハリモミ林	山梨県南都留郡山中湖村内 国有林甲府営林署 40林班から45林班までの各一部	(国 77)
梨ヶ原	山梨県富士吉田市 上吉田の一部 山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部	(私 1) (私 18)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>三ツ峠山南斜面に位置し、三ツ峠山の岩場や、クリ、ミズナラ、コメツガ、ハリモミの自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>8 6 (公 86)</p>
<p>特別保護地区である青木ヶ原地区に連続し、青木ヶ原溶岩流上に発達した、ヒノキーシノブカグマ群集、クリーミズナラ群落の自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1, 3 1 1 (国 12) 公 1, 299</p>
<p>弓射塚の南西に位置する噴火口跡である氷池、並びに大室山周辺の大室洞穴、神座風穴及び本栖風穴の火山地形の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>4 (公 4)</p>
<p>本栖湖の西側に突き出た長崎半島は、アカマツ林の自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>7 (公 7)</p>
<p>鷹丸尾溶岩流の火山地形とその上に成立するハリモミ林・アカマツ林の自然植生等の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>7 7 (国 77)</p>
<p>須走吉田線道路（車道）沿線における良好なアカマツ林及びカラマツ林等が残存する歴史的名勝でもある優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 9 (私 19)</p>

(表 5 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
富士山亜高山帯	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班, 10林班, 11林班, 13林班, 14林班及び16林班から18林班までの各一部 (公 327)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班, 24林班及び28林班から30林班までの各一部 (公 234)
	静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署 74林班, 122林班及び172林班の各一部 (国 577)
	静岡県富士市内 国有林静岡営林署 201林班の一部 (国 59)
	静岡県御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班, 484林班及び499林班の各一部 (国 555)
	静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 483林班の一部 (国 5)
	静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡営林署 500林班の一部 (国 377)
合 計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>富士山山腹の概ね標高2,000～2,400mの主として亜高山帯の区域で、火山地形と自生するオオシラビソ、ダケカンバ等からなる針広混交林等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>2,134 (国 1,573) 公 561)</p>
	<p>3,638</p>

(ウ) 第2種特別地域

次の地域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	富士吉田市内 国有林甲府営林署 39林班の全部 (国 16)	8 6 0	
	富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班から17林班まで及び86林班の各一部(公 801)		
	富士吉田市 上吉田の一部 (私 43)		
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 58林班の全部並びに39林班から42林班まで, 47林班, 49林班, 53林班, 57林班及び59林班の各一部 (公 907)	1, 6 3 1	
	西八代郡上九一色村 精進, 富士ヶ嶺及び本栖の各一部 (私 326)		
	西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部 (国 398)		
	西八代郡下部町内 県有林鵜沢事業区 175林班及び176林班の全部並びに177林班の一部 (公 504)	7 8 7	
	西八代郡下部町内 本栖湖の全部 (国 283)		
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-I 林班の全部並びに2林班及び4林班の一部 (公 573)	1, 4 2 4	
	南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部 (公 3) (私 181)		
	南都留郡山中湖村内 山中湖の全部 (国 667)		

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	南都留郡河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班の一部 (公 80)	9 7 4	
	南都留郡河口湖町 浅川, 大石, 河口, 小立及び船津の各一部 (公 127) (私 341)		
	南都留郡河口湖町内 河口湖の全部 (国 426)		
	南都留郡勝山村 勝山の一部 (公 13) (私 34)	1 0 3	
	南都留郡勝山村内 河口湖の全部 (国 56)		
	南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 35林班及び36-I林班の各一部 (公 87)	6 7 2	
	南都留郡足和田村 大嵐, 西湖, 西湖西及び長浜の各一部 (公 276)		
	南都留郡足和田村内 河口湖及び西湖の全部 (国 309)		
	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-I林班, 21林班, 22林班, 24林班及び28林班から 33林班までの各一部 (公1, 198)	1, 2 4 7	
	南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (私 49)		
	小 計	7, 6 9 8	
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡営林署 46林班から57林班まで, 75林班から86林班まで, 123林班から130林班まで, 134林班及び135林班の全 部 (国 738)	1, 0 7 5	
	富士宮市 猪之頭, 上井出, 佐折及び原の各一部 (国 3) (公 39) (私 295)		
	富士市内 国有林静岡営林署 173林班, 174林班及び176林班の全部並びに201林班 の一部 (国 295)	2 9 5	

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
静 岡 県	御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班の一部 (国 7)	7	
	裾野市内 国有林静岡営林署 453林班及び483林班の各一部 (国 82)	82	
		小 計	1,459
合 計		9,157	

(表7：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
みつとうげやま 三ツ峠山	山梨県南都留郡河口湖町 河口の一部	(公 60)
河口湖	山梨県南都留郡河口湖町 浅川, 大石, 河口, 小立及び船津の各一部	(公 67) (私 341)
	山梨県南都留郡河口湖町内 河口湖の全部	(国 426)
	山梨県南都留郡勝山村 勝山の一部	(公 4) (私 34)
	山梨県南都留郡勝山村内 河口湖の全部	(国 56)
	山梨県南都留郡足和田村 長浜の一部	(公 144)
	山梨県南都留郡足和田村内 河口湖の全部	(国 104)
西湖	山梨県南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 35林班及び36-I 林班の各一部	(公 87)
	山梨県南都留郡足和田村 大嵐, 西湖及び西湖西の各一部	(公 132)
	山梨県南都留郡足和田村内 西湖の全部	(国 205)
本栖湖, 精進湖	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 58林班の全部並びに53林班, 57林班及び59林班の各一部	(公 487)
	山梨県西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部	(私 210)
	山梨県西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部	(国 398)
	山梨県西八代郡下部町内 県有林鯉沢事業区 175林班及び176林班の全部並びに177林班の一部	(公 504)
	山梨県西八代郡下部町内 本栖湖の全部	(国 283)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>三ツ峠山北西斜面に位置し、クリーミズナラ、ウラジロモミーコメツガ群落の良好な自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>6 0 (公 60)</p>
<p>河口湖畔を通る車道である甲府船津線、河口湖北岸線及び河口湖西湖線並びに河口湖を渡る船津産屋ヶ崎線道路沿線を含む、富士山からの溶岩流によってできた河口湖一帯の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1, 1 7 6 (国 586 公 215 私 375)</p>
<p>西湖畔を通る車道である河口湖西湖線及び西湖南岸線沿線を含む、富士山からの溶岩流によってできた西湖一帯の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：一部未区分特別地域、一部普通地域</p>	<p>4 2 4 (国 205 公 219)</p>
<p>本栖湖及び精進湖畔を通る車道である本栖湖周回線及び精進湖線沿線並びに本栖集団施設地区周辺を含む、富士山からの溶岩流によってできた本栖湖及び精進湖一帯の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1, 8 8 2 (国 681 公 991 私 210)</p>

(表7：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
富士スバルライン沿線	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 15林班の一部	(公 82)
	山梨県南都留郡河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班の一部	(公 80)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-I 林班の一部	(公 37)
まおう 魔王	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部	(私 2)
こうようだい 紅葉台南側	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部	(私 47)
諏訪の森，富士吉田口 登山線沿線	山梨県富士吉田市内 国有林甲府営林署 39林班の全部	(国 16)
	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 9林班, 12林班, 15林班及び86林班の各一部	(公 138)
	山梨県富士吉田市 上吉田の一部	(私 43)
	山梨県南都留郡勝山村 勝山の一部	(公 9)
青木ヶ原	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 32林班の一部	(公 126)
富士スバルライン五合 目	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 16林班の一部	(公 0)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班, 24林班及び31林班の各一部	(公 2)
山中ハリモミ林	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部	(公 3)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>剣丸尾溶岩流上に良好なアカマツ林が分布し、富士山への主要利用車道の一つである富士登山（河口湖口）線道路（車道）沿線の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：一部未区分特別地域，一部普通地域</p>	<p>1 9 9 (公 199)</p>
<p>ケヤキ，エノキ等で構成される良好な社寺林等の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：普通地域</p>	<p>2 (私 2)</p>
<p>青木ヶ原樹海への導入部として富士吉田富士宮線道路（車道）沿線の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>4 7 (私 47)</p>
<p>アカマツ林の森林景観及び標高1,200m付近のレンゲツツジ，フジザクラの群生地等がみられる等，富士吉田口登山線道路（車道）沿線等の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>2 0 6 (国 16) (公 147) (私 43)</p>
<p>一部植林地を含むものの，溶岩地形及びヒノキ，シノブカグマの自然植生等で構成される青木ヶ原樹海周辺の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：普通地域</p>	<p>1 2 6 (公 126)</p>
<p>富士登山（河口湖口）線道路（車道）の終点に位置する利用拠点であり，御坂山系の展望に優れた地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>2 (公 2)</p>
<p>山中のハリモミ林に隣接する等，優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3 (公 3)</p>

(表7：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
おおむろやま 大室山東麓，長尾山北麓	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 47林班の一部	(公 13)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 24林班, 32林班及び33林班の各一部	(公 173)
かたぶたやま 片蓋山山麓	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 49林班の一部	(公 13)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 33林班の一部	(公 17)
山中湖	山梨県南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-I 林班の全部並びに2林班及び4林班の各一部	(公 573)
	山梨県南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部	(私 181)
	山梨県南都留郡山中湖村内 山中湖の全部	(国 667)
富士山北・北東麓亜高山帯，富士山南・西麓亜高山帯	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班, 10林班, 11林班及び13林班から17林班までの各一部	(公 581)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班, 22林班, 24林班及び28林班から30林班までの各一部	(公 843)
	静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署 46林班から57林班まで, 75林班から86林班まで, 123林班から130林班まで, 134林班及び135林班の全部	(国 738)
	静岡県富士市内 国有林静岡営林署 173林班, 174林班及び176林班の全部並びに201林班の一部	(国 295)
	静岡県御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班の一部	(国 7)
静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 483林班の一部	(国 56)	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>大室山の東及び長尾山の北に位置し、青木ヶ原溶岩流上にヒノキ等の自然植生がみられる等、精進口登山線道路（歩道）沿線の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 8 6 (公 186)</p>
<p>クリ、ミズナラ等の自然植生がみられる等、富士山北西の側火山の一つである片蓋山山麓の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：一部未区分特別地域、一部普通地域</p>	<p>3 0 (公 30)</p>
<p>山中湖周回線道路（車道）沿線を含む山中湖一帯及び富士山展望方向に位置する山中湖畔南側の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1, 4 2 1 (国 667) (公 573) (私 181)</p>
<p>富士山山腹の標高1,600～2,000m付近の主として亜高山帯下部の区域で、火山地形と自生するモミ、ツガ、ブナ等の自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>2, 5 2 0 (国 1,096) (公 1,424)</p>

(表 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
青木ヶ原	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 39林班から42林班までの各一部	(公 394)
	山梨県西八代郡上九一色村 富士ヶ嶺及び本栖の各一部	(私 116)
<small>いのかしら</small> 猪之頭	静岡県富士宮市 猪之頭の一部	(公 16)
田貫湖	静岡県富士宮市 猪之頭及び佐折の各一部	(公 23) (私 283)
白糸の滝	静岡県富士宮市 上井出及び原の各一部	(国 3) (私 12)
越前岳	静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 453林班の一部	(国 26)
合		計

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>富士吉田富士宮線道路（車道）沿線，青木ヶ原樹海周辺及び大室山の西のウラジロモミーコメツガ群落等の自然植生がみられる等の優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>5 1 0</p> <p>(公 394)</p> <p>(私 116)</p>
<p>富士山を代表する猪之頭湧水地周辺の地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 6</p> <p>(公 16)</p>
<p>富士山西麓の利用拠点であり，田貫湖及び小田貫湿原一帯の優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3 0 6</p> <p>(公 23)</p> <p>(私 283)</p>
<p>富士山西麓の興味地点である白糸の滝周辺の地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 5</p> <p>(国 3)</p> <p>(私 12)</p>
<p>越前岳山稜部に位置し，ヤマボウシ，ブナ等を主とした自然植生等がみられる優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>2 6</p> <p>(国 26)</p>
	<p>9, 1 5 7</p>

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	富士吉田市内 県有林吉田事業区 147林班及び148林班の全部並びに5林班, 9林班から 16林班まで及び86林班の各一部 (公2, 513)	2, 6 6 5	
	富士吉田市 新屋及び上吉田の各一部 (公 98) (私 54)		
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-Ⅱ林班, 43林班, 45林班, 46-Ⅰ林班, 46-Ⅱ林班, 48林班, 51-Ⅰ林班, 51-Ⅱ林班, 52林班, 60-Ⅰ林班, 60-Ⅱ林班及び61林班の全部並びに37-Ⅰ林班, 40林班から42林班まで, 44林班, 47林班, 49林班, 53林班, 57林班及び59林班の各一部 (公1, 839)	2, 0 5 9	
	西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部 (私 220)		
	南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班及び52林班の全部並びに50林班及び51林班の 各一部 (公 343)	3 4 3	
	南都留郡忍野村 忍草の一部 (私 50)	5 0	
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-Ⅱ林班の全部並びに2林班及び4林班の各一部 (公 614)	1, 2 3 1	
	南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部 (私 617)		
	南都留郡河口湖町内 県有林吉田事業区 69林班から75林班まで, 76-Ⅰ林班, 76-Ⅱ林班及び 77林班から83林班までの全部 (公1, 838)	1, 8 5 3	
南都留郡河口湖町 大石及び河口の各一部 (公 15)			
南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 62林班から67林班までの全部並びに36-Ⅰ林班及び 68林班の各一部 (公 410)	4 3 2		
南都留郡足和田村 西湖及び長浜の各一部 (私 22)			

(表 8 : 第 3 種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 26林班の全部並びに20-I 林班, 21林班, 22林班, 23-I 林班, 24林班, 25林班, 28林班から30林班まで, 32林班及び33林班の各一部 (公1, 693)	1, 8 0 7	
	南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (私 114)		
		小 計	1 0, 4 4 0
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡営林署 1林班, 2林班, 4林班から8林班まで, 10林班から 12林班まで, 58林班から67林班まで, 87林班から 96林班まで, 100林班, 131林班から133林班まで及び 136林班から145林班までの全部並びに104林班, 108林班, 111林班, 114林班, 117林班, 156林班, 157林班, 161林班, 162林班, 165林班, 166林班, 169林班及び170林班の各一部 (国1, 125)	4, 9 2 3	
	富士宮市 粟倉, 猪之頭, 内野, 上井出, 佐折, 根原, 人 穴, 麓及び山宮の各一部 (国 30 公 821 私2, 947)		
	富士市内 国有林静岡営林署 177林班から180林班までの全部及び181林班から 187林班までの各一部 (国 191)	1 9 1	
	御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班, 484林班及び501林班の各一部 (国 207)	5 9 0	
	御殿場市 中畑の一部 (公 353 私 30)		
	裾野市内 国有林静岡営林署 459林班, 483林班及び484林班の各一部 (国 44)	4 4	
	駿東郡小山町内 国有林静岡営林署 494林班, 495林班及び500林班の各一部 (国 214)	2 1 4	
		小 計	5, 9 6 2
合 計		1 6, 4 0 2	

(表9：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
みさか 御坂山系	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 147林班及び148林班の全部	(公 113)
	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-Ⅱ林班, 60-Ⅰ林班, 60-Ⅱ林班及び61林班の全部並びに37-Ⅰ林班及び 59林班の各一部	(公 448)
	山梨県西八代郡上九一色村 精進の一部	(私 5)
	山梨県南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班及び52林班の全部並びに50林班及び51林班の各一部	(公 343)
	山梨県南都留郡河口湖町内 県有林吉田事業区 69林班から75林班まで, 76-Ⅰ林班, 76-Ⅱ林班及び77林班から83林班まで の全部	(公1, 838)
	山梨県南都留郡河口湖町 大石及び河口の各一部	(公 15)
	山梨県南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 62林班から67林班までの全部並びに36-Ⅰ林班及び68林班の各一部	(公 410)
紅葉台東海自然歩道	山梨県南都留郡足和田村 西湖及び長浜の各一部	(私 22)
	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部	(私 69)
紅葉台南側	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部	(私 45)
えぼしだけ 烏帽子岳南東斜面	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 57林班の一部	(公 58)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>富士山の優れた展望が得られる御坂山系縦走線道路（歩道）沿線であり、また、富士山本体からの河口湖、西湖方面の展望対象である御坂山系一帯の森林景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3, 1 7 2 (公 3, 167) 私 5</p>
<p>富士山、青木ヶ原樹海及び富士五湖の各方面の優れた展望が得られる東海自然歩道線道路（歩道）の山稜部沿線の良好な森林景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：普通地域</p>	<p>9 1 (私 91)</p>
<p>東海自然歩道線道路（歩道）沿線から青木ヶ原樹海展望の前景となる良好な森林景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>4 5 (私 45)</p>
<p>青木ヶ原樹海の西方に位置する烏帽子岳南東尾根周辺の良好な森林景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>5 8 (公 58)</p>

(表9：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
富士山麓	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 9林班から16林班まで及び86林班の各一部	(公2, 143)
	山梨県富士吉田市 新屋の一部	(私 51)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20- I 林班, 21林班, 22林班, 23- I 林班, 24林班から26林班まで, 28林班から30林班まで, 32林班及び33林班の各一部	(公1, 693)
	静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署 1林班, 2林班, 4林班から8林班まで, 10林班から12林班まで, 58林班から67林班まで, 87林班から96林班まで, 100林班, 131林班から133林班まで及び136林班から145林班までの全部並びに104林班, 108林班, 111林班, 114林班, 117林班, 156林班, 157林班, 161林班, 162林班, 165林班, 166林班, 169林班及び170林班の各一部	(国1, 125)
	静岡県富士宮市 栗倉の一部	(公 2)
	静岡県富士市内 国有林静岡営林署 177林班から180林班までの全部及び181林班から187林班までの各一部	(国 191)
	静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 459林班, 483林班及び484林班の各一部	(国 9)
梨ヶ原	山梨県富士吉田市 上吉田の一部	(公 98)
	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部	(私 244)
	山梨県南都留郡忍野村 忍草の一部	(私 50)
富士裾野	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 43林班, 45林班, 46- I 林班, 46- II 林班, 48林班, 51- I 林班, 51- II 林班及び52林班の全部並びに40林班から42林班まで, 44林班, 47林班, 49林班及び53林班の各一部	(公1, 333)
	山梨県西八代郡上九一色村 富士ヶ嶺の一部	(私 215)
雁ノ穴	山梨県富士吉田市 上吉田の一部	(私 3)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>富士山頂を中心に、標高1,300～1,700m付近の山腹を取りまく、火山地形とシラビソ、ウラジロモミ及びカラマツの人工林にシラビソ-オオシラビソ、ヤマボウシ-ブナ群集の自然植生を交えた良好な森林景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>5,214 (国 1,325) (公 3,838) (私 51)</p>
<p>須走吉田線道路（車道）沿線から富士山展望の前景となる良好な森林景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>392 (公 98) (私 294)</p>
<p>青木ヶ原樹海南部及び富士山北西の側火山の一つである片蓋山周辺の良好な森林景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1,548 (公 1,333) (私 215)</p>
<p>富士山の北東に位置し、溶岩樹形や溶岩洞穴がみられる雁ノ穴周辺の地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3 (私 3)</p>

(表9：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
山中ハリモミ林	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部	(私 26)
天子山系 <small>てんし</small>	静岡県富士宮市 猪之頭, 佐折, 根原及び麓の各一部	(公 819) (私 2,711)
山中湖西部, 鷹丸尾 <small>たかまるび</small>	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 5林班の一部	(公 257)
	山梨県南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-II林班の全部並びに2林班及び4林班の各一部	(公 614)
	山梨県南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部	(公 24) (私 323)
富士山東麓部	静岡県御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班, 484林班及び501林班の各一部	(国 207)
	静岡県御殿場市 中畑の一部	(公 353) (私 30)
	静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 483林班及び484林班の各一部	(国 35)
	静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡営林署 494林班, 495林班及び500林班の各一部	(国 214)
富士山表富士周遊道路	静岡県富士宮市 山宮の一部	(私 42)
富士宮道路沿線	静岡県富士宮市 猪之頭, 上井出, 根原, 人穴及び麓の各一部	(国 30) (私 194)
合	計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>山中のハリモミ林周辺の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>2 6 (私 26)</p>
<p>富士山本体や各利用ルート及び利用拠点等からの展望対象であり、また、天子山系縦走線、毛無山登山線及び熊森山登山線道路（歩道）が通過する天子山系東斜面の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：一部未区分特別地域、一部普通地域</p>	<p>3, 5 3 0 (公 819) (私 2, 711)</p>
<p>山中湖西側に位置し、鷹丸尾溶岩流上にアカマツ林が分布する東富士五湖線道路（車道）沿線からの富士山展望方向並びに山中湖周辺から富士山展望の前景となる向切詰から切詰にかけての地域、籠坂峠から三国山にかけての山腹及び籠坂峠から東富士五湖道路山中湖インター付近にかけての良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：一部普通地域、一部未区分特別地域</p>	<p>1, 2 1 8 (公 895) (私 323)</p>
<p>富士山東斜面中腹に位置し、オンタデ、フジアザミ等の草本類からカラマツ、ハンノキ等の木本類への遷移がみられる富士山の噴火による火山性の砂礫地景観と、須走口登山線道路（車道）並びに御殿場口登山線、宝永山御殿庭線及び腰切塚御殿庭線道路（歩道）沿線の優れた森林景観等を呈する地区である。 旧計画：公園区域外</p>	<p>8 3 9 (国 456) (公 353) (私 30)</p>
<p>富士宮口登山線道路（車道）沿線の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：一部普通地域、一部公園区域外</p>	<p>4 2 (私 42)</p>
<p>富士山の優れた展望が得られる利用幹線車道の富士吉田富士宮線沿線の草原景観等を呈する地区である。 旧計画：普通地域</p>	<p>2 2 4 (国 30) (私 194)</p>
	<p>1 6, 4 0 2</p>

(オ) 乗入れ規制地域

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する地域を次のとおりとする。

(表 10 : 乗入れ規制地域表)

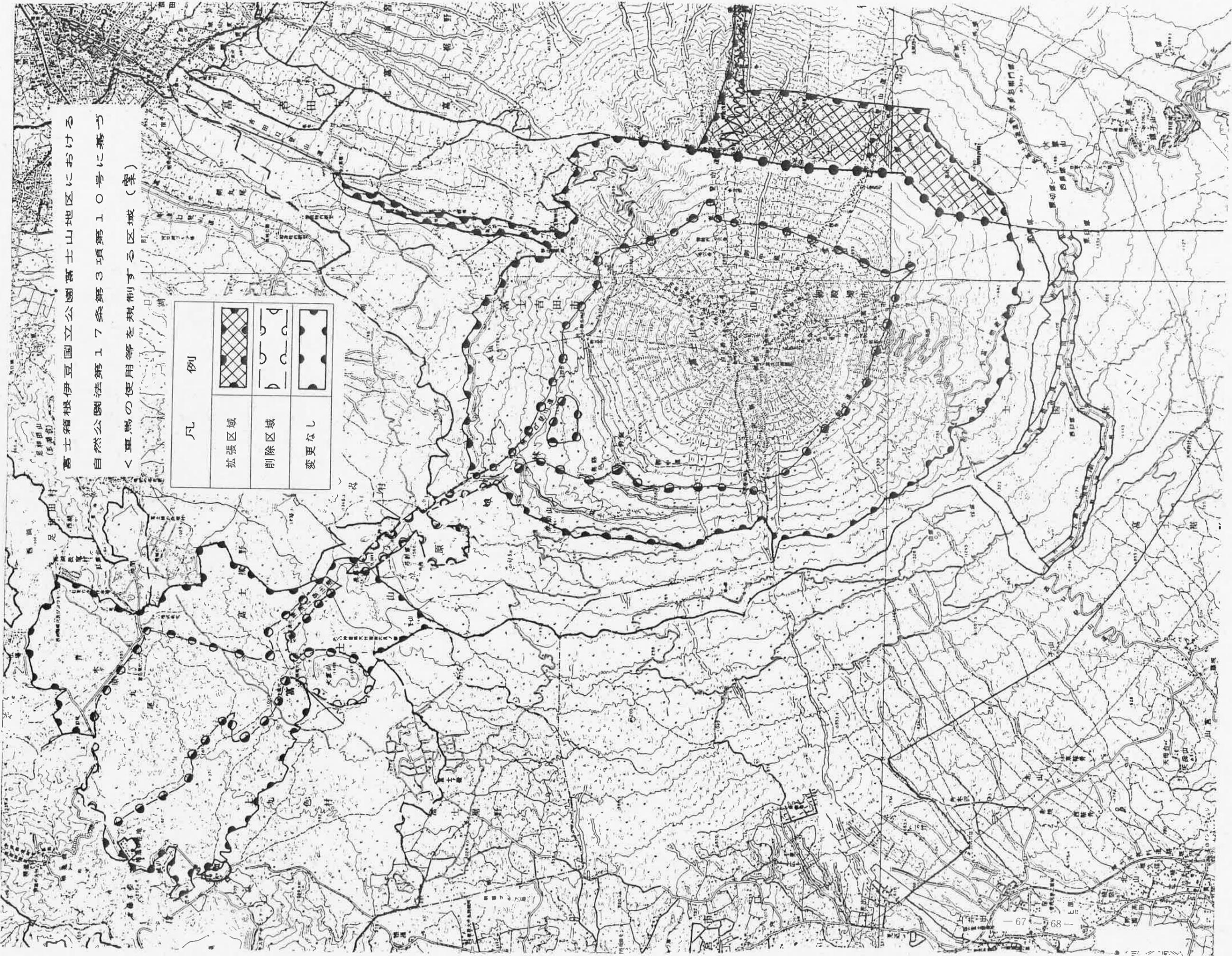
名 称	区 域	地 種 区 分
富士山	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区8林班から18林班までの各一部	第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域
	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I 林班, 38林班から42林班まで, 44林班及び47林班の各一部	
	山梨県南都留郡勝山村 勝山の一部	
	山梨県南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 36-II 林班の全部並びに35林班及び36-I 林班の各一部	
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班, 22林班, 23-I 林班, 24林班, 25林班及び28林班から34林班 までの各一部	
	静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署 46林班から57林班まで, 75林班から86林班まで, 123林班から 130林班まで, 134林班及び135林班の全部並びに74林班, 122林班及 び172林班の各一部	
	静岡県富士市内 国有林静岡営林署 173林班, 174林班及び176林班の全部並びに201林班の一部	
	静岡県御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班, 484林班, 499林班及び501林班の各一部	
	静岡県御殿場市 中畑の一部	
	静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 483林班及び484林班の各一部	
	静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡営林署 494林班, 495林班及び500林班の各一部	
(以上の区域のうち, 道路, 広場, 田, 畑, 牧場及び宅地の区域を除く。)		

区 域 の 概 要	面 積 (ha)
<p>当該地は、富士山中腹部以上（概ね標高1,600m以上）の火山荒原（東斜面及び上部）と亜高山帯樹林（東斜面以外の中腹部）、山麓部の青木ヶ原及び吉田口登山線道路（歩道）周辺部からなる。</p> <p>火山荒原にはオンタデ、イタドリ、フジアザミ、フジハタザオ等の特殊条件下でも生育可能な植物が群落を形成している。</p> <p>亜高山帯樹林はコメツガ、シラビソ等常緑針葉樹を高木層に持つものが主となっており、一部の地域ではカラマツの自然林やダケカンバ林も分布している。</p> <p>亜高山帯樹林の林床にはコケモモ、ハクサンシャクナゲを中心とした多様な植生が広がり、この中にはヒメミヤマウズラ、イチヨウラン等の稀少種もみられる。</p> <p>青木ヶ原は溶岩流上に成立したツガ、ヒノキ等の針葉樹を中心とした自然林が広範囲に残されている地域である。</p> <p>また、吉田口登山線道路（歩道）周辺にはレンゲツツジ及びフジザクラの大群落が見られる。</p> <p>また、側火山、溶岩洞穴、溶岩樹型等の火山活動を物語る特殊地形が多数分布する。</p> <p>ここ数年来、当該地においてはオフロード車、オフロードバイクの乗入れが著しく、それに伴う樹木の損傷、植生の荒廃、自然地形の改変等が自然環境保全上の問題となっている。</p> <p>本指定地域は、上記の貴重な自然環境の保護を図るため、オフロード車、オフロードバイクの乗入れによる自然環境への影響が出ている地域、及びそのおそれが大きくなっている地域を選定したものである。</p>	7,489

富士箱根伊豆国立公園富士山地区における
自然公園法第17条第3項第10号に基づ

く車馬の使用等を規制する区域(案)

凡 例	
拡張区域	
削除区域	
変更なし	



イ 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 1 1 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
山 梨 県	富士吉田市内 県有林吉田事業区 15林班及び86林班の各一部 (公 177)	1,070
	富士吉田市 新屋, 上吉田及び松山の各一部 (私 893)	
	西八代郡上九一色村 精進, 富士ヶ嶺及び本栖の各一部 (私 1,507)	1,507
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 1林班の全部 (公 245)	2,093
	南都留郡山中湖町 平野及び山中の各一部 (私 1,848)	
	南都留郡河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班の一部 (公 150)	3,235
	南都留郡河口湖町 浅川, 大石, 河口, 小立及び船津の各一部 (公 732) (私 2,353)	
	南都留郡勝山村 勝山の一部 (公 55) (私 268)	323
	南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 68林班の一部 (公 6)	1,350
	南都留郡足和田村 大嵐, 西湖, 西湖西及び長浜の各一部 (私 1,344)	
南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-II林班, 23-II林班, 23-III林班及び27林班の全部 並びに20-I林班, 23-I林班及び32林班の各一部 (公 1,808)	3,732	
南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (私 1,924)		
	小 計	13,310

(表 1 1 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡営林署 13林班から15林班まで, 17林班から22林班まで, 24林班から30林班まで, 32林班, 33林班, 35林班から 39林班まで, 41林班から43林班まで, 45林班, 68林班 から73林班まで, 97林班から99林班まで, 101林班か ら103林班まで, 105林班から107林班まで, 109林班, 110林班, 112林班, 113林班, 115林班, 116林班, 146林班から150林班まで, 152林班から155林班まで, 159林班, 160林班, 164林班, 167林班, 171林班, 192林班, 210林班, 246林班から267林班まで及び 284林班から300林班までの全部並びに104林班, 108林班, 111林班, 114林班, 117林班, 156林班, 157林班, 161林班, 162林班, 165林班, 166林班, 169林班及び170林班の各一部 (国 3,969)	1,0757	
	富士宮市 粟倉, 猪之頭, 内野, 上井出, 北山, 佐折, (公 736) 人穴, 麓, 根原及び山宮の各一部 (私 6,052)		
	富士市内 国有林静岡営林署 188林班から191林班まで, 193林班から200林班 まで, 202林班の全部並びに181林班から187林班まで 及び203林班の各一部 (国 1,194)	1,911	
	富士市 (公 249) 大淵及び桑崎の各一部 (私 468)		
	裾野市内 国有林静岡営林署 464林班及び483林班の各一部 (国 2)	440	
裾野市 須山の一部 (私 438)			
駿東郡小山町 須走の一部 (公 199) (私 135)	334		
	小 計	13,442	
合 計		26,752	

(表 1 2 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地							
地種区分		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別	
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公
山 梨 県	土地所有別面積	57	3,172	0	89	1,957	19	2,155	4,569
	地種区分別面積				2,065			7,698	
	地域地区別面積	3,229			20,203				
	地域別面積	23,432							
静 岡 県	土地所有別面積	1,008	0	0	1,573	0	0	1,125	39
	地種区分別面積				1,573			1,459	
	地域地区別面積	1,008			8,994				
	地域別面積	10,002							
富 士 山 頂	土地所有別面積	4	0	401	0	0	0	0	0
	地種区分別面積				0			0	
	地域地区別面積	405			0				
	地域別面積	405							
合 計	土地所有別面積	1,069	3,172	401	1,662	1,957	19	3,280	4,608
	地種区分別面積 (比率)				3,638 (6.0)			9,157 (15.0)	
	地域地区別面積 (比率)	4,642 (7.7)			29,197 (47.9)				
	地域別面積 (比率)	33,839 (55.5)							

(単位：面積 h a , 比率 %)

域				普通地域			合計		
地域	第3種特別地域								
私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
974	0	9,363	1,077	0	3,173	10,137	2,301	22,234	12,207
10,440									
			13,310			36,742			
295	1,811	1,174	2,977	5,165	1,184	7,093	10,682	2,397	10,365
5,962									
			13,442			23,444			
0	0	0	0	0	0	0	4	0	401
			0			405			
1,269	1,811	10,537	4,054	5,165	4,357	17,230	12,987	24,631	22,973
16,402 (26.9)									
			26,752 (44.5)			60,591 (100.0)			

(表 1 3 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村		現 行					普通地域	合 計
		特 別 地 域				小 計		
		未区分		第 3 種				
山 梨 県	富 士 吉 田 市		4,375		0	4,375	1,287	5,662
	西八代郡	上九一色村	5,224		0	5,224	1,583	6,807
		下 部 町	885		0	885	0	885
	南都留郡	西 桂 町	429		0	429	0	429
		忍 野 村	50		0	50	0	50
		山 中 湖 村	2,852		0	2,852	2,048	4,900
		河 口 湖 町	2,806		0	2,806	3,283	6,089
		勝 山 村	108		0	108	318	426
		足 和 田 村	1,493		0	1,493	1,369	2,862
		鳴 沢 村	5,044		0	5,044	3,912	8,956
小 計		23,266		0	23,266	13,800	37,066	
静 岡 県	富 士 宮 市		3,577		223	3,800	14,061	17,861
	富 士 市		513		70	583	1,852	2,435
	御 殿 場 市		849		0	849	0	849
	裾 野 市		96		0	96	462	558
	駿 東 郡	小 山 町	597		0	597	368	965
小 計		5,632		293	5,925	16,743	22,668	
富 士 山 頂 (県 境 未 確 定)		405		0	405	0	405	
合 計		29,303		293	29,596	30,543	60,139	

(単位：面積 ha)

変 更 後							増 減
特 別 地 域					普通地域	合 計	
特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計			
533	328	860	2,665	4,386	1,070	5,456	△206
1,133	477	1,631	2,059	5,300	1,507	6,807	
0	7	787	0	794	0	794	△91
0	86	0	343	429	0	429	
0	0	0	50	50	0	50	
57	95	1,424	1,231	2,807	2,093	4,900	
0	0	974	1,853	2,827	3,235	6,062	△27
0	0	103	0	103	323	426	
6	402	672	432	1,512	1,350	2,862	
1,500	670	1,247	1,807	5,224	3,732	8,956	
3,229	2,065	7,698	10,440	23,432	13,310	36,742	△324
463	577	1,075	4,923	7,038	10,757	17,795	△66
38	59	295	191	583	1,911	2,494	59
287	555	7	590	1,439	0	1,439	590
0	5	82	44	131	440	571	13
220	377	0	214	811	334	1,145	180
1,008	1,573	1,459	5,962	10,002	13,442	23,444	776
405	0	0	0	405	0	405	0
4,642	3,638	9,157	16,402	33,839	26,752	60,591	452

* 面積は市町村提出の資料による。

(2) 保護施設計画

保護施設を次のとおりとする。

(表 1 4 : 保護施設表)

番号	種 類	位 置
1	植生復元施設	静岡県富士宮市 <small>こたぬき</small> (小田貫湿原)

整 備 方 針	旧計画との関係
乾燥化を防止するとともに湿原植物の保護を図る。	新 規

3 利用計画

(1) 利用施設計画

ア 集団施設地区

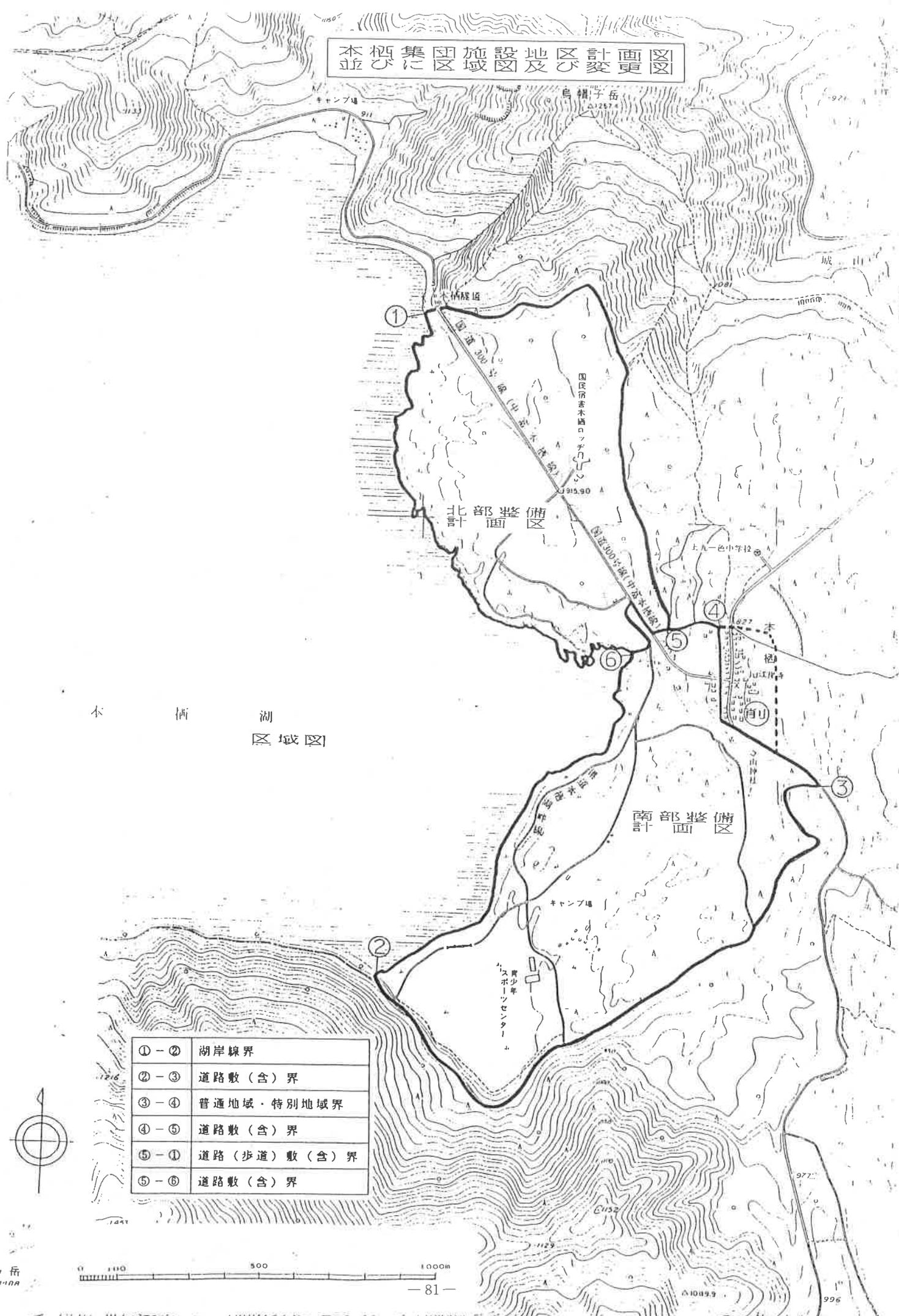
集団施設地区を次のとおりとする。

(表 1 5 : 集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
1	も ^と す 本 栖	山梨県西八代郡上九一色村 本栖の一部	<p>当地区は、富士山の北西、富士五湖の一つである本栖湖東側湖畔に位置し、中央自動車道路及び東海道新幹線等高速交通網により、東京から約2時間のアクセス圏内にある。また、1時間以内のアクセス圏内には三島市、沼津市、富士吉田市、富士宮市等、約100万人の人口が密集する大都市を有している。</p> <p>当地区からは、湖越しに富士山が望まれ、また、湖面に写るその姿は「逆さ富士」として親しまれており、特に、夏は避暑地として多くの観光客でにぎわう。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、本栖湖畔における快適な宿泊、野営、運動及び水辺レクリエーション等自然とのふれあいを進める拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>

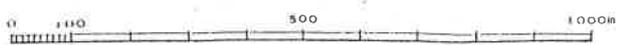
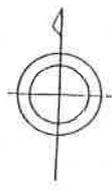
整備計画区及び基盤設備	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係
北部整備計画区	<p>溶岩上に生育するアカマツ等の自然林に囲まれた宿泊及び自然探勝等の利用を中心とした整備計画区である。</p> <p>本栖湖周回線道路（車道）の東側においては、自然林の中の静閑な宿泊施設等を整備するとともに、西側においては林内や湖畔を散策するための園地等を整備する。</p> <p>なお、施設については、本栖湖周回線道路（車道）から壁面線を十分後退させるとともに、保存緑地を十分に確保する等により、風致の保全に留意する。</p>	55.0	<p>一般計画 昭25. 2. 4決定</p> <p>詳細計画 昭29. 10. 1決定 昭38. 11. 29変更 昭39. 5. 15変更</p> <p>区域 昭29. 10. 1指定 （国立公園法に基づく） 昭32. 10. 1指定 （自然公園法に基づく） 昭38. 11. 29変更 昭39. 5. 15変更</p>
南部整備計画区	<p>竜ヶ岳北東部における運動、野営、宿泊及び水辺のレクリエーション利用のための整備計画区である。</p> <p>本栖湖周回線道路（車道）の東側には、主に宿泊、運動及びオートキャンプも可能な野営等のための施設を整備し、西側の湖畔においては釣り及びボート等の水辺のレクリエーションが楽しめるように駐車場、休憩所等の施設を整備する。</p> <p>なお、施設については、保存緑地を十分に確保する等により風致の保全に留意する。</p>	74.5	
給水施設	各施設への給水施設を整備する。		
排水施設	本栖湖の水質を保全するために、下水道等の排水施設を整備する。		
面積計	国	44.5	
	公	52.1	
	私	32.9	
		129.5	

本栖湖地区整備計画図 並びに区域図



本 栖 湖
区 域 図

① - ②	湖岸線界
② - ③	道路敷(含)界
③ - ④	普通地域・特別地域界
④ - ⑤	道路敷(含)界
⑤ - ①	道路(歩道)敷(含)界
⑤ - ⑥	道路敷(含)界

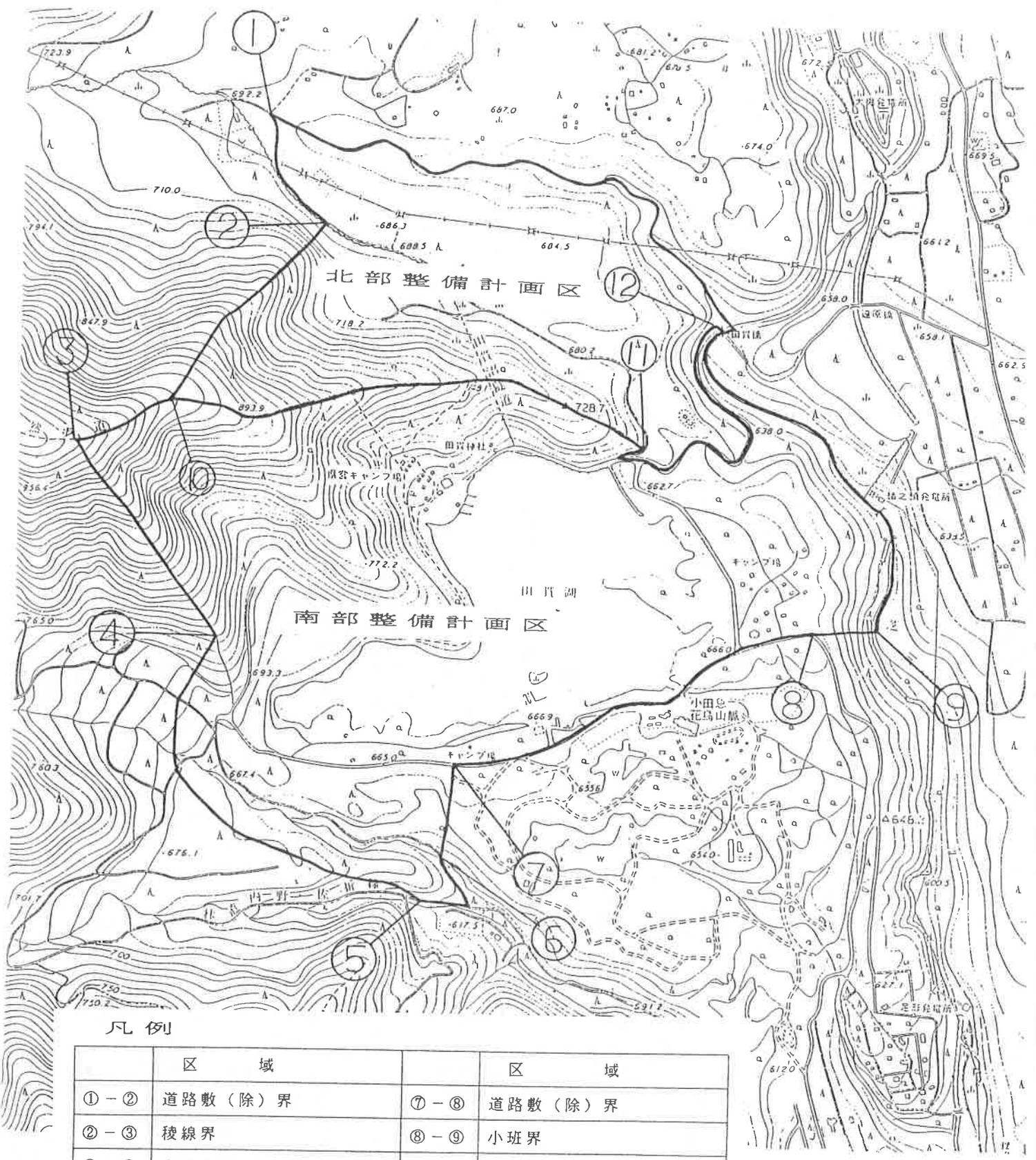


(表 1 5 : 集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
2	たぬきこ 田貫湖	静岡県富士宮市 猪之頭及び佐折の各一部	<p>当地区は、富士山の西、天子山系の長者ヶ岳東麓に位置し、東名高速道路及び東海道新幹線等高速交通網により、東京から約2時間のアクセス圏内にある。また、1時間以内のアクセス圏内には三島市、沼津市、富士吉田市、富士宮市等、約100万人の人口が密集する大都市を有している。</p> <p>当地区からは、富士五湖の各利用拠点に劣らず雄大かつ美しい富士山の山容を望むことができ、また、地区内には、小規模ながら富士山地域では唯一の湿原である小田貫湿原がある。4月と8月の20日前後には富士山頂からの日の出が見られ（通称、ダイヤモンド富士）、湖面に写る逆さ富士とともに特異な景観として知られている。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、自然とのふれあい拠点となるように宿泊、野営、休憩、自然学習等のための施設を計画するものとする。</p>

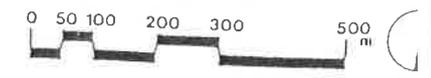
整備計画区及び基盤設備	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係	
北部整備計画区	<p>主に小田貫^{こだぬき}湿原の自然とのふれあいを通じて自然を学び、楽しむ整備計画区である。</p> <p>ヨシ等の湿地性植物が生育し、特定植物群落がみられる小田貫湿原をフィールドとして、湿原の保全に留意しつつ、自然観察、休憩等のための施設を整備する。</p> <p>湿原南側に位置する田貫尾根の北側斜面一帯は、フィールドから望見され、また、湿原の湧水の集水域と考えられることから、その保全に努めることとする。</p>	58.2	新規	
南部整備計画区	<p>田貫湖畔において、快適な宿泊、野営を楽しむとともに、当該地域周辺の自然の学習を行い、また、水辺のレクリエーション等を楽しむ整備計画区である。</p> <p>西側の湖畔には、本地区の中心施設として低廉で快適な宿泊施設を整備するとともに、田貫湖における舟遊び等のための施設、田貫湖周辺の自然を解説し、情報を提供する博物展示施設等を整備する。</p> <p>なお、田貫湖の東側の湖畔においては、本計画区から湖越しに富士山を眺望することから大規模な工作物の設置を避ける等、景観の保全に十分配慮することとする。</p>	136.1		
給水施設	田貫湖北岸の湧水を水源とするが、供給水量に不足が生じる場合は、井戸や芝川水系支流等からの供給について検討する。			
排水施設	原則として、各施設ごとに合併浄化槽を整備し、田貫湖の水質保全を図るため、芝川への排水路を整備する。			
面積計		国	私	
		—	23.4	170.9
		194.3		

田貫湖集団施設地区計画図及び区域図



凡例

区 域		区 域	
① - ②	道路敷(除)界	⑦ - ⑧	道路敷(除)界
② - ③	稜線界	⑧ - ⑨	小班界
③ - ④	小班界	⑨ - ⑩	河川中心線界
④ - ⑤	道路中心線から100m線界	⑩ - ⑪	道路(歩道)敷(除)界
⑤ - ⑥	道路敷(除)界	⑪ - ⑫	道路敷(除)界
⑥ - ⑦	图上確定線界(貸借地界)		



イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 1 6 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	園 地	山梨県富士吉田市（諏訪の森）
2	宿 舎	山梨県富士吉田市（諏訪の森）
3	運 動 場	山梨県富士吉田市（諏訪の森）
4	園 地	山梨県富士吉田市，南都留郡忍野村及び山中湖村（ ^{かなやま} 鐘山）
5	園 地	山梨県富士吉田市（吉田胎内洞穴）
6	園 地	山梨県富士吉田市（中ノ茶屋）
7	園 地	山梨県富士吉田市（大石茶屋）
8	園 地	山梨県富士吉田市（吉田口馬返）
9	宿 舎	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村（精進口五合目）
1 0	休 憩 所	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村（精進口五合目）
1 1	博物展示施設	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村（精進口五合目）
1 2	宿 舎	山梨県富士吉田市（吉田口登山線）
1 3	案 内 所	山梨県富士吉田市（吉田口六合目）
1 4	医療救急施設	山梨県富士吉田市（吉田口七合目）
1 5	宿 舎	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村 並びに静岡県富士宮市，富士市，御殿場市及び駿東郡小山町 並びに富士山頂浅間神社奥宮境内地（富士山頂）

整 備 方 針	旧計画との関係
アカマツの大木が茂る「諏訪の森」の優れた自然環境と富士山の景観を活かした散策・休憩のための園地として整備する。	昭59. 1. 9告示
諏訪の森及び富士北麓の探勝等のための滞在拠点として整備する。	昭59. 1. 9告示
アカマツの大木が茂る「諏訪の森」の優れた自然環境と富士山の景観を活かした運動場として整備する。	昭59. 1. 9告示
旧鎌倉往還沿いにアカマツ・カラマツ林が成立する自然環境を活かした鐘山及び瀧沢堀周辺の探勝のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示
吉田胎内洞穴及び周辺の探勝のための園地として整備する。	新 規
吉田口登山線道路（歩道）利用者等の散策・休憩のための園地として整備する。	新 規
フジザクラやレンゲツツジ等が生育する自然環境を活かした富士山の登山者及び周辺探勝利用者の展望・休憩のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示
富士吉田登山線道路（車道）終点における富士山の登山者及び周辺探勝利用者の散策・休憩のための園地として整備する。	新 規
富士登山（河口湖口）線道路（車道）終点における富士山の登山者の滞在拠点として整備する。	昭25. 2. 4告示 (位置表示の変更)
富士登山（河口湖口）線道路（車道）終点における御坂山系や富士五湖の展望を活かした富士山の登山者及び周辺探勝利用者の展望・休憩のための施設として整備する。	昭39. 10. 23日告示 (位置表示の変更)
富士登山（河口湖口）線道路（車道）終点において、富士山の自然解説と登山案内のための博物展示施設として整備する。	新 規
吉田口登山線道路（歩道）を利用する富士山の登山者の滞在拠点として整備する。	昭25. 2. 4告示, 昭30. 6. 25告示, 昭30. 9. 7告示の 統合
富士山の登山者に対する情報提供のための案内所として整備する。	新 規
富士山の登山者の医療救急施設として整備する。	新 規
富士山頂における富士山の登山者の滞在拠点として整備する。	昭25. 2. 4告示 の統合

(表 1 6 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1 6	休 憩 所	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村 並びに静岡県富士宮市, 富士市, 御殿場市及び駿東郡小山町 並びに富士山頂浅間神社奥宮境内地 (富士山頂)
1 7	園 地	山梨県西八代郡上九一色村 (王岳) ^{おおだけ}
1 8	汚物処理施設	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖東)
1 9	園 地	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖北岸)
2 0	宿 舎	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖北岸)
2 1	駐 車 場	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖北岸)
2 2	園 地	山梨県西八代郡上九一色村 (精進赤池)
2 3	宿 舎	山梨県西八代郡上九一色村 (精進赤池)
2 4	野 営 場	山梨県西八代郡上九一色村 (精進赤池)
2 5	園 地	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖南岸)
2 6	排 水 施 設	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖南岸)
2 7	園 地	山梨県西八代郡上九一色村 (パノラマ台)
2 8	野 営 場	山梨県西八代郡上九一色村 (本栖大久保)
2 9	園 地	山梨県西八代郡上九一色村及び南都留郡足和田村 (富岳風穴)
3 0	園 地	山梨県西八代郡上九一色村 (富士風穴)
3 1	園 地	山梨県西八代郡下部町 (本栖湖西岸)

整備方針	旧計画との関係
富士山頂における登山者の休憩所として整備する。	新規
青木ヶ原樹海越しの富士山の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	新規
精進湖、本栖湖等の公園利用施設等から出る汚物を処理する施設として整備する。	昭46. 1. 22告示
精進湖周辺の自然林と精進湖越しの富士山の景観を活かした散策・休憩のための園地として整備する。	新規 (精進集団施設地区からの振替)
精進湖畔の自然林と富士山の景観を活かした精進湖周辺の探勝等のための滞在拠点として整備する。	新規 (精進集団施設地区からの振替)
精進湖畔の探勝のための駐車場として整備する。	新規 (精進集団施設地区からの振替)
精進湖畔に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした精進湖赤池周辺の探勝のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示
精進湖畔に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした精進湖赤池周辺の探勝等のための滞在拠点として整備する。	新規
精進湖畔に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした精進湖赤池の野外宿泊の拠点として整備する。	昭46. 1. 22告示
精進湖畔に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした精進湖南岸の探勝のための園地として整備する。	新規
精進湖周辺のための下水処理施設として整備する。	新規
富士山や眼下の本栖湖及び精進湖の優れた景観を活かした散策・休憩のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示
本栖湖周辺に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした野外宿泊の拠点として整備する。	昭34. 2. 13告示 (位置表示の変更)
富岳風穴及び周辺に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした探勝のための園地として整備する。	昭45. 4. 11告示
富士風穴及び周辺に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした探勝のための園地として整備する。	新規
本栖湖に面し、雨ヶ岳等の山々に囲まれた清閑な環境を活かした探勝のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示, 昭29. 2. 18告示 の統合

(表 1 6 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
3 2	宿 舎	山梨県西八代郡下部町（本栖湖西岸）
3 3	野 営 場	山梨県西八代郡下部町（本栖湖西岸）
3 4	園 地	山梨県西八代郡下部町（雨ヶ岳）
3 5	駐 車 場	山梨県南都留郡山中湖村（山中）
3 6	ゴ ル フ 場	山梨県南都留郡山中湖村（山中）
3 7	園 地	山梨県南都留郡山中湖村（平野）
3 8	園 地	山梨県南都留郡山中湖村（旭日ヶ丘）
3 9	宿 舎	山梨県南都留郡山中湖村（旭日ヶ丘）
4 0	休 憩 所	山梨県南都留郡山中湖村（旭日ヶ丘）
4 1	野 営 場	山梨県南都留郡山中湖村（旭日ヶ丘）
4 2	水 泳 場	山梨県南都留郡山中湖村（旭日ヶ丘）
4 3	舟 遊 場	山梨県南都留郡山中湖村（旭日ヶ丘）
4 4	給 油 施 設	山梨県南都留郡山中湖村（旭日ヶ丘）
4 5	園 地	山梨県南都留郡山中湖村（三国山）
4 6	園 地	山梨県南都留郡河口湖町（御坂峠 ^{みさか} ）

整備方針	旧計画との関係
本栖湖に面し、雨ヶ岳等の山々に囲まれた清閑な環境を活かした滞在拠点として整備する。	昭25. 2. 4告示, 昭39. 7. 16告示の 統合
本栖湖に面し、雨ヶ岳等の山々に囲まれた清閑な環境を活かした野外宿泊の拠点として整備する。	昭29. 2. 18告示 (位置表示の変更)
天子山系からの富士山の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示
山中湖及び山中湖畔の探勝等のための駐車場として整備する。	昭42. 12. 5告示
既存のゴルフ場を維持する。	昭25. 2. 4告示
山中湖越しの富士山の雄大な景観を活かした山中湖周辺における野外レクリエーションのための園地として整備する。	新 規
山中湖の雄大な景観を活かした野外レクリエーションのための園地として整備する。	新 規 (山中集団施設地区からの振替)
山中湖の雄大な景観を活かした滞在拠点として整備する。	新 規 (山中集団施設地区からの振替)
山中湖の南湖畔における休憩所として整備する。	新 規 (山中集団施設地区からの振替)
山中湖の雄大な景観を活かした野外宿泊の拠点として整備する。	新 規 (山中集団施設地区からの振替)
山中湖の南湖畔における水遊び・水泳のための施設として整備する。	新 規 (山中集団施設地区からの振替)
山中湖の南湖畔における舟遊びのための施設として整備する。	新 規 (山中集団施設地区からの振替)
山中湖の南湖畔における給油施設として整備する。	新 規 (山中集団施設地区からの振替)
山中湖の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示
河口湖越しの富士山の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示

(表 1 6 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
4 7	園 地	山梨県南都留郡河口湖町 (三ツ峠山)
4 8	宿 舎	山梨県南都留郡河口湖町 (三ツ峠山)
4 9	園 地	山梨県南都留郡河口湖町 (大石峠)
5 0	園 地	山梨県南都留郡河口湖町 (河口湖北岸)
5 1	宿 舎	山梨県南都留郡河口湖町 (河口湖北岸)
5 2	野 営 場	山梨県南都留郡河口湖町 (河口湖北岸)
5 3	野 営 場	山梨県南都留郡河口湖町 (産屋ヶ崎 ^{うぶやがさき})
5 4	園 地	山梨県南都留郡河口湖町 (鵜ノ島)
5 5	舟 遊 場	山梨県南都留郡河口湖町 (鵜ノ島)
5 6	園 地	山梨県南都留郡河口湖町 (河口湖南岸)
5 7	宿 舎	山梨県南都留郡河口湖町 (浅川)
5 8	宿 舎	山梨県南都留郡河口湖町 (小立 ^{こだち})
5 9	宿 舎	山梨県南都留郡河口湖町 (船津)
6 0	給 油 施 設	山梨県南都留郡河口湖町 (船津)
6 1	園 地	山梨県南都留郡河口湖町 (天上山 ^{てんじょうざん})

整 備 方 針	旧計画との関係
三ツ峠山の変化に富んだ地形と富士山の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示
三ツ峠山周辺の探勝のための滞在拠点として整備する。	昭30. 9. 7告示
河口湖と富士山の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	新 規
河口湖越しの富士山の景観を活かした河口湖北岸の探勝及び野外レクリエーションのための園地として整備する。	新 規
河口湖越しの富士山の景観を活かした河口湖北岸の滞在拠点として整備する。	昭25. 2. 4告示, 昭38. 7. 5告示の 統合
河口湖越しの富士山の景観を活かした河口湖北岸の野外宿泊の拠点として整備する。	昭31. 11. 7告示
河口湖に写る逆さ富士の景観を活かした産屋ヶ崎の野外宿泊の拠点として整備する。	昭31. 11. 7告示
河口湖に浮かぶ鵜ノ島の探勝のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示
河口湖に浮かぶ鵜ノ島における舟遊びのための施設として整備する。	新 規
河口湖南岸における探勝及び野外レクリエーション等のための園地として整備する。	新 規 (船津集団施設地区からの振替)
河口湖周辺及び富士山麓の探勝等のための河口湖畔における滞在拠点として整備する。	新 規 (船津集団施設地区からの振替)
御坂山系や富士山の景観を活かした河口湖畔における滞在拠点として整備する。	新 規 (船津集団施設地区からの振替)
河口湖周辺及び富士山麓の探勝等のための河口湖畔の滞在拠点として整備する。	新 規 (船津集団施設地区からの振替)
甲府船津線道路（車道）沿線における給油施設として整備する。	新 規 (船津集団施設地区からの振替)
眼下の河口湖や富士山の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	昭34. 10. 26告示

(表 1 6 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
6 2	博物展示施設	山梨県南都留郡河口湖町（船津剣丸尾）
6 3	園 地	山梨県南都留郡勝山村（里宮）
6 4	舟 遊 場	山梨県南都留郡勝山村（里宮）
6 5	園 地	山梨県南都留郡勝山村（ <small>こうみ</small> 小海）
6 6	宿 舎	山梨県南都留郡勝山村（小海）
6 7	園 地	山梨県南都留郡勝山村（羽根子山）
6 8	野 営 場	山梨県南都留郡足和田村（長浜）
6 9	野 営 場	山梨県南都留郡足和田村（西湖北岸）
7 0	園 地	山梨県南都留郡足和田村（西湖 <small>ねんば</small> 根場）
7 1	宿 舎	山梨県南都留郡足和田村（西湖根場）
7 2	野 営 場	山梨県南都留郡足和田村（西湖根場）
7 3	宿 舎	山梨県南都留郡足和田村（西湖青木ヶ原）
7 4	野 営 場	山梨県南都留郡足和田村（西湖青木ヶ原）
7 5	園 地	山梨県南都留郡足和田村（ <small>こうもりあな</small> 蝙蝠穴）
7 6	園 地	山梨県南都留郡足和田村及び鳴沢村（ <small>ごこだい</small> 五湖台）
7 7	園 地	山梨県南都留郡足和田村及び鳴沢村（ <small>さんごだい</small> 三湖台）
7 8	園 地	山梨県南都留郡鳴沢村（ <small>こうようだい</small> 紅葉台）

整 備 方 針	旧計画との関係
富士登山（河口湖口）線道路（車道）起点において、富士山の自然を総合的に解説するための博物展示施設として整備する。	新 規
河口湖周辺における探勝及び野外レクリエーションのための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示 (位置表示の変更)
河口湖における舟遊びのための施設として整備する。	新 規
河口湖周辺における探勝及び野外レクリエーションのための園地として整備する。	新 規
河口湖周辺における探勝及び野外レクリエーションのための滞在拠点として整備する。	昭25. 2. 4告示 (位置表示の変更)
富士山と河口湖の景観を活かした羽根子山の探勝のための園地として整備する。	新 規
河口湖越しの御坂山系の景観を活かした河口湖畔の野外宿泊の拠点として整備する。	昭36. 9. 11告示
西湖北岸の水辺の自然環境を活かした野外宿泊の拠点として整備する。	新 規
青木ヶ原樹海の優れた自然環境を活かした探勝のための園地として整備する。	新 規
西湖周辺における探勝及び野外レクリエーションのための滞在拠点として整備する。	昭34. 5. 29告示
西湖周辺における探勝及び野外レクリエーションのための野外宿泊の拠点として整備する。	昭34. 3. 24告示
西湖・青木ヶ原周辺における探勝及び野外レクリエーションのための滞在拠点として整備する。	昭41. 12. 14告示
西湖・青木ヶ原周辺の自然環境を活かした野外宿泊の拠点として整備する。	昭41. 12. 14告示
蝙蝠穴及び周辺の探勝のための園地として整備する。	新 規
富士山及び富士五湖の景観を活かした東海自然歩道沿線における展望・休憩のための園地として整備する。	新 規
富士山、青木ヶ原樹海、御坂山系及び西湖の景観を活かした東海自然歩道沿線における展望・休憩のための園地として整備する。	新 規
青木ヶ原樹海越しの富士山の景観を活かした東海自然歩道沿線における展望・休憩のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示

(表 1 6 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
7 9	園 地	山梨県南都留郡鳴沢村（鳴沢氷穴）
8 0	ス キ ー 場	山梨県南都留郡鳴沢村（天神山）
8 1	駐 車 場	山梨県南都留郡鳴沢村（精進口五合目）
8 2	園 地	山梨県南都留郡鳴沢村（ ^{おにわおくにわ} 御庭奥庭）
8 3	宿 舎	山梨県南都留郡鳴沢村（御庭奥庭）
8 4	園 地	静岡県富士宮市（猪之頭）
8 5	宿 舎	静岡県富士宮市（富士宮口登山線）
8 6	医療救急施設	静岡県富士宮市（富士宮口八合目）
8 7	休 憩 所	静岡県富士宮市（富士宮口新五合目）
8 8	駐 車 場	静岡県富士宮市（富士宮口新五合目）
8 9	宿 舎	静岡県富士宮市（花鳥山脈）
9 0	植 物 園	静岡県富士宮市（花鳥山脈）
9 1	園 地	静岡県富士宮市（高鉢山）
9 2	園 地	静岡県富士宮市（白糸の滝）
9 3	園 地	静岡県富士宮市（西白塚）
9 4	駐 車 場	静岡県富士宮市（西白塚）
9 5	博物展示施設	静岡県富士宮市（西白塚）

整 備 方 針	旧計画との関係
鳴沢氷穴周辺の探勝のための園地として整備する。	新 規
富士山北麓における初, 中級者を対象としたスキー場として整備する。	昭61. 6. 17告示
富士登山(河口湖口)線道路(車道)終点における富士山の登山者及び周辺探勝のための駐車場として整備する。	昭31. 12. 17告示
天子山系, 御坂山系及び富士山の景観を活かした富士山の登山や御庭, 奥庭周辺探勝のための園地として整備する。	昭39. 12. 17告示
天子山系, 御坂山系及び富士山の景観を活かした富士山の登山や御庭, 奥庭周辺探勝のための滞在拠点として整備する。	昭25. 2. 4告示
豊かな湧水に恵まれた自然環境を活かした休憩・探勝のための園地として整備する。	昭45. 4. 11告示
富士宮口登山線道路(歩道)を利用する富士山の登山者の滞在拠点として整備する。	昭25. 2. 4の複数告示の統合
富士山の登山者の救急医療施設として整備する。	昭36. 9. 11告示
富士宮口登山線道路(歩道)新五合目からの景観を活かした富士山の登山者や周辺探勝利用者の展望・休憩のための施設として整備する。	昭45. 5. 21告示
富士宮口登山線道路(車道)終点における富士山の登山者及び周辺探勝利用者のための駐車場として整備する。	新 規
天子ヶ岳山麓の静閑な自然環境を活かした滞在拠点として整備する。	昭41. 3. 18告示
主に富士山地域固有の植物を鑑賞する植物園として整備する。	昭41. 3. 18告示
富士宮口登山線道路(車道)のドライブ利用者の散策・休憩のための園地として整備する。	昭42. 3. 29告示
白糸の滝の探勝のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示
ヤマボウシやブナの自然林が成立する優れた自然環境を活かした探勝等のための園地として整備する。	昭42. 3. 29告示
主に西臼塚園地及び博物展示施設の利用者の駐車場として整備する。	新 規
富士宮口登山線道路(車道)沿線において富士山の自然及び利用情報の提供のための博物展示施設として整備する。	新 規

(表 1 6 : 单独施設表)

番号	種 類	位 置
9 6	休 憩 所	静岡県富士市 (高鉢交差点)
9 7	給 油 施 設	静岡県富士市 (高鉢交差点)
9 8	宿 舎	静岡県御殿場市 (御殿場口登山線)
9 9	園 地	静岡県裾野市 (越前岳)
1 0 0	宿 舎	静岡県駿東郡小山町 (須走口登山線)
1 0 1	駐 車 場	静岡県駿東郡小山町 (須走口新五合目)

整 備 方 針	旧計画との関係
富士宮口登山線道路（車道）のドライブ利用者の休憩のための施設として整備する。	新 規
富士宮口登山線道路（車道）沿線における給油施設として整備する。	新 規
御殿場口登山線道路（歩道）を利用する富士山の登山者の滞在拠点として整備する。	昭25. 2. 4の複数告示の統合
富士山の優れた景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	昭25. 2. 4告示
須走口登山線道路（歩道）を利用する富士山の登山者の滞在拠点として整備する。	昭25. 2. 4告示, 昭37. 4. 9告示の統合
須走口登山線道路（車道）の終点における富士山の登山者及び周辺探勝利用者の駐車場として整備する。	新 規

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 17 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	富士吉田口登山線	起点－山梨県富士吉田市 (上吉田・国立公園境界) 終点－山梨県富士吉田市 (吉田口馬返)	大石茶屋
2	精進湖線	起点－山梨県西八代郡上九一色村 (精進・国立公園境界) 終点－山梨県西八代郡上九一色村 (精進赤池・車道合流点) 終点－山梨県西八代郡上九一色村 (青木ヶ原・車道合流点)	精進湖畔
3	本栖湖周回線	起点－山梨県西八代郡下部町 (中之倉・国立公園境界) 終点－山梨県西八代郡上九一色村 (本栖・車道合流点) 終点－山梨県西八代郡上九一色村 (本栖)	本栖集団施設地区, 本栖湖畔
4	山中内野線	起点－山梨県南都留郡山中湖村 (内野・車道分岐点) 終点－山梨県南都留郡山中湖村 (山中・国立公園境界)	
5	^{どうし} 道志平野線	起点－山梨県南都留郡山中湖村 (山伏峠・国立公園境界) 終点－山梨県南都留郡山中湖村 (平野・車道合流点)	
6	平野三国山線	起点－山梨県南都留郡山中湖村 (平野・車道分岐点) 終点－山梨県南都留郡山中湖村 (三国山・国立公園境界)	
7	山中湖周回線	起点－山梨県南都留郡山中湖村 (旭日ヶ丘・車道分岐点) 終点－山梨県南都留郡山中湖村 (山中・車道合流点)	山中湖畔
8	東富士五湖線	起点－山梨県南都留郡山中湖村 (籠坂峠・国立公園境界) 終点－山梨県南都留郡河口湖町 (船津剣丸尾・国立公園境界)	
9	甲府船津線	起点－山梨県南都留郡河口湖町 (御坂峠・国立公園境界) 起点－山梨県南都留郡河口湖町 (御坂トンネル・国立公園境界) 終点－山梨県富士吉田市 (松山・国立公園境界)	河口湖畔
10	河口湖北岸線	起点－山梨県南都留郡河口湖町 (河口・車道分岐点) 起点－山梨県南都留郡河口湖町 (河口・車道分岐点) 終点－山梨県南都留郡足和田村 (長浜・車道合流点)	河口湖畔
11	船津産屋ヶ崎線	起点－山梨県南都留郡河口湖町 (船津・車道分岐点) 終点－山梨県南都留郡河口湖町 (産屋ヶ崎・車道合流点)	河口湖大橋
12	河口湖西湖線	起点－山梨県南都留郡河口湖町 (船津・車道分岐点) 終点－山梨県西八代郡上九一色村 (御殿庭・車道合流点)	河口湖畔, 西湖畔
13	富士北麓公園線	起点－山梨県南都留郡河口湖町 (船津胎内・車道分岐点) 終点－山梨県富士吉田市 (中ノ茶屋・車道合流点)	

整 備 方 針	旧計画との関係
上吉田から馬返への到達道路として整備する。	昭15. 1. 11告示の変更 (吉田富士山線)
甲府方面から精進湖畔への到達道路及び精進湖畔を探勝する道路として整備する。	昭32. 9. 28告示の変更 (精進湖畔線) 昭11. 12. 26告示の変更 (市川大門精進線) 昭15. 1. 11告示の変更 (市川大門精進線)
山梨県西八代郡下部町方面から本栖集団施設地区への到達道路及び本栖湖畔を探勝する道路として整備する。	昭15. 1. 11告示の変更 (下部本栖線) 昭36. 9. 11告示の変更 (本栖湖岸線)
山中湖畔から山梨県南都留郡山中湖村内野への到達道路として整備する。	昭15. 1. 11告示の変更
山梨県南都留郡道志村方面から山中湖畔への到達道路として整備する。	昭15. 1. 11告示の変更
山中湖畔から三国山への到達道路として整備する。	昭34. 3. 24告示の変更
山中湖南湖畔の旭日ヶ丘から東湖畔の平野への到達道路及び山中湖畔の探勝道路として整備する。	昭15. 1. 11告示の変更
静岡県駿東郡小山町方面から船津剣丸尾への到達道路（東富士五湖道路）として整備する。	新 規
甲府方面から河口湖畔への到達道路として整備する。	昭15. 1. 11告示の変更
河口湖北岸の探勝道路として整備する。	昭15. 1. 11告示の変更 (河口長浜線)
河口湖を縦断する河口湖大橋を経由し、富士吉田富士宮線道路（車道）と甲府船津線道路（車道）を連絡する道路として整備する。	昭43. 11. 1告示の変更
船津と青木ヶ原を結び、河口湖畔及び西湖畔を探勝する道路として整備する。	昭15. 1. 11告示の変更 (小湖御殿庭線)
富士登山（河口湖口）線（車道）と富士吉田口登山線（車道）との連絡道路として整備する。	新 規

(表 1 7 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1 4	富士吉田富士宮線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (船津剣丸尾・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (上井出・特別地域境界)	青木ヶ原, 富岳風穴, 朝霧高原
1 5	富士登山 (河口湖口) 線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (船津剣丸尾・車道分岐点) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村 (精進口五合目)	御庭
1 6	西湖南岸線	起点—山梨県南都留郡足和田村 (富岳風穴・車道分岐点) 終点—山梨県南都留郡足和田村 (西湖根場・車道合流点) 終点—山梨県南都留郡足和田村 (西湖・車道合流点)	西湖畔
1 7	富士宮鳴沢線	起点—山梨県南都留郡鳴沢村 (焼間 ^{やま} ・車道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (朝霧高原・車道合流点)	青木ヶ原
1 8	田貫湖線	起点—静岡県富士宮市 (朝霧高原・車道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (佐折・国立公園境界)	田貫湖集団施設地区
1 9	富士宮口登山線	起点—静岡県富士宮市 (飯盛林道分岐点) 起点—静岡県富士市 (大淵・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (富士宮口五合目)	西臼塚
2 0	須走吉田線	起点—静岡県駿東郡小山町 (須走 ^{あらし} ・国立公園境界) 終点—山梨県富士吉田市 (新屋・国立公園境界)	山中湖畔
2 1	須走口登山線	起点—静岡県駿東郡小山町 (旧馬返・国立公園境界) 終点—静岡県駿東郡小山町 (新五合目)	

(イ) 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表 1 8 : 道路 (自転車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	山中湖忍野線 ^{おしの}	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (旭日ヶ丘) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (山中) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (内野・国立公園境界)	山中湖畔

整 備 方 針	旧計画との関係
富士吉田市方面から青木ヶ原、朝霧高原を経て、富士宮市方面に至る、富士山周回の主要公園利用道路として整備する。	昭11. 12. 26告示の変更 (吉田大宮線) 昭15. 1. 11告示の変更 (吉田大宮線) 昭39. 3. 15告示の変更 (上井出遠野ヶ原線)
富士吉田市の市街地及び河口湖方面から精進口五合目への到達道路（富士スバルライン）として整備する。	昭36. 10. 24告示の変更
西湖畔の探勝道路及び蝙蝠穴と富岳風穴との連絡道路として整備する。	昭15. 1. 11告示の変更 (焼間ヶ原根場線)
富士北麓方面と富士宮方面との連絡道路として整備する。	新 規
朝霧高原から猪之頭を経て、田貫湖方面への連絡道路及び田貫湖集団施設地区へ到達する道路として整備する。	昭15. 1. 11告示の変更 (狸沼線)
富士宮市方面及び御殿場市方面から富士宮口五合目への到達道路（富士山スカイライン）として整備する。	昭42. 3. 29告示の変更 (富士高鉢周回線) 昭34. 2. 13告示の変更 (富士宮口登山線)
御殿場市方面から富士吉田市方面に至る、富士山周回の主要公園利用道路の一部として整備する。	昭11. 12. 26告示の変更 (御殿場吉田線)
小山町の市街地方面から須走口新五合目への到達道路として整備する。	新 規

整 備 方 針	旧計画との関係
山中湖畔から内野へ至る、山中湖周辺の探勝のための自転車道として整備する。	新 規

(ウ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表19:道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	吉田口登山線	起点—山梨県富士吉田市(富士浅間神社・国立公園境界) 終点—山梨県富士吉田市(諏訪内・歩道合流点) 起点—山梨県富士吉田市(諏訪の森・歩道分岐点) 終点—富士山頂(富士山頂・歩道合流点)	吉田口五合目
2	諏訪の森船津胎内線	起点—山梨県富士吉田市(諏訪の森・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡河口湖町(船津胎内)	
3	精進女坂線	起点—山梨県西八代郡上九一色村(精進湖畔) 終点—山梨県西八代郡上九一色村(女坂・歩道合流点)	
4	精進五湖山線	起点—山梨県西八代郡上九一色村(精進湖畔) 終点—山梨県西八代郡上九一色村(五湖山・歩道合流点)	
5	本栖パノラマ台線	起点—山梨県西八代郡上九一色村(本栖大久保) 終点—山梨県西八代郡上九一色村 (パノラマ台・歩道合流点)	
6	精進口登山線	起点—山梨県西八代郡上九一色村(精進赤池・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村(精進口五合目)	富士風穴
7	天子山系縦走線	起点—山梨県西八代郡上九一色村(本栖湖畔) 終点—静岡県富士宮市(長者ヶ岳・歩道合流点)	雨ヶ岳, 毛無山
8	三ツ峠山線	起点—山梨県南都留郡西桂町(下暮地・国立公園境界) 終点—山梨県南都留郡河口湖町(河口)	三ツ峠山, 木無山
9	石割山線	起点—山梨県南都留郡山中湖村(石割山・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡山中湖村(山伏峠・歩道合流点)	石割山
10	東海自然歩道線	起点—山梨県南都留郡山中湖村(山伏峠・国立公園境界) 終点—山梨県南都留郡山中湖村(内野・国立公園境界) 起点—山梨県南都留郡山中湖村(切通峠・国立公園境界) 終点—山梨県南都留郡山中湖村(平野) 起点—山梨県南都留郡忍野村(鐘山・国立公園境界) 終点—山梨県南都留郡忍野村(鐘山・国立公園境界) 起点—山梨県富士吉田市(新屋・国立公園境界) 終点—山梨県富士吉田市(諏訪内・国立公園境界) 起点—山梨県富士吉田市(諏訪内) 終点—山梨県富士吉田市(諏訪の森・歩道合流点) 起点—山梨県南都留郡河口湖町(船津・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市(佐折・国立公園境界) 起点—山梨県南都留郡鳴沢村(鳴沢氷穴) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村(富岳風穴) 起点—山梨県西八代郡上九一色村(精進赤池) 終点—山梨県西八代郡上九一色村(本栖) 起点—静岡県富士宮市(猪之頭) 終点—静岡県富士宮市(天子ヶ岳・国立公園境界)	沖新畑, 鐘山, 五湖台, 紅葉台, 鳴沢氷穴, 富岳風穴, 青木ヶ原, 精進湖, 本栖湖, 本栖団施設 地区, 田貫湖団施設 地区

整 備 方 針	旧計画との関係
富士吉田から富士山頂への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更
剣丸尾溶岩流上のアカマツ林等の探勝歩道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更
精進湖畔から御坂山系縦走線道路（歩道）への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 （三ツ峠精進線）
精進湖畔から五湖山への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更
本栖湖からパノラマ台への登山道として整備する。	新 規
精進湖畔から、植生の垂直分布等を観察しながら、精進口五合目へ到達する登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更
本栖湖畔から、天子山系を縦走する登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 （雨ヶ岳木無山線）
西桂町及び河口湖畔の河口から三ツ峠山への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 （小沼河口線）
山伏峠と東海自然歩道線道路（歩道）を連絡する登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 （平野石割山線）
富士北麓の山中湖畔から、本栖湖畔を経て田貫湖畔まで、富士山を周回する自然探勝のための長距離自然歩道として整備する。	平 4. 8.26告示の変更

(表 19 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1 1	平野三国峠線	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (平野) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (三国峠・歩道合流点)	
1 2	竈坂峠切通峠線	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (竈坂峠) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (切通峠・歩道合流点)	三国峠
1 3	御坂隧道御坂山線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (御坂隧道南口) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (御坂山・歩道合流点)	
1 4	三ツ峠山口浅川線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (三ツ峠山口) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (三ツ峠山・歩道合流点) 起点—山梨県南都留郡河口湖町 (三ツ峠山・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (浅川)	
1 5	御坂山系縦走線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (三ツ峠山・歩道分岐点) 終点—山梨県西八代郡上九一色村 (本栖湖畔)	御坂峠, 大石峠, 王岳
1 6	御坂峠線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (御坂トンネル南口) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (御坂峠・歩道合流点)	
1 7	大石大石峠線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (大石) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (大石峠・歩道合流点)	
1 8	<small>こうみ</small> 小海足和田山線	起点—山梨県南都留郡勝山村 (小海) 終点—山梨県南都留郡足和田村 (足和田山・歩道合流点)	
1 9	十二ヶ岳登山線	起点—山梨県南都留郡足和田村 (長浜) 起点—山梨県南都留郡足和田村 (西湖) 終点—山梨県南都留郡足和田村 (金山・歩道合流点)	
2 0	<small>こうもりあな</small> 西湖蝙蝠穴線	起点—山梨県南都留郡足和田村 (西湖根場・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡足和田村 (西湖民宿村・歩道合流点)	青木ヶ原, 蝙蝠穴
2 1	精進口三合目御庭線	起点—山梨県南都留郡鳴沢村 (精進口三合目・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村 (御庭・歩道合流点)	奥庭
2 2	<small>けなしやま</small> 毛無山登山線	起点—静岡県富士宮市 (麓・歩道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (毛無山・歩道合流点)	
2 3	熊森山登山線	起点—静岡県富士宮市 (猪之頭・歩道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (熊森山・歩道合流点)	
2 4	御中道線	起点—静岡県富士宮市 (富士宮口六合目・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村 (大沢) 起点—静岡県富士宮市 (富士宮口新五合目・歩道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (大沢)	精進口五合目
2 5	富士宮口四合目線	起点—静岡県富士宮市 (富士宮口四合目・歩道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (大沢・歩道合流点)	
2 6	天子ヶ岳登山線	起点—静岡県富士宮市 (佐折・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (天子ヶ岳・歩道合流点)	

整備方針	旧計画との関係
山中湖畔の平野から三国峠への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更
竈坂峠から切通峠へ、富士山を展望しながら、縦走する登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更
御坂山系縦走線道路（歩道）への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更
甲府船津線道路（車道）の三ツ峠山口及び河口湖畔の浅川から三ツ峠山への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更
三ツ峠山から本栖湖畔へ、富士山を展望しながら、縦走する登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 （三ツ峠精進線）
甲府船津線道路（車道）から御坂峠への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 （壱橋御坂峠線）
河口湖畔の大石から大石峠への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更
河口湖畔の小海方面と東海自然歩道線道路（歩道）を連絡する探勝歩道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 （足和田紅葉谷線）
河口湖畔及び西湖畔から、毛無山、十二ヶ岳を経て、御坂山系縦走線道路（歩道）へ連絡する登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 （西湖十二ヶ岳線） （長浜毛無山線）
根場園地と蝙蝠穴園地を連絡する、青木ヶ原樹海の探勝歩道として整備する。	新 規
御庭及び奥庭周辺の亜高山帯針葉樹林を観察する登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 （御庭登山道線）
東海自然歩道線道路（歩道）沿線の麓と天子山系縦走線道路（歩道）を連絡する登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 （木無山猪ノ頭線）
東海自然歩道線道路（歩道）沿線の猪之頭と天子山系縦走線道路（歩道）を連絡する登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 （雨ヶ岳木無山線）
亜高山帯の植生を観察しながら、富士山中腹を周回する探勝歩道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 （御中道線）
富士宮口登山線道路（歩道）の四合目から、亜高山帯の針葉樹林を観察しながら、御中道線道路（歩道）に連絡する探勝歩道として整備する。	新 規
天子ヶ岳への登山道として整備する。	新 規

(表 19 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
27	富士宮口登山線	起点—静岡県富士宮市 (富士宮口一合目) 終点—富士山頂 (富士山頂・歩道合流点)	富士宮口五合目
28	村山口登山線	起点—静岡県富士宮市 (粟倉・国立公園境界) 終点—静岡県富士市 (富士宮口六合目・歩道合流点)	
29	御殿場口登山線	起点—静岡県御殿場市 (御殿場口二合目・国立公園境界) 終点—富士山頂 (富士山頂・歩道合流点)	
30	ほうえいざんごてんにわ 宝永山御殿庭線	起点—静岡県御殿場市 (腰切塚・国立公園境界) 終点—静岡県御殿場市 (宝永山・歩道合流点)	
31	腰切塚御殿庭線	起点—静岡県裾野市 (浅黄塚・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (富士宮口新五合目)	
32	越前岳登山線	起点—静岡県裾野市 (十里木・国立公園境界) 終点—静岡県裾野市 (須山・国立公園境界)	越前岳
33	須走口登山線	起点—静岡県駿東郡小山町 (古御岳神社) 終点—富士山八合目 (吉田口八合目・歩道合流点)	須走口新五合目
34	富士山頂周回線	起点—富士山頂 (浅間神社奥宮) 終点—富士山頂 (浅間神社奥宮)	

エ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 20 : 運輸施設表)

番号	路線名	種 類	区 間
1	本栖湖周遊線	船舶運送施設	起点—山梨県西八代郡上九一色村 (本栖湖畔) 終点—山梨県西八代郡上九一色村 (本栖湖畔)
2	山中湖周遊線	船舶運送施設	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (山中湖畔) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (山中湖畔)
3	河口湖周遊線	船舶運送施設	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (河口湖畔) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (河口湖畔)
4	天上山線	索道運送施設	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (船津) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (天上山)

整備方針	旧計画との関係
富士宮市の市街地方面から富士山頂への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 (大宮口登山道線)
村山口から富士宮口六合目への登山道として整備する。	新規
御殿場口から富士山頂への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更
腰切塚方面から御殿庭を経て宝永山へ到達する、側火山群を観察する登山道として整備する。	新規
腰切塚方面から御殿庭を経て富士宮口五合目へ到達する、登山道として整備する。	新規
十里木から越前岳及び黒岳への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 (越前岳線)
古御岳神社から須走口新五合目を経て、吉田口八合目への登山道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 (須走口登山道線)
富士山頂のお鉢廻りの探勝歩道として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 (御鉢廻線)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
本栖集団施設地区	富士山を眺望しながら、本栖湖の自然景観を鑑賞する湖上遊覧のための船舶運送施設として整備する。	昭33. 8. 9告示の変更 (本栖湖)
旭日ヶ丘、山中	富士山及び山中湖の自然景観を鑑賞しながら、旭日ヶ丘と山中等を山中湖を周回する船舶運送施設として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 (山中)
船津	富士山を眺望しながら、河口湖の自然景観を鑑賞する湖上遊覧のための船舶運送施設として整備する。	昭25. 2. 4告示の変更 (大石)
天上山下	富士山、河口湖、山中湖、青木ヶ原樹海を眺望できる天上山までの索道(ロープウェイ)として整備する。	昭34. 3. 24告示の変更 (天上山)

4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域内において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
シオグサ	フジマリモ
マツバラ	マツバラ
ヒカゲノカズラ	ミズスギ, ヒメスギラン, スギラン, ナンカクラン, マンネンスギ, コスギラン, ヒモラン
イワヒバ	ヒメタチク라마ゴケ, イワヒバ
ハナヤスリ	ミヤマハナワラビ, ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)
リュウビンタイ	リュウビンタイ
ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
コケシノブ	オニコケシノブ (オオコケシノブ), オオハイホラゴケ
イノモトソウ	ミヤマウラジロ, ユノミネシダ (カナヤマシダ), エダウチホングウシダ, サイコクホングウシダ, ハチジョウシダ, ハチジョウシダモドキ
オシダ	オトコシダ, ナンタイシダ, ミドリカナワラビ, ハカタシダ, ナヨシダ, ミヤマノコギリシダ, イヨクジャク, ノコギリヘラシダ, コクモウクジャク, ホウノカワシダ, ナガサキシダ, ヒロハアツイタ, ウサギシダ, アオキガハラウサギシダ, エビラシダ, トヨグチイノデ, オオキヨズミシダ, コガネシダ
シシガラ	ハイコモチシダ (ジョウレンシダ)
チャセンシダ	オオタニワタリ, ヒノキシダ, チャセンシダ, イヌチャセンシダ, クルマシダ, クモノスシダ
ウラボシ	スジヒトツバ, イワヒトデ, シンテンウラボシ, ヒトツバイワヒトデ, タカノハウラボシ, ミヤマウラボシ, ナガバコウラボシ, イズクリハラン, コウラボシ, イワオモダカ, オオクボシダ
シシラン	タキミシダ, シシラン, ナカミシシラン
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	ハルトラノオ, ムカゴトラノオ, オンタデ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ), シナノナデシコ, ワチガイソウ, ワダソウ, ヒゲネワチガイ, イワツメクサ
キンポウゲ	ハコネトリカブト, オオサワトリカブト, レイジンソウ, イヌハコネトリカブト, ホソバトリカブト, タカネトリカブト, イチリンソウ, キクザキイチリンソウ, コキクザキイチリンソウ, アズマイチゲ, レンゲショウマ, リュウキンカ (エンコウソウを含む。), ミヤマハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む。), カザグルマ, トリガタハンショウヅル, シロバナハンショウヅル, バイカオウレン, ミツバオウレン, セツブンソウ, ハコネシロカネソウ, シロカネソウ (ツルシロカネソウ), トウゴクサバノオ, オキナグサ, グンナイキンポウゲ, アカギキンポウゲ, ヒキノカサ (コキンポウゲ), ミヤマカラマツ, ヤマシャクヤク, ベニバナヤマシャクヤク
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	ランヨウアオイ, カギガタアオイ, カントウカンアオイ (カンアオイ), シイノミカンアオイ, アマギカンアオイ, オトメアオイ, ウスバサイシン (サイシン), シモダカンアオイ
オトギリソウ	フジオトギリ, コオトギリ
モウセンゴケ	イシモチソウ, モウセンゴケ
アブラナ	ミヤマハタザオ, フジハタザオ, イワハタザオ
ベンケイソウ	マツノハマンネングサ, イワベンケイ, チチツパベンケイ, アオベンケイ
ユキノシタ	ハナチダケサシ, ヒトツバショウマ, フジアカショウマ, ハチジョウショウマ, ハナネコノメ, ムカゴネコノメ, ウメウツギ, アマギアマチャ, チャルメルソウ, シラヒゲソウ, ウメバチソウ (コウメバチソウを含む。), ヤワタソウ, ヤシャビシヤク, トガスグリ, ジンジソウ, ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウを含む。), イズノシマダイモンジソウ, クロクモソウ, イワユキノシタ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
バラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。), シロバナノヘビイチゴ (モリイチゴ), イワキンバイ, ミネザクラ (チシマザクラを含む。), タカネイバラ, サンショウバラ, オヤマシモツケ, イワシモツケ
ムラサキモメンソウ	ムラサキモメンソウ, タイツリオオギ, イワオオギ
グンナイフウロ	グンナイフウロ (タカネグンナイフウロを含む。), イヨフウロ (シコクフウロ), カイフウロ, アサマフウロ, コフウロ
イワタイゲキ	イワタイゲキ, タカトウダイ (フジタイゲキ)
サクラガンピ	サクラガンピ
ハコネグミ	ハコネグミ
キバナノコマノツメ	キバナノコマノツメ, エゾアオイスミレ (マルバケスミレ), テリハタチツボスミレ, コミヤマスミレ, キスミレ, ミヤマスミレ, シコクスミレ (ハコネスミレ), ヒメスミレサイシン
ヤナギラン	ヤナギラン, ヒメアカバナ
ゴゼンタチバナ	ゴゼンタチバナ
ウラジロウコギ	ウラジロウコギ
イワニンジン	イワニンジン, ミシマサイコ, イブキゼリ, ミヤマニンジン, ヤマナシウマノミツバ, シラネニンジン
ヒメイワカガミ	ヒメイワカガミ, ヤマイワカガミ, イワカガミ (コイワカガミ, オオイワカガミを含む。)
ウメガサソウ	ウメガサソウ, シャクジョウソウ, ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ), ギンリョウソウ, コバノイチヤクソウ, ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ), マルバノイチヤクソウ, ジンヨウイチヤクソウ, コイチヤクソウ
イワヒゲ	イワヒゲ, ドウダンツツジ, ヒロハドウダンツツジ, イワナンテン, ウスギヨウラク, ムラサキツリガネツツジ, ツガザクラ, アマギツツジ, ハクサンシャクナゲ (シロバナシャクナゲ, ネモトシャクナゲを含む。), ミツバツツジ, レンゲツツジ (キレンゲを含む。), オオシマツツジ, ヒカゲツツジ, キヨスミミツバツツジ, アズマシャクナゲ, シロヤシオ (ゴヨウツツジ), ウンゼンツツジ, アシタカツツジ, トウゴクミツバツツジ, サラサドウダン, ベニサラサドウダン, チチブドウダン, ハコネコメツツジ, コケモモ
クリンソウ	クリンソウ, コイワザクラ, クモイコザクラ (キヨサトコザクラ), サクラソウ, ツマトリソウ
リンドウ	リンドウ, ホソバリンドウ, ハルリンドウ, ハナイカリ, ホソバツルリンドウ, ソナレセンブリ, ムラサキセンブリ, シノノメソウ, イヌセンブリ
クサタチバナ	クサタチバナ
ツルアリドオシ	ツルアリドオシ, ヒロハコンロンカ
ムラサキ	ムラサキ
イワダレソウ	イワダレソウ
カイジンドウ	カイジンドウ, アシタカジャコウソウ, シモバシラ, ヤマジオウ
アオホオズキ	アオホオズキ (タカオホオズキを含む。)
ハチジョウコゴメグサ	ハチジョウコゴメグサ, イズコゴメグサ, ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む。), ハンカイシオガマ, トモエシオガマ, ヒメトラノオ, ヤマトラノオ, クガイソウ
イワタバコ	イワタバコ, シシンラン
オニク	オニク, オカウツボ, キヨスミウツボ
ミミカキグサ	ミミカキグサ, フサタヌキモ, ヒメタヌキモ, ホザキノミミカキグサ, ムラサキミミカキグサ
ベニバナツクバネウツギ	ベニバナツクバネウツギ, コハクサンボク, キバナウツギ
コキンレイカ	コキンレイカ (ハクサンオミナエシ), シマキンレイカ, キンレイカ
マツムシソウ	マツムシソウ, ソナレマツムシソウ
フクシマシャジン	フクシマシャジン, ヒメシャジン, イワギキョウ, ヤマホタルブクロ, ツルギキョウ, サワギキョウ, タニギキョウ, キキョウ
エンシュウハグマ	エンシュウハグマ, タカネヤハズハハコ (タカネウスユキソウ), ミヤマオトコヨモギ, タテヤマギク, サガミギク, キントキシロヨメナ, サワシロギク, ハコネギク (ミヤマコンギク), カニコウモリ, イズカニコウモリ, イソギク, モリアザ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ユリ	ミ, ホソエノアザミ, ハマアザミ, ハコネアザミ, フジアザミ, アズマギク, ハコネヒヨドリ, ミズギク (オゼミズギクを含む。), タカネニガナ, ウスユキソウ, マルバダケブキ, オタカラコウ, ハンカイソウ, カイタカラコウ, コウシュウヒゴタイ, ミヤコアザミ, キントキヒゴタイ, ヒメヒゴタイ, カイトウヒレン, ヤハズトウヒレン, トゲキクアザミ, セイタカトウヒレン (トウヒレン), ヤハズヒゴタイ (ミヤマヒゴタイ), タカネヒゴタイ, キクアザミ, コウリンカ, サワオグルマ, ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク, キリガミネアキノキリンソウを含む。), キツネタンポポ
ビヤクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
ヤマノイモ	イズドコロ
アヤメ	カキツバタ
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ
イグサ	イトイ, タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)
イネ	ミヤマヌカボ, タカネコウボウ, シマノガリヤス (キリシマノガリヤス), タカネウシノケグサ, ミサヤマチャヒキ, フォーリーガヤ (ミヤマチャヒキ)
サトイモ	シマテンナンショウ, ハチジョウテンナンショウ, シコクヒロハテンナンショウ, ユキモチソウ, ハウチワテンナンショウ, ミツバテンナンショウ, ナガバナムシグサ, スルガテンナンショウ, カミヤマテンナンショウ
カヤツリグサ	カヤツリスゲ, シマタヌキラン, ハチジョウカンスゲ, コハリスゲ, ヒトモトススキ
ラン	ナゴラン, ミスズラン, シラン, マメヅタラン (マメラン), ムギラン, エビネ, ニオイエビネ (オオキリシマエビネ), ナツエビネ, キソエビネ, サルメンエビネ, ホテイラン, ギンラン, キンラン, ササバギンラン, アオチドリ, サイハイラン, シュンラン (ホクロ), ナギラン, マヤラン (サガミラン), コアツモリ, クマガイソウ, アツモリソウ, キバナノアツモリソウ, イチヨウラン, セッコク, サワラン (アサヒラン), コイチョウラン, ハコネラン, アオスズラン (エゾスズラン), カキラン, オサラン, オキノヤガラ, ナヨテンマ, ヒメテンマ, アケボノシュスラン, ハチジョウシュスラン, ツリシュスラン, ヒメミヤマウズラ, ミヤマウズラ, シュスラン, ノビネチドリ, テガタチドリ (チドリソウ), ミヤマモジズリ, フジチドリ, オオミズトンボ (サワトンボ), サギソウ, ミズトンボ, ムカゴソウ, ムヨウラン, ギボウシラン, シマササバラン, セイタカスズムシ, ジガバチソウ, クモキリソウ, スズムシソウ, コ克蘭, フタバラン (コフタバラン), アオフタバラン, ミヤマフタバラン, タカネフタバラン, ホザキイチョウラン, ニラバラン, アリドオシラン, フウラン, ヒメムヨウラン, サカネラン, ヨウラクラン, ヒナチドリ, カモメラン (カモメソウ), オノエラン, ウチョウラン, コケイラン, ガンゼキラン, タカネトンボ, ジンバイソウ, ミズチドリ, ツレサギソウ, ヤマサギソウ, ハチジョウツレサギ, キソチドリ, オオヤマサギソウ, オオバナオオヤマサギソウ (フガクオオヤマサギソウ), ミヤマチドリ (ニッコウチドリ), ホソバノキソチドリ, トキソウ, ヤマトキソウ, カシノキラン, ベニカヤラン (マツラン), カヤラン, クモラン, ヒトツボクロ, イイヌマムカゴ, トンボソウ, ハクウンラン, キバナノショウキラン, ショウキラン

(2) 過去の経緯

昭和11年	2月	1日	公園区域の指定
昭和11年	12月	26日	公園計画の決定
昭和13年	12月	17日	特別地域の指定
昭和25年	2月	4日	集団施設地区，単独施設，道路及び運輸施設等公園計画の決定
昭和42年	3月	29日	特別地域の拡張（表富士道路沿線）
昭和46年	5月	22日	公園計画の一部変更（東海自然歩道線道路（歩道））
昭和50年	2月	21日	公園区域及び特別地域の拡張（北富士地区）
平成3年	7月	20日	乗入れ規制地域の指定（富士山）
平成4年	8月	26日	公園計画の一部変更（東海自然歩道線道路（歩道））

(3) 公園区域及び公園計画の変更

ア 公園区域及び保護規制計画

公園区域及び保護規制計画の変更は次のとおりである。

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
(公園区域の変更)		
1	外 ↓ (拡張) 第3種特別地域	静岡県富士宮市 山宮の一部 (富士山表富士周遊道路) (私 3)
2	外 ↓ (拡張) 第3種特別地域 及び 乗入れ規制地域	静岡県御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班, 484林班及び501林班の各一部 (国 207)
		静岡県御殿場市 中畑の一部 (公 353) (私 30)
		静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 483林班及び484林班の各一部 (国 35)
		静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡営林署 494林班, 495林班及び500林班の各一部 (富士山東麓部) (国 214)
3	外 ↓ (拡張) 普通地域	静岡県富士宮市 上井出の一部 (私 6)
4	外 ↓ (拡張) 普通地域	静岡県富士宮市 北山の一部 (私 245)
5	外 ↓ (拡張) 普通地域	静岡県富士宮市 粟倉及び山宮の各一部 (私 27)
6	外 ↓ (拡張) 普通地域	静岡県富士市 桑崎の一部 (公 126)
7	特別地域 ↓ (削除) 外	山梨県西八代郡下部町内 県有林吉田事業区 92林班及び120林班の全部 (公 91)
8	特別地域 ↓ (削除) 外	静岡県富士宮市 上井出及び原の各一部 (私 25)

変 更 理 由	面 積 (ha)
富士宮口登山線道路（車道）沿線の風致の維持を図るため、公園区域の明確化に伴い、区域を拡張し、特別地域とする。	3 (私 3)
富士山東斜面中腹に位置し、オンタデ、フジアザミ等の草本類からカラマツ、ハンノキ等の木本類への遷移がみられる富士山の噴火による火山性の砂礫地景観と、須走口登山線道路（車道）並びに殿場口登山線、宝永山御殿庭線及び腰切塚御殿庭線道路（歩道）沿線の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	8 3 9 } 国 456 公 353 私 30
富士山南西麓の風景の維持を図るため、公園区域の明確化に伴い、区域を拡張する。	6 (私 6)
富士山南西麓の風景の維持を図るため、公園区域の明確化に伴い、区域を拡張する。	2 4 5 (私 245)
富士山南麓の風景の維持を図るため、公園区域の明確化に伴い、区域を拡張する。	2 7 (私 27)
富士山から愛鷹山に続く、富士山南麓の風景の維持を図るため、公園区域の明確化に伴い、区域を拡張する。	1 2 6 (公 126)
御坂山系の西端にあつて、富士山からみて山稜の裏側に位置し、風致の維持を図る必要性が薄いため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	9 1 (公 91)
白糸の滝周辺部に位置する当該地は、市街化が著しい区域であり、国立公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	2 5 (私 25)

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
9	普通地域 ↓ (削除) 外	山梨県富士吉田市 新西原の一部 (私 206) 山梨県南都留郡河口湖町 船津の一部 (私 27)
10	普通地域 ↓ (削除) 外	静岡県富士宮市 内野の一部 (私 31)
11	普通地域 ↓ (削除) 外	静岡県富士宮市 上井出の一部 (国 4) (私 4) (私 95)
12	普通地域 ↓ (削除) 外	静岡県富士宮市 佐折の一部 (私 91)
13	普通地域 ↓ (削除) 外	静岡県富士宮市 粟倉の一部 (私 97)
14	普通地域 ↓ (削除) 外	静岡県富士市 大淵の一部 (公 52) (私 15)
15	普通地域 ↓ (削除) 外	静岡県裾野市 須山の一部 (私 22)
16	普通地域 ↓ (削除) 外	静岡県駿東郡小山町 須走の一部 (私 9)
17	普通地域 ↓ (削除) 外	静岡県駿東郡小山町 須走の一部 (私 25)

変 更 理 由	面 積(ha)						
富士吉田市街地周辺部に位置する当該地は、市街化が著しい区域であり、国立公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	2 3 3 (私 233)						
富士山南西に位置する当該地は、市街化が著しい区域であり、国立公園としての資質が失われているため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	3 1 (私 31)						
白糸の滝北側に位置する当該地は、市街化が著しい区域であり、国立公園としての資質が失われているため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	1 0 3 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国</td><td style="padding: 2px;">4</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</td><td style="padding: 2px;">4</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">私</td><td style="padding: 2px;">95</td></tr> </table>	国	4	公	4	私	95
国	4						
公	4						
私	95						
天子ヶ岳山麓に位置する当該地は、市街化が著しい区域であり、国立公園としての資質が失われているため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	9 1 (私 91)						
富士山南麓の公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	9 7 (私 97)						
富士山から愛鷹山に続く当該地の公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	6 7 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</td><td style="padding: 2px;">52</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">私</td><td style="padding: 2px;">15</td></tr> </table>	公	52	私	15		
公	52						
私	15						
愛鷹山北麓に位置する当該地は、市街化が著しい区域であり、国立公園としての資質が失われているため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	2 2 (私 22)						
富士山西麓に位置する当該地は、市街化が著しい地域であり、国立公園としての資質が失われているため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	9 (私 9)						
富士山西麓の公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	2 5 (私 25)						

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
(地域地区の変更)		
18	特別地域 ↓ 特別保護地区 及び 乗入れ規制地域の解除	<p>山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 11林班, 13林班, 14林班及び16林班から18林班までの各一部 (公 533)</p> <p>山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班, 22林班, 24林班及び28林班から33林班までの各一部 (公1, 261)</p> <p>静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署 74林班, 122林班及び172林班の各一部 (国 463)</p> <p>静岡県富士市内 国有林静岡営林署201林班の一部 (国 38)</p> <p>静岡県御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班, 484林班及び499林班の各一部 (国 287)</p> <p>静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡営林署 500林班の一部 (国 220)</p> <p>富士山頂浅間神社奥宮境内地の全部 (富士山高山帯) (国 4) (私 401)</p>
19	特別地域 ↓ 特別保護地区 及び 乗入れ規制地域の解除	<p>山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 38林班から40林班まで, 42林班及び44林班の各一部 (公1, 132)</p> <p>山梨県南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 36-I 林班の一部 (公 6)</p> <p>山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 32林班から34林班までの各一部 (公 87) (青木ヶ原)</p>
20	特別地域 ↓ 特別保護地区 及び乗入れ規制 地域の解除	<p>山梨県南都留郡山中湖村内 国有林甲府営林署 40林班から45林班までの各一部 (国 57) (山中ハリモミ林)</p>
21	特別地域 ↓ 特別保護地区 及び乗入れ規制 地域の解除	<p>山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 22林班, 23-I 林班, 24林班及び25林班の各一部 (公 151) (精進口登山線沿線)</p>

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>概ね富士山五合目（標高2,300m）以上にあたる，核心的な火山景観の厳正な維持を図るため。</p>	<p>3,207 (国 1,012) (公 1,794) (私 401)</p>
<p>富士山北西麓の溶岩流上に位置し，ヒノキ等の常緑針葉樹を主とする自然植生が広がる青木ヶ原樹海，側火山（寄生火山）である大室山と一帯に分布するイヌブナ群集及びクリーミズラナ群集等の自然植生，周辺に点在する溶岩風穴や溶岩樹型等がみられる他，わが国有数の野鳥の生息地でもある当該地域の景観の厳正な維持を図るため。</p>	<p>1,225 (公 1,225)</p>
<p>山中のハリモミ純林として知られ，国内でも稀有な植生景観として，厳正な維持を図るため。</p>	<p>57 (国 57)</p>
<p>植生の垂直分布（ヒノキーシノブカグマ群集の山地帯植生からシラビソ－オオシラビソ群集の亜高山帯植生等）がみられる精進口登山線道路（歩道）沿線の景観の厳正な維持を図るため。</p>	<p>151 (公 151)</p>

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
2 2	特 別 地 域 ↓ 特別保護地区 及び乗入れ規制 地域の解除	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 33林班の一部 (片蓋山山頂) (公 1)
2 3	普 通 地 域 ↓ 特別保護地区 及び乗入れ規制 地域の解除	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 49林班の一部 (片蓋山山頂) (公 1)
2 4	普 通 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 15林班の一部 (公 26) 山梨県南都留郡河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班の一部 (富士スバルライン沿線) (公 80)
2 5	普 通 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 49林班の一部 (片蓋山山麓) (公 13)
2 6	普 通 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県南都留郡足和田村 西湖西の一部 (西湖) (公 15)
2 7	普 通 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (魔王) (私 2)
2 8	普 通 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 32林班の一部 (青木ヶ原) (公 126)
2 9	普 通 地 域 ↓ 第 3 種特別地域	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部 (山中湖西部, 鷹丸尾) (私 34)
3 0	普 通 地 域 ↓ 第 3 種特別地域	山梨県南都留郡足和田村 西湖及び長浜の各一部 (私 22) 山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (紅葉台東海自然歩道) (私 69)

変 更 理 由	面 積 (ha)
イヌブナ等の優れた自然植生がみられる富士山北西の側火山の一つである片蓋山山頂部の景観の厳正な維持を図るため。	1 (公 1)
イヌブナ等の優れた自然植生がみられる富士山北西の側火山の一つである片蓋山山頂部の景観の厳正な維持を図るため。	1 (公 1)
剣丸尾溶岩流上に良好なアカマツ林が分布する富士登山（河口湖口）線道路（車道）沿線の風致の維持を図るため。	106 (公 106)
クリ，ミズナラ等の自然植生がみられる富士山北西の側火山の一つである片蓋山山麓部の風致の維持を図るため。	13 (公 13)
西湖とその周辺の風致の維持を図るため。	15 (公 15)
ケヤキ，エノキ等で構成される良好な社寺林の風致の維持を図るため。	2 (私 2)
一部植林地を含むものの，溶岩地形及びヒノキ，シノブカグマ等の自然植生がみられる青木ヶ原樹海周辺の風致の維持を図るため。	126 (公 126)
山中湖西側に位置し，鷹丸尾溶岩流上にアカマツ林が分布する東富士五湖線道路（車道）沿線からの富士山展望方向の風致の維持を図るため。	34 (私 34)
富士山，青木ヶ原樹海及び富士五湖の各方面の良好な展望が得られる東海自然歩道線道路（歩道）の山稜部沿線の風致の維持を図るため。	91 (私 91)

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
3 1	普通地域 ↓ 第 3 種特別地域	静岡県富士宮市 猪之頭, 根原及び麓の各一部 (天子山系) (公 815) (私 2, 379)
3 2	普通地域 ↓ 第 3 種特別地域	静岡県富士宮市 猪之頭, 上井出, 根原, 人穴及び麓の各一部 (富士宮道路沿線) (国 30) (私 194)
3 3	普通地域 ↓ 第 3 種特別地域	静岡県富士宮市 山宮の一部 (富士山表富士周遊道路) (私 39)
3 4	特別地域 ↓ 普通地域	山梨県富士吉田市 新屋の一部 (私 15)
3 5	特別地域 ↓ 普通地域	山梨県西八代郡上九一色村 富士ヶ嶺の一部 (私 106)
3 6	特別地域 ↓ 普通地域	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部 (私 15)
3 7	特別地域 ↓ 普通地域	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部 (私 57)
3 8	特別地域 ↓ 普通地域	山梨県南都留郡山中湖村 平野の一部 (私 2)
3 9	特別地域 ↓ 普通地域	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部 (私 5)
4 0	特別地域 ↓ 普通地域	山梨県南都留郡河口湖町 大石, 河口, 小立及び船津の各一部 (私 59) 山梨県南都留郡足和田村 長浜の一部 (私 7) 山梨県南都留郡勝山村 勝山の一部 (私 5)
4 1	特別地域 ↓ 普通地域	山梨県南都留郡足和田村 西湖の一部 (私 11)
4 2	特別地域 ↓ 普通地域	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (私 17)

変 更 理 由	面 積(ha)
富士山本体や各利用ルート及び利用拠点等からの展望対象であり、また、天子山系縦走線、毛無山登山線及び熊森山登山線道路（歩道）が通過する天子山系東側の風致の維持を図るため。	3,194 (公 815) (私 2,379)
富士山の良好な展望が得られる富士吉田富士宮線道路（車道）沿線の風致の維持を図るため。	224 (国 30) (私 194)
富士宮口登山線道路（車道）沿線の風致の維持を図るため。	39 (私 39)
富士吉田市街地周辺部に位置し、集落化が進行した区域であり、特別地域としての資質は失われているが、普通地域として風景の維持を図るため。	15 (私 15)
富士吉田富士宮線道路（車道）沿線に位置し、集落化が進行した区域であり、特別地域としての資質は失われているが、普通地域として風景の維持を図るため。	106 (私 106)
山中ハリモミ林の東に位置し、集落化が進行した区域であり、特別地域としての資質は失われているが、普通地域として風景の維持を図るため。	15 (私 15)
山中湖の西に位置し、集落化が進行した区域であり、特別地域としての資質は失われているが、特別地域の明確化に伴い、普通地域として風景の維持を図るため。	57 (私 57)
山中湖の東に位置し、集落化が進行した区域であり、特別地域としての資質は失われているが、普通地域として風景の維持を図るため。	2 (私 2)
山中湖の南に位置し、特別地域の明確化に伴い、特別地域から削除する。	5 (私 5)
河口湖の周囲に位置し、集落化が進行した区域であり、特別地域としての資質は失われているが、特別地域の明確化に伴い、普通地域として風景の維持を図るため。	71 (私 71)
西湖の周囲に位置し、集落地が進行した区域であり、特別地域として資質失われているが、普通地域として風景の維持を図るため。	11 (私 11)
富士吉田富士宮線道路（車道）沿線に位置し、集落化が進行した区域であり、特別地域としての資質は失われているが、普通地域として風景の維持を図るため。	17 (私 17)

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
4 3	特 別 地 域 ↓ 普 通 地 域	静岡県富士宮市 猪之頭の一部 (私 50)
4 4	第 3 種特別地域 ↓ 普 通 地 域	静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署 146林班から149林班まで及び155林班から157林班までの各一部 (国 44)

変 更 理 由	面 積 (ha)
猪之頭の南に位置し，集落化が進行した区域であり，特別地域としての資質は失われているが，普通地域として風景の維持を図るため。	5 0 (私 50)
公園利用動線沿線（旧二合目林道）の風致の維持の観点から特別地域とされてきたが，整備，供用の見込みがなく，普通地域として風景の維持を図るため。	4 4 (国 44)

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
(未区分特別地域の地種区分：第 1 種特別地域に区分)		
4 5	特 別 地 域 ↓ 第 1 種特別地域	山梨県富士吉田市 上吉田の一部 (私 1) 山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部 (私 18) (梨ヶ原)
4 6	特 別 地 域 ↓ 第 1 種特別地域	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班, 10林班, 11林班, 13林班, 14林班及び16林班から18林班までの各一部 (公 327) 山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班, 24林班及び28林班から30林班までの各一部 (公 234) 静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署 74林班, 122林班及び172林班の各一部 (国 577) 静岡県富士市内 国有林静岡営林署 201林班の一部 (国 59) 静岡県御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班, 484林班及び499林班の各一部 (国 555) 静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 483林班の一部 (国 5) 静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡営林署 500林班の一部 (国 377) (富士山亜高山帯)

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>須走吉田線道路（車道）沿線に，良好なアカマツ林及びカラマツ林等が残存する歴史的名勝の風致の維持を図るため。</p>	<p>19 (私 19)</p>
<p>富士山山腹の概ね標高2,000～2,400mの主として亜高山帯の区域で，火山地形と自生するオオシラビソ，ダケカンバ等の針広混交林等で構成される風致の維持を図るため。</p>	<p>2,134 (国 1,573) (公 561)</p>

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
4 7	特 別 地 域 ↓ 第 1 種特別地域	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37- I 林班, 38林班から40林班まで, 42林班, 57林班及び59林班の各一部 (公 464) 山梨県西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部 (国 12) 山梨県南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 36- II 林班の全部並びに35林班及び36- I 林班の各一部 (公 402) 山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 25林班, 33林班及び34林班の各一部 (青木ヶ原) (公 433)
4 8	特 別 地 域 ↓ 第 1 種特別地域	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 42林班の一部 (氷池, 大室洞穴, 神座洞穴, 本栖風穴) (公 1)
4 9	特 別 地 域 ↓ 第 1 種特別地域	山梨県西八代郡下部町内 県有林鯉沢事業区 177林班の一部 (本栖湖畔) (公 7)
5 0	特 別 地 域 ↓ 第 1 種特別地域	山梨県南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 50林班及び51林班の各一部 (三ツ峠山) (公 86)
5 1	特 別 地 域 ↓ 第 1 種特別地域	山梨県南都留郡山中湖村内 国有林甲府宮林署 40林班から45林班までの各一部 (山中ハリモミ林) (国 77)
5 2	特 別 地 域 ↓ 第 1 種特別地域	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 33林班の一部 (氷池, 大室洞穴, 神座洞穴, 本栖風穴) (公 1)
5 3	特 別 地 域 ↓ 第 1 種特別地域	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 33林班の一部 (氷池, 大室洞穴, 神座洞穴, 本栖風穴) (公 1)
5 4	特 別 地 域 ↓ 第 1 種特別地域	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 25林班の一部 (氷池, 大室洞穴, 神座洞穴, 本栖風穴) (公 1)

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>特別保護地区である青木ヶ原地区に連続し、青木ヶ原溶岩流上に発達した、ヒノキ・シノブカグマ群集、クレーミズナラ群落等の自然植生等が分布する広大な青木ヶ原樹海の風致の維持を図るため。</p>	<p>1,311 (国 12) (公 1,299)</p>
<p>大室山の北に位置する本栖風穴の風致の維持を図るため。</p>	<p>1 (公 1)</p>
<p>本栖湖に突き出たアカマツ林の自然植生が広がる長崎半島の風致の維持を図るため。</p>	<p>7 (公 7)</p>
<p>三ツ峠岩場や、クリ、ミズナラ、コメツガ、ハリモミ等の優れた自然植生がみられる三ツ峠山南斜面の風致の維持を図るため。</p>	<p>86 (公 86)</p>
<p>鷹丸尾溶岩流の火山地形、ハリモミ林・アカマツ林の自然植生等で構成される風致の維持を図るため。</p>	<p>77 (国 77)</p>
<p>大室山の北東に位置する大室洞穴の風致の維持を図るため。</p>	<p>1 (公 1)</p>
<p>大室山の東に位置する神座風穴の風致の維持を図るため。</p>	<p>1 (公 1)</p>
<p>弓射塚の南西に位置する噴火口跡である氷池の風致の維持を図るため。</p>	<p>1 (公 1)</p>

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
(未区分特別地域の地種区分：第 2 種特別地域に区分)		
5 5	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県富士吉田市内 国有林甲府営林署 39林班の全部 (国 16) 山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 9林班, 12林班, 15林班及び86林班の各一部 (公 138) 山梨県富士吉田市 上吉田の一部 (私 43) 山梨県南都留郡勝山村 勝山の一部 (公 9) (諏訪の森, 富士吉田口登山線沿線)
5 6	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 15林班の一部 (公 56) 山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-I 林班の一部 (公 37) (富士スバルライン沿線)
5 7	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班, 10林班, 11林班及び13林班から17林班までの各一部 (公 581) 山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班, 22林班, 24林班及び28林班から30林班までの各一部 (公 843) 静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署 46林班から57林班まで, 75林班から86林班まで, 123林班から130林班ま で, 134林班及び135林班の全部 (国 738) 静岡県富士市内 国有林静岡営林署 173林班, 174林班及び176林班の全部並びに201林班の一部 (国 295) 静岡県御殿場市内 国有林静岡営林署 483林班の一部 (国 7) 静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 483林班の一部 (国 56) (富士山北・北東麓亜高山帯, 富士山南・西麓亜高山帯)

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>アカマツ林の森林景観及び標高1,200m付近のレンゲツツジ、フジザクラの群生地等がみられる、富士吉田口登山線道路（車道）沿線等の風致の維持を図るため。</p>	<p>206 { 国 16 公 147 私 43 }</p>
<p>剣丸尾溶岩流上に良好なアカマツ林が分布する富士登山（河口湖口）線道路（車道）沿線の風致の維持を図るため。</p>	<p>93 (公 93)</p>
<p>富士山山腹の標高1,600～2,000m付近の主として亜高山帯下部の区域で、火山地形と自生するモミ、ツガ、ブナ等の自然植生等で構成される風致の維持を図るため。</p>	<p>2,520 { 国 1,096 公 1,424 }</p>

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
5 8	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 16林班の一部 (公 0) 山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班, 24林班及び31林班の各一部 (富士スバルライン五合目) (公 2)
5 9	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 58林班の全部並びに53林班, 57林班及び59林班の各一部 (公 487) 山梨県西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部 (私 210) 山梨県西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部 (国 398) 山梨県西八代郡下部町内 県有林鯉沢事業区 175林班及び176林班の全部並びに177林班の一部 (公 504) 山梨県西八代郡下部町内 本栖湖の全部 (本栖湖, 精進湖) (国 283)
6 0	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県西八代郡上九一色村 富士ヶ嶺及び本栖の各一部 (私 116) (青木ヶ原)
6 1	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 47林班の一部 (公 13) 山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 32林班及び33林班の各一部 (大室山東麓, 長尾山北麓) (公 171)
6 2	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 39林班から42林班までの各一部 (青木ヶ原) (公 394)
6 3	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部 (公 3) (山中ハリモミ林)

変 更 理 由	面 積 (ha)
富士登山（河口湖口）線道路（車道）の終点に位置する利用拠点の風致の維持を図るため。	2 (公 2)
本栖湖及び精進湖一帯の風致の維持を図るため。	1,882 { 国 681 公 991 私 210 }
富士吉田富士宮線道路（車道）沿線及び青木ヶ原樹海周辺の風致の維持を図るため。	116 (私 116)
大室山の東に位置し、青木ヶ原溶岩流上にヒノキ等の自然植生がみられる、精進口登山線道路（歩道）沿線の風致の維持を図るため。	184 (公 184)
大室山の西に位置し、ウラジロモミーコメツガ群落等の自然植生がみられる当該地の風致の維持を図るため。	394 (公 394)
山中のハリモミ林の隣接地の風致の維持を図るため。	3 (公 3)

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
6 4	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-I 林班の全部並びに2林班及び4林班の各一部 (公 573) 山梨県南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部 (私 181) 山梨県南都留郡山中湖村内 山中湖の全部 (山中湖) (国 667)
6 5	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県南都留郡河口湖町 河口の一部 (三ツ峠山) (公 60)
6 6	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県南都留郡河口湖町 浅川, 大石, 河口, 小立及び船津の各一部 (公 67) (私 341) 山梨県南都留郡河口湖町内 河口湖の全部 (国 426) 山梨県南都留郡勝山村 勝山の一部 (公 4) (私 34) 山梨県南都留郡勝山村内 河口湖の全部 (国 56) 山梨県南都留郡足和田村 長浜の一部 (公 144) 山梨県南都留郡足和田村内 河口湖の全部 (河口湖) (国 104)
6 7	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 35林班及び36-I 林班の各一部 (公 87) 山梨県南都留郡足和田村 大嵐及び西湖の各一部 (公 117) 山梨県南都留郡足和田村内 西湖の全部 (西湖) (国 205)
6 8	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (紅葉台南側) (私 47)

変 更 理 由	面 積 (ha)
山中湖一帯及び富士山展望方向に位置する湖南地区の風致の維持を図るため。	1, 4 2 1 (国 667) (公 573) (私 181)
クリーミズナラ, ウラジロモミ-コメツガ群落等の自然植生がみられる三ツ峠山北西斜面の風致の維持を図るため。	6 0 (公 60)
河口湖一帯の風致の維持を図るため。	1, 1 7 6 (国 586) (公 215) (私 375)
西湖一帯の風致の維持を図るため。	4 0 9 (国 205) (公 204)
青木ヶ原樹海への導入部として富士吉田富士宮線道路(車道)沿線の風致の維持を図るため。	4 7 (私 47)

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
6 9	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 33林班の一部 (片蓋山山麓) (公 17)
7 0	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 24林班の一部 (大室山東麓, 長尾山北麓) (公 2)
7 1	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	静岡県富士宮市 猪之頭の一部 (猪之頭) (公 16)
7 2	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	静岡県富士宮市 猪之頭及び佐折の各一部 (田貫湖) (公 23) (私 283)
7 3	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	静岡県富士宮市 上井出及び原の各一部 (白糸の滝) (国 3) (私 12)
7 4	特 別 地 域 ↓ 第 2 種特別地域	静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 453林班の一部 (越前岳) (国 26)

変 更 理 由	面 積 (ha)
クリ、ミズナラ等の自然植生がみられる富士山北西の側火山の一つである片蓋山山麓部の風致の維持を図るため。	1 7 (公 17)
精進口登山線道路（歩道）二合目付近の風致の維持を図るため。	2 (公 2)
富士山を代表する猪之頭湧水地の風致の維持を図るため。	1 6 (公 16)
田貫湖及び小田貫湿原一帯の風致の維持を図るため。	3 0 6 (公 23) (私 283)
白糸の滝の風致の維持を図るため。	1 5 (国 3) (私 12)
ヤマボウシ、ブナ等を主とした自然植生がみられる、越前岳山稜部の風致の維持を図るため。	2 6 (国 26)

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
(未区分特別地域の地種区分：第 3 種特別地域に区分)		
75	特 別 地 域 ↓ 第 3 種特別地域	<p>山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 147林班及び148林班の全部 (公 113)</p> <p>山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-Ⅱ林班, 60-Ⅰ林班, 60-Ⅱ林班及び61林班の全部並びに37-Ⅰ林班及び 59林班の各一部 (公 448)</p> <p>山梨県西八代郡上九一色村 精進の一部 (私 5)</p> <p>山梨県南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班及び52林班の全部並びに50林班及び51林班の各一部 (公 343)</p> <p>山梨県南都留郡河口湖町内 県有林吉田事業区 69林班から75林班まで, 76-Ⅰ林班, 76-Ⅱ林班及び77林班から83林班まで の全部 (公1, 838)</p> <p>山梨県南都留郡河口湖町 大石及び河口の各一部 (公 15)</p> <p>山梨県南都留郡足和田村内 県有林吉田事業区 62林班から67林班までの全部並びに36-Ⅰ林班及び68林班の各一部 (公 410)</p> <p>(御坂山系)</p>

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>富士山の良好な展望が得られる御坂山系縦走線道路（歩道）沿線であり、また、富士山本体からの河口湖、西湖方面の展望対象である御坂山系の風致の維持を図るため。</p>	<p>3,172 (公 3,167) 私 5</p>

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
76	特 別 地 域 ↓ 第 3 種特別地域	<p>山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 9林班から16林班まで及び86林班の各一部 (公2, 143)</p> <p>山梨県富士吉田市 新屋の一部 (私 51)</p> <p>山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20- I 林班, 21林班, 22林班, 23- I 林班, 24林班から26林班まで, 28林班か ら30林班まで, 32林班及び33林班の各一部 (公1, 693)</p> <p>静岡県富士宮市内 国有林静岡営林署 1林班, 2林班, 4林班から8林班まで, 10林班から12林班まで, 58林班から 67林班まで, 87林班から96林班まで, 100林班, 131林班から133林班まで及 び136林から145林班までの全部並びに104林班, 108林班, 111林班, 114林班, 117林班, 156林班, 157林班, 161林班, 162林班, 165林班, 166林班, 169林班及び170林班の各一部 (国 946)</p> <p>静岡県富士宮市 粟倉の一部 (公 2)</p> <p>静岡県富士市内 国有林静岡営林署 177林班から180林班までの全部及び181林班から187林班までの各一部 (国 121)</p> <p>静岡県裾野市内 国有林静岡営林署 459林班, 483林班及び484林班の各一部 (国 9) (富士山山麓)</p>
77	特 別 地 域 ↓ 第 3 種特別地域	<p>山梨県富士吉田市 上吉田の一部 (公 98)</p> <p>山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部 (私 244)</p> <p>山梨県南都留郡忍野村 忍草の一部 (私 50) (梨ヶ原)</p>
78	特 別 地 域 ↓ 第 3 種特別地域	<p>山梨県富士吉田市 上吉田の一部 (私 3) (雁ノ穴)</p>

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>富士山頂を中心に，標高1,300～1,700m付近の山腹を取りまく，火山地形とシラビソ，ウラジロモミ及びカラマツの人工林にシラビソ・オオシラビソ，ヤマボウシ・ブナ群集の自然植生を交えた森林等で構成される風致の維持を図るため。</p>	<p>4,965 (国 1,076) (公 3,838) (私 51)</p>
<p>須走吉田線道路（車道）沿線から富士山展望の前景となる当該地の風致の維持を図るため。</p>	<p>392 (公 98) (私 294)</p>
<p>富士山の北東に位置し，溶岩樹形や溶岩洞穴がみられる雁ノ穴の風致の維持を図るため。</p>	<p>3 (私 3)</p>

(表 2 1 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
79	特別地域 ↓ 第3種特別地域	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 5林班の一部 (公 257) 山梨県南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-Ⅱの全部並びに2林班及び4林班の各一部 (公 614) 山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部 (山中湖西部, 鷹丸尾) (公 24) (私 289)
80	特別地域 ↓ 第3種特別地域	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 57林班の一部 (公 58) (烏帽子岳南東斜面)
81	特別地域 ↓ 第3種特別地域	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 43林班, 45林班, 46-Ⅰ林班, 46-Ⅱ林班, 51-Ⅰ林班, 51-Ⅱ林班及び52林班 の全部並びに40林班から42林班まで, 44林班, 47林班及び53林班の各一部 (公1, 165) 山梨県西八代郡上九一色村 富士ヶ嶺の一部 (富士裾野) (私 215)
82	普通地域 ↓ 第3種特別地域	山梨県西八代郡上九一色村 県有林吉田事業区内 48林班の全部並びに49林班の一部 (公 168) (富士裾野)
83	特別地域 ↓ 第3種特別地域	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部 (私 26) (山中ハリモミ林)
84	特別地域 ↓ 第3種特別地域	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (私 45) (紅葉台南側)
85	特別地域 ↓ 第3種特別地域	静岡県富士宮市 佐折の一部 (公 4) (天子山系) (私 332)

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>山中湖周辺から富士山展望の前景となる，向切詰から切詰にかけての地域及び籠坂峠から三国山にかけての山腹及び籠坂峠から東富士五湖道路山中湖インター付近にかけての地域の風致の維持を図る。</p>	<p>1,184 (公 895) (私 289)</p>
<p>青木ヶ原樹海の西に位置する烏帽子岳南東尾根の風致の維持を図るため。</p>	<p>58 (公 58)</p>
<p>青木ヶ原樹海南部の風致の維持を図るため。</p>	<p>1,380 (公 1,165) (私 215)</p>
<p>富士山北西の側火山の一つである片蓋山周辺の風致の維持を図るため。</p>	<p>168 (公 168)</p>
<p>山中のハリモミ林周辺の風致の維持を図るため。</p>	<p>26 (私 26)</p>
<p>東海自然歩道線道路（歩道）沿線から青木ヶ原樹海展望の前景となる当該地の風致の維持を図るため。</p>	<p>45 (私 45)</p>
<p>富士山本体から，また各利用ルート及び利用拠点からの展望対象である天子山系の風致の維持を図るため。</p>	<p>336 (公 4) (私 332)</p>

イ 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

① 次の集団施設地区を次のとおり変更する。

(表 2 2 : 集団施設地区変更表)

番号	区 分	名 称	変 更 部 分 の 区 域
1	削 除	本 栖	山梨県西八代郡上九一色村 本栖の一部
2	新 規	田貫湖	静岡県富士宮市 猪之頭及び佐折の各一部

② 次の集団施設地区を削除（解除）する。

(表 2 3 : 集団施設地区削除（解除）表)

番号	名 称	区 域
3	<small>しょうじ</small> 精 進	山梨県西八代郡上九一色村 精進の一部
4	山 中	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部
5	船 津	山梨県南都留郡河口湖町 船津の一部
6	<small>ひのきづか</small> 檜 塚	静岡県富士宮市 桧塚の一部

変 更 理 由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
本地区は、昭和39年に詳細計画が決定されて以来、既に30年以上が経過し、富士吉田富士宮線道路（車道）沿線において市街化が進行し、現行計画では適切な対応が困難なため。	13.2	129.5
当地区は、富士山西麓部地域最大の利用拠点である田貫湖及びその周辺の地域である。 湖畔からの富士山の眺望や関東地方等からのアクセスの良さを活かして、都市近郊における自然とのふれあい拠点となるように宿泊、野営、自然学習等のための施設を集団的に整備するため。	194.3	194.3

理 由	告 示 年 月 日
当地区では、山梨県及び上九一色村により、既に駐車場が整備されているが、私有地が多く、今後、総合的に整備を進めていくことが困難であり、単独施設に振替えるため。	一般計画 昭和25. 2. 4決定 詳細計画 昭和29. 10. 1決定 区 域 昭和32. 10. 1指定 (自然公園法に基づく)
当地区では、山梨県及び山中湖村により、既に駐車場及び園地が整備されているが、私有地が多く、今後、総合的に整備を進めていくことが困難であり、単独施設に振替えるため。	一般計画決定 昭和25. 2. 4
一般計画しか決定されておらず、また、私有地が多く、今後、総合的に整備を進めていくことが困難であり、単独施設に振替えるため。	一般計画決定 昭和25. 2. 4
一般計画しか決定されておらず、また、富士宮口5合目までの到達車道の富士宮口登山線道（富士山スカイライン）沿線からも離れていて、今後、総合的に施設整備の必要性がないため。	一般計画決定 昭和25. 2. 4

(イ) 単独施設

次の単独施設を削除する。

(表 2 4 : 単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
1	宿 舎	山梨県富士吉田市 (吉田口馬返)
2	ス キ ー 場	山梨県富士吉田市 (馬返)
3	宿 舎	山梨県富士吉田市 (吉田口五合目)
4	宿 舎	山梨県富士吉田市 (吉田口六合目)
5	宿 舎	山梨県富士吉田市 (吉田口七合目)
6	宿 舎	山梨県富士吉田市 (吉田口八合目)
7	宿 舎	山梨県西八代郡上九一色村 (玉岳)
8	釣 魚 場	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖)
9	釣 魚 場	山梨県西八代郡上九一色村及び下部町 (本栖湖)
10	ゴ ル フ 場	山梨県西八代郡上九一色村 (富士ヶ嶺)
11	園 地	山梨県西八代郡下部町 (長崎)
12	宿 舎	山梨県西八代郡下部町 (長崎)
13	園 地	山梨県西八代郡下部町 (中之倉)
14	宿 舎	山梨県西八代郡下部町 (本栖川尻)
15	園 地	山梨県南都留郡山中湖村 (大出山)
16	宿 舎	山梨県南都留郡山中湖村 (長池)
17	釣 魚 場	山梨県南都留郡山中湖村 (山中湖)
18	ス ケ ー ト 場	山梨県南都留郡山中湖村 (山中)
19	ス キ ー 場	山梨県南都留郡山中湖村 (籠坂峠)
20	野 営 場	山梨県南都留郡山中湖村 (籠坂峠)
21	宿 舎	山梨県南都留郡河口湖町 (大石峠)
22	宿 舎	山梨県南都留郡河口湖町 (広瀬)
23	宿 舎	山梨県南都留郡河口湖町 (湖尻)
24	釣 魚 場	山梨県南都留郡河口湖町, 勝山村及び足和田村 (河口湖)
25	釣 魚 場	山梨県南都留郡足和田村 (西湖)

告示年月日	理 由
昭和25年 2月 4日	利用形態が日帰り利用に変わり、利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	吉田口登山線宿舎に統合するため。
昭和30年 9月 7日	吉田口登山線宿舎に統合するため。
昭和30年 6月25日	吉田口登山線宿舎に統合するため。
昭和25年 2月 4日	吉田口登山線宿舎に統合するため。
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	利用施設計画として位置づけるものではなくなったため。
昭和25年 2月 4日	利用施設計画として位置づけるものではなくなったため。
昭和36年 4月 4日	普通地域内であり計画の必要性が認められないため。
昭和25年 2月 4日	本栖湖西岸園地に統合するため。
昭和25年 2月 4日	本栖湖西岸宿舎に統合するため。
昭和29年 2月18日	本栖湖西岸園地に統合するため。
昭和39年 7月16日	本栖湖西岸宿舎に統合するため。
昭和25年 2月 4日	歩道計画の削除に合わせて整理するため。
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	利用施設計画として位置づけるものではなくなったため。
昭和31年 4月13日	普通地域内であり計画の必要性が認められないため。
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和33年 8月 9日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	河口湖北岸宿舎に統合するため。
昭和38年 7月 5日	河口湖北岸宿舎に統合するため。
昭和25年 2月 4日	利用施設計画として位置づけるものではなくなったため。
昭和25年 2月 4日	利用施設計画として位置づけるものではなくなったため。

(表 2 4 : 単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
2 6	園 地	山梨県南都留郡鳴沢村 (旭平)
2 7	園 地	山梨県南都留郡鳴沢村 (長尾平)
2 8	宿 舎	山梨県南都留郡鳴沢村 (長尾平)
2 9	宿 舎	山梨県南都留郡鳴沢村 (精進口三合目)
3 0	広 場	山梨県南都留郡鳴沢村 (精進口三合目)
3 1	宿 舎	山梨県南都留郡鳴沢村 (大澤)
3 2	園 地	静岡県富士宮市 (麓)
3 3	宿 舎	静岡県富士宮市 (麓)
3 4	園 地	静岡県富士宮市 (人穴)
3 5	園 地	静岡県富士宮市 (佐折, 原, 上井出)
3 6	野 営 場	静岡県富士宮市 (佐折, 原, 上井出)
3 7	宿 舎	静岡県富士宮市 (大宮口八合目)
3 8	園 地	静岡県富士宮市 (富士宮口新五合目)
3 9	園 地	静岡県富士宮市 (天子ヶ岳)
4 0	園 地	静岡県富士宮市 (富士宮口二合目)
4 1	宿 舎	静岡県御殿場市 (御殿場口八合目)
4 2	宿 舎	静岡県御殿場市 (御殿場口五・五合目)
4 3	宿 舎	静岡県駿東郡小山町 (須走口七・五合目)
4 4	宿 舎	静岡県駿東郡小山町 (須走口五合目)
4 5	宿 舎	静岡県駿東郡小山町 (須走口小御獄)
4 6	宿 舎	静岡県駿東郡小山町 (須走)
4 7	宿 舎	富士山頂浅間神社境内 (富士金明水)
4 8	宿 舎	富士山頂浅間神社境内 (富士銀明水)

告示年月日	理 由
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	歩道計画のルート変更に合わせて整理するため。
昭和25年 2月 4日	歩道計画のルート変更に合わせて整理するため。
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和31年12月17日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	大沢崩れが進行しており危険なため。
昭和25年 2月 4日	普通地域内であり計画の必要性が認められないため。
昭和25年 2月 4日	普通地域内であり計画の必要性が認められないため。
昭和25年 2月 4日	普通地域内であり計画の必要性が認められないため。
昭和25年 2月 4日	集団施設地区に振り替えるため。
昭和25年 2月 4日	集団施設地区に振り替えるため。
昭和25年 2月 4日	富士宮口登山線宿舎に統合するため。
昭和25年 2月 4日	車道計画のルート変更に合わせて整理するため。
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	普通地域内であり計画の必要性が認められないため。
昭和25年 2月 4日	御殿場口登山線宿舎に統合するため。
昭和25年 2月 4日	御殿場口登山線宿舎に統合するため。
昭和37年 4月 9日	須走口登山線宿舎に統合するため。
昭和25年 2月 4日	富士山頂宿舎に統合するため。
昭和25年 2月 4日	富士山頂宿舎に統合するため。

(ウ) 道路

① 車道

(1) 次の道路（車道）を次のとおり変更する。

(表 25 : 道路（車道）変更表)

現 行						
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
1	吉田富士山線	起点—山梨県富士吉田市 (上吉田) 終点—山梨県富士吉田市 (吉田馬返)		昭15. 1. 11	1	富士吉田口登山 線
2	精進湖畔線	起点—山梨県西八代郡上九 一色村(精進) 終点—山梨県西八代郡上九 一色村(精進)		昭32. 9. 28	2	精進湖線
8	市川大門精進 線	起点—山梨県西八代郡上九 一色村(他手合) 終点—山梨県西八代郡上九 一色村(青木ヶ原) 起点—山梨県西八代郡上九 一色村(甲斐道) 終点—山梨県西八代郡上九 一色村(パノラマ台 入り口)		昭11. 12. 26 及 び 昭15. 1. 11		
3	下部本栖線	起点—山梨県西八代郡下部 町(県有林富士事業 区56林班) 終点—山梨県西八代郡上九 一色村(本栖)		昭15. 1. 11	3	本栖湖周回線
1 2	本栖湖岸線	起点—山梨県西八代郡上九 一色村 終点—山梨県西八代郡下部 町		昭36. 9. 11		
4	山中内野線	起点—山梨県南都留郡山中 湖村(山中) 終点—山梨県南都留郡忍野 村(内野)		昭15. 1. 11	4	山中内野線
5	道志平野線	起点—山梨県南都留郡山中 湖村(平野山伏峠) 終点—山梨県南都留郡山中 湖村(平野)		昭15. 1. 11	5	道志平野線
6	平野三国山線	起点—山梨県南都留郡山中 湖村(平野) 終点—山梨県南都留郡山中 湖村(三国山)		昭34. 3. 24	6	平野三国山線

新		規		
区	間	主要経過地	整備方針	理由
起点	山梨県富士吉田市 (上吉田・国立公園境界)	大石茶屋	上吉田から吉田口馬返までの到達道路として整備する。	現状にあわせ路線及び起点名を整理するため。
終点	山梨県富士吉田市 (吉田口馬返)			
起点	山梨県西八代郡上九色村 (精進・国立公園境界)	精進湖畔	甲府方面から精進湖畔への到達道路及び精進湖畔を採勝する道路として整備する。	利用実態，事業執行者を考慮し整理するため。
終点	山梨県西八代郡上九色村 (精進赤池・車道合流点)			
終点	山梨県西八代郡上九色村 (青木ヶ原・車道合流点)			
起点	山梨県西八代郡下部町 (中之倉・国立公園境界)	本栖集団施設地区， 本栖湖畔	山梨県西八代郡下部方面から本栖集団施設地区への到達道路及び本栖湖畔を採勝する道路として整備する。	利用実態，事業執行者を考慮し整理するため。
終点	山梨県西八代郡上九色村 (本栖・車道合流点)			
終点	山梨県西八代郡上九色村 (本栖)			
起点	山梨県南都留郡山中湖村 (内野・国立公園境界)		山中湖畔から山梨県南都留郡山中湖村内野への到達道路として整備する。	現状にあわせ，起終点名を整理するため。
終点	山梨県南都留郡山中湖村 (山中・車道合流点)			
起点	山梨県南都留郡山中湖村 (山伏峠・国立公園境界)		山梨県南都留郡道志村方面から山中湖畔への到達道路として整備する。	現状にあわせ，起終点名を整理するため。
終点	山梨県南都留郡山中湖村 (平野・車道合流点)			
起点	山梨県南都留郡山中湖村 (平野・車道分岐点)		山中湖畔から三国山への到達道路として整備する。	現状にあわせ，起終点名を整理するため。
終点	山梨県南都留郡山中湖村 (三国山・国立公園境界)			

(表 2 5 : 道路 (車道) 変更表)

現 行						
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
7	山中湖周回線	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (山中旭ヶ丘) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (山中)		昭15. 1. 11	7	山中湖周回線
9	甲府船津線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (御坂峠) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (船津)		昭15. 1. 11	9	甲府船津線
1 0	河口長浜線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (西側) 終点—山梨県南都留郡足和田村 (橋戸)		昭15. 1. 11	1 0	河口湖北岸線
1 2	剣丸尾産屋ヶ崎線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (剣丸尾・車道分岐点) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (産屋ヶ崎・車道合流点)		昭43. 11. 1	1 1	船津産屋ヶ崎線
1 3	小湖御殿庭線	起点—山梨県南都留郡勝山村 (小湖) 終点—山梨県南都留郡足和田村 (御殿庭)		昭15. 1. 11	1 2	河口湖西湖線
1 4	吉田大宮線	起点—山梨県富士吉田市 (松山) 終点—山梨県西八代郡上九一色村 (本栖) 起点—山梨県西八代郡上九一色村 (本栖) 終点—静岡県富士宮市 (内野) 起点—静岡県富士宮市 (原) 終点—静岡県富士宮市 (上井出)		昭11. 12. 26 及 び 昭15. 1. 11	1 4	富士吉田富士宮線
1 7	上井出遠野ヶ原線	起点—静岡県富士宮市 (上井出) 終点—静岡県富士宮市 (内野・国立公園境界)		昭39. 3. 15		

新		規		
区	間	主要経過地	整備方針	理由
起点	山梨県南都留郡山中湖村 (旭日ヶ丘・車道分岐点)	山中湖畔	山中湖南湖畔の旭日ヶ丘から東湖畔の平野への到達道路及び山中湖の探勝道路として整備する。	現状にあわせ、起終点名を整理するため。
終点	山梨県南都留郡山中湖村 (山中・車道合流点)			
起点	山梨県南都留郡河口湖町 (御坂峠・国立公園境界)	河口湖畔	甲府方面から河口湖畔への到達道路として整備する。	利用実態，事業執行者を考慮し整理するため。
起点	山梨県南都留郡河口湖町 (御坂トンネル・国立公園境界)			
終点	山梨県富士吉田市 (松山・国立公園境界)			
起点	山梨県南都留郡河口湖町 (河口・車道分岐点)	河口湖畔	河口湖北岸の探勝道路として整備する。	現状にあわせ路線及び起終点名を整理するため。
起点	山梨県南都留郡河口湖町 (河口・車道分岐点)			
終点	山梨県南都留郡足和田村 (長浜・車道合流点)			
起点	山梨県南都留郡河口湖町 (船津・車道分岐点)	河口湖大橋	河口湖を縦断する河口湖大橋を經由し，富士吉田富士宮線道路（車道）と甲府船津線道路（車道）を連絡する道路として整備する。	現状にあわせ，路線名及び起終点名を整理するため。
終点	山梨県南都留郡河口湖町 (産屋ヶ崎・車道合流点)			
起点	山梨県南都留郡河口湖町 (船津・車道分岐点)	河口湖畔， 西湖畔	船津と青木ヶ原とを結び，河口湖畔及び西湖畔を探勝する道路として整備する。	現状にあわせ，路線名及び起終点名を整理するため。
終点	山梨県西八代郡上九一色村 (御殿庭・車道合流点)			
起点	山梨県南都留郡河口湖町 (船津丸剣尾・国立公園境界)	青木ヶ原， 富岳風穴， 朝霧高原	富士吉田市方面から青木ヶ原，朝霧高原を経て，富士宮市方面に至る，富士山周回の主要公園利用道路として整備する。	利用実態，事業執行者を考慮し整理するため。
終点	静岡県富士宮市 (上井出・特別地域境界)			

(表 2 5 : 道路 (車道) 変更表)

現		行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
1 5	富士登山 (河口湖口) 線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (船津・車道分岐点) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村 (富士山五合目小御岳神社)		昭36. 10. 24	1 5	富士登山 (河口湖口) 線
1 6	焼間ヶ原根場線	起点—山梨県南都 留郡鳴沢村 (鳴沢) 終点—山梨県南都留郡足和田村 (根場)		昭15. 1. 11	1 6	西湖南岸線
1 8	狸沼線	起点—静岡県富士宮市 (猪之頭) 終点—静岡県富士宮市 (佐折)		昭15. 1. 11	1 8	田貫湖線
1 9	富士宮口登山線	起点—静岡県富士宮市 (富士宮口二合目) 終点—静岡県富士宮市 (富士宮口三合五勺)		昭34. 2. 13	1 9	富士宮口登山線
2 1	富士高鉢周回線	起点—静岡県富士市 (大淵) 終点—静岡県富士宮市 (栗倉)		昭42. 3. 29		
2 0	御殿場吉田線	起点—静岡県駿東郡小山町 (西澤) 終点—山梨県富士吉田市 (上吉田)		昭11. 12. 26	2 0	須走吉田線

新		規		
区	間	主要経過地	整備方針	理由
起点	山梨県南都留郡河口湖町 (船津剣丸尾・車道分岐点)	御庭	富士吉田市の市街地及び河口湖方面から精進口五合目への到達道路(富士スバルライン)として整備する。	現状にあわせ、起終点名を整理するため。
終点	山梨県南都留郡鳴沢村 (精進口五合目)			
起点	山梨県南都留郡足和田村 (富岳風穴・車道分岐点)	西湖畔	西湖畔の探勝道路及び蝙蝠穴と富岳風穴との連絡道路として整備する。	現状にあわせ、路線及び起終点名を整理するため。
終点	山梨県南都留郡足和田村 (西湖根場・車道合流点)			
終点	山梨県南都留郡足和田村 (西湖・車道合流点)			
起点	静岡県富士宮市 (朝霧高原・車道分岐点)	田貫湖集団 施設地区	朝霧高原から猪之頭を経て、田貫湖方面への連絡道路及び田貫湖集団施設地区へ到達する道路として整備する。	現状にあわせ、路線及び起終点名を整理するため。
終点	静岡県富士宮市 (佐折・国立公園境界)			
起点	静岡県富士宮市 (飯盛林道分岐点)	西臼塚	富士宮市方面及び御殿場市方面から富士宮口五合目への到達道路(富士山スカイライン)として整備する。	現状にあわせ、路線及び起終点名を整理するため。
起点	静岡県富士市 (大淵・国立公園境界)			
終点	静岡県富士宮市 (富士宮口五合目)			
起点	静岡県駿東郡小山町 (須走・国立公園境界)	山中湖畔	御殿場市方面から富士吉田市方面に至る、富士山周回の主要公園利用道路の一部として整備する。	現状にあわせ、路線及び起終点名を整理するため。
終点	山梨県富士吉田市 (新屋・国立公園境界)			

(2) 次の道路（車道）を削除する。

(表 2 6 : 道路（車道）削除表)

番号	路線名	区間
2 2	名称未定	起点－山梨県富士吉田市（吉田口一合目） 終点－山梨県富士吉田市（吉田口一合目）
2 3	船津富士山線	起点－山梨県南都留郡河口湖町（船津） 終点－山梨県南都留郡鳴沢村（精進三合目）
2 4	吉田口滝沢線	起点－山梨県富士吉田市（上吉田遊下） 終点－山梨県富士吉田市（上吉田細尾）
2 5	本栖パノラマ台線	起点－山梨県西八代郡上九一色村（本栖） 終点－山梨県西八代郡上九一色村（パノラマ台）
2 6	本栖大石茶屋線	起点－山梨県西八代郡上九一色村（本栖） 終点－山梨県富士吉田市（上吉田）
2 7	小沼三ツ峠線	起点－山梨県南都留郡西桂町（下暮地） 終点－山梨県南都留郡河口湖町（三ツ峠口）
2 8	名称未定	起点－山梨県南都留郡山中湖村（籠坂峠） 終点－山梨県西八代郡上九一色村（本栖）
2 9	鳴沢上井出線	起点－山梨県南都留郡鳴沢村（鳴沢） 終点－静岡県富士宮市（麓）
3 0	大宮富士山線	起点－静岡県富士宮市（富士宮口鳥居杉北方） 終点－静岡県富士宮市（富士宮口二合目）
3 1	三島猪之頭線	起点－静岡県裾野市（大阪） 終点－静岡県富士宮市（猪之頭）

告示年月日	理 由
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和15年 1月11日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和34年 3月24日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和15年 1月11日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和15年 1月11日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和15年 1月11日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和15年 1月11日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和15年 1月11日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。

② 歩道

(1) 次の道路（歩道）を次のとおり変更する。

(表 27 : 道路（歩道）変更表)

現					行	
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
1	吉田口登山道線	起点—山梨県富士吉田市 (上吉田) 終点—富士山頂(金明水)		昭25. 2. 4	1	吉田口登山線
2	諏訪森船津胎内線	起点—山梨県富士吉田市 (諏訪森) 終点—山梨県南都留郡河口湖町(船津胎内)		昭25. 2. 4	2	諏訪の森船津胎内線
3	三ツ峠精進線	起点—山梨県南都留郡河口湖町(三ツ峠) 終点—山梨県西八代郡上九一色村(精進)		昭25. 2. 4	3	精進女坂線
					1 5	御坂山系縦走線
4	精進五湖山線	起点—山梨県西八代郡上九一色村(精進) 終点—山梨県西八代郡上九一色村(五湖山)		昭25. 2. 4	4	精進五湖山線
6	精進口登山道線	起点—山梨県西八代郡上九一色村(精進赤池) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村(古御岳神社)		昭25. 2. 4	6	精進口登山線
7	雨ヶ岳木無山線	起点—山梨県西八代郡上九一色村(本栖) 終点—静岡県富士宮市(猪之頭)		昭25. 2. 4	7	天子山系縦走線
					2 3	熊森山登山線

新		規		
区	間	主要経過地	整備方針	理由
起点	山梨県富士吉田市（富士浅間神社・国立公園境界）	吉田口五合目	富士吉田から富士山頂への登山道として整備する。	現状にあわせ起終点を整理するため。
終点	山梨県富士吉田市（諏訪内・歩道合流点）			
起点	山梨県富士吉田市（諏訪の森・歩道分岐点）			
終点	富士山頂（富士山頂・歩道合流点）			
起点	山梨県富士吉田市（諏訪の森・歩道分岐点）		剣丸尾溶岩流上のアカマツ林等の探勝歩道として整備する。	現状にあわせ路線を整理するため。
終点	山梨県南都留郡河口湖町（船津胎内）			
起点	山梨県西八代郡上九一色村（精進湖畔）		精進湖畔から御坂山系縦走線道路（歩道）への登山道として整備する。	現状にあわせ路線を整理するため。
終点	山梨県西八代郡上九一色村（女坂・歩道合流点）			
起点	山梨県南都留郡河口湖町（三ツ峠山・歩道分岐点）	御坂峠，大石峠，王岳	三ツ峠山から本栖湖畔へ，富士山を展望しながら，縦走する登山道として整備する。	現状にあわせ路線を整理するため。
終点	山梨県西八代郡上九一色村（本栖湖畔）			
起点	山梨県西八代郡上九一色村（精進湖畔）		精進湖畔から五湖山への登山道として整備する。	現状にあわせ起終点名を整理するため。
終点	山梨県西八代郡上九一色村（五湖山・歩道合流点）			
起点	山梨県西八代郡上九一色村（精進赤池・歩道分岐点）	富士風穴	精進湖畔から，植生の垂直分布等を観察しながら，精進口五合目へ到達する登山道として整備する。	現状にあわせ路線を整理するため。
終点	山梨県南都留郡鳴沢村（精進口五合目）			
起点	山梨県西八代郡上九一色村（本栖湖畔）	本栖湖，雨ヶ岳	本栖湖畔から，天子山系を縦走する登山道として整備する。	現状にあわせ路線を整理するため。
終点	静岡県富士宮市（長者ヶ岳・歩道合流点）			
起点	静岡県富士宮市（猪之頭・歩道分岐点）		東海自然歩道線道路（歩道）沿線の猪之頭と天子山系縦走線道路（歩道）を連絡する登山道として整備する。	現状にあわせ路線を整理するため。
終点	静岡県富士宮市（熊森山・歩道合流点）			

(表 27 : 道路 (歩道) 変更表)

現		行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
8	小沼河口線	起点—山梨県南都留郡西桂町 (下暮地) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (河口湖畔)		昭25. 2. 4	8	三ヶ峠山線
9	平野石割山線	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (平野山中湖畔) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (平野石割山)		昭25. 2. 4	9	石割山線
10	東海自然歩道線	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (切通峠・国立公園境界) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (沖新畑・国立公園境界) 起点—山梨県南都留郡山中湖村 (山中・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (山中湖畔) 起点—山梨県南都留郡忍野村 (鐘山・国立公園境界) 終点—山梨県南都留郡忍野村 (鐘山・国立公園境界) 起点—山梨県富士吉田市 (新屋・国立公園境界) 終点—山梨県富士吉田市 (諏訪内・国立公園境界) 起点—山梨県富士吉田市 (諏訪内・歩道分岐点) 終点—山梨県富士吉田市 (諏訪の森) 起点—山梨県富士吉田市 (上吉田・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (佐折・国立公園境界) 起点—山梨県南都留郡鳴沢村 (鳴沢氷穴・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村 (富岳風穴・歩道合流点)		平 4. 8. 26	10	東海自然歩道線

新		規		
区	間	主要経過地	整備方針	理由
起点	山梨県南都留郡西桂町 (下暮地・国立公園境界)	三ツ峠山, 木無山	西桂町及び河口湖畔の 河口から三ツ峠山への登 山道として整備する。	現状にあわせ起終 点名を整理するた め。
終点	山梨県南都留郡河口湖町 (河口)			
起点	山梨県南都留郡山中湖村 (石割山・歩道分岐点)	石割山	山伏峠と東海自然歩道 線道路(歩道)を連絡す る登山道として整備す る。	現状にあわせ起終 点を整理するため。
終点	山梨県南都留郡山中湖村 (山伏峠・歩道合流点)			
起点	山梨県南都留郡山中湖村 (山伏峠・国立公園境界)	沖新畑, 鐘山, 五湖台, 紅葉台, 鳴沢氷穴, 富岳風穴, 青木ヶ原, 精進湖, 本栖湖, 本栖集団施 設地区, 田貫湖集団 施設地区	富士北麓の山中湖畔か ら, 本栖湖畔を経て田貫 湖畔まで, 富士山を周回 する自然探勝のための長 距離自然歩道として整備 する。	公園区域の変更等 により, 路線を整理 するため。
終点	山梨県南都留郡山中湖村 (内野・国立公園境界)			
起点	山梨県南都留郡山中湖村 (切通峠・国立公園境界)			
終点	山梨県南都留郡山中湖村 (平野)			
起点	山梨県南都留郡忍野村 (鐘山・国立公園境界)			
終点	山梨県南都留郡忍野村 (鐘山・国立公園境界)			
起点	山梨県富士吉田市 (新屋・国立公園境界)			
終点	山梨県富士吉田市 (諏訪内・国立公園境界)			
起点	山梨県富士吉田市(諏訪内)			
終点	山梨県富士吉田市 (諏訪の森・歩道合流点)			
起点	山梨県南都留郡河口湖町 (船津・国立公園境界)			
終点	静岡県富士宮市 (佐折・国立公園境界)			
起点	山梨県南都留郡鳴沢村 (鳴沢氷穴)			
終点	山梨県南都留郡鳴沢村 (富岳風穴)			
起点	山梨県西八代郡上九一色村 (精進赤池)			
終点	山梨県西八代郡上九一色村 (本栖)			
起点	静岡県富士宮市(猪之頭)			
終点	静岡県富士宮市 (天子ヶ岳・国立公園境界)			

(表 27 : 道路 (歩道) 変更表)

現		行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
		起点—山梨県西八代郡上九一色村 (精進・歩道分岐点) 終点—山梨県西八代郡上九一色村 (本栖・歩道合流点) 起点—静岡県富士宮市 (猪之頭・歩道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (長者ヶ岳・国立公園境界) 起点—静岡県富士宮市 (佐折・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (内野・国立公園境界) 起点—静岡県富士宮市 (内野・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (原・国立公園境界)				
1 1	平野三国峠線	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (平野) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (三国峠)		昭25. 2. 4	1 1	平野三国峠線
1 2	籠坂峠山伏峠線	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (籠坂峠) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (山伏峠)		昭25. 2. 4	1 2	籠坂峠切通峠線
1 3	御坂隧道御坂山線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (御坂隧道南口) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (御坂山)		昭25. 2. 4	1 3	御坂隧道御坂山線
1 4	三ツ峠口浅川線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (三ツ峠口) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (浅川)		昭25. 2. 4	1 4	三ツ峠山口浅川線
1 6	疱橋御坂峠線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (疱橋) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (御坂峠)		昭25. 2. 4	1 6	御坂峠線

新		規		
区	間	主要経過地	整備方針	理由
起点－山梨県南都留郡山中湖村 （平野） 終点－山梨県南都留郡山中湖村 （三国峠・歩道合流点）			山中湖畔の平野から三国峠への登山道として整備する。	現状にあわせ起終点を整理するため。
起点－山梨県南都留郡山中湖村 （籠坂峠） 終点－山梨県南都留郡山中湖村 （切通峠・歩道合流点）	三国峠		籠坂峠から切通峠へ、富士山を展望しながら、縦走する登山道として整備する。	現状にあわせ路線を整理するため。
起点－山梨県南都留郡河口湖町 （御坂隧道南口） 終点－山梨県南都留郡河口湖町 （御坂山・歩道合流点）			御坂山系縦走線道路（歩道）への登山道として整備する。	現状にあわせ路線を整理するため。
起点－山梨県南都留郡河口湖町 （三ツ峠山口） 終点－山梨県南都留郡河口湖町 （三ツ峠山・歩道合流点） 起点－山梨県南都留郡河口湖町 （三ツ峠山・歩道分岐点） 終点－山梨県南都留郡河口湖町 （浅川）			甲府船津線道路（車道）の三ツ峠山口及び河口湖畔の浅川から三ツ峠山への登山道として整備する。	現状にあわせ起終点を整理するため。
起点－山梨県南都留郡河口湖町 （御坂トンネル南口） 終点－山梨県南都留郡河口湖町 （御坂峠・歩道合流点）			甲府船津線道路（車道）から御坂峠への登山道として整備する。	現状にあわせ起終点を整理するため。

(表 2 7 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行						
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
1 7	大石大石峠線	起点—山梨県南都留郡河口湖町 (大石) 終点—山梨県南都留郡河口湖町 (大石峠)		昭25. 2. 4	1 7	大石大石峠線
1 8	足和田紅葉谷線	起点—山梨県南都留郡勝山村 (小海) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村 (焼間ヶ原根場出合点)		昭25. 2. 4	1 8	小海足和田山線
1 9	西湖十二ヶ岳線	起点—山梨県南都留郡足和田村 (鳥居坂) 終点—山梨県南都留郡足和田村 (三ヶ峠精進線出合点)		昭25. 2. 4	1 9	十二ヶ岳登山線
5	長浜毛無山線	起点—山梨県南都留郡足和田村 (長浜) 終点—山梨県南都留郡足和田村 (毛無山)		昭25. 2. 4		
2 1	御庭登山道線	起点—山梨県南都留郡鳴沢村 (精進口登山道三合目) 終点—富士山頂 (白山ヶ岳)		昭25. 2. 4	2 1	精進口三合目御庭線
2 2	木無山猪之頭線	起点—静岡県富士宮市 (木無山) 終点—静岡県富士宮市 (猪之頭)		昭25. 2. 4	2 2	毛無山登山線
2 4	御中道線	起点—静岡県御殿場市 (御殿場口六合目) 終点—静岡県御殿場市 (御殿場口六合目)		昭25. 2. 4	2 4	御中道線
2 7	大宮口登山道線	起点—静岡県富士宮市 (大宮口一合目) 終点—富士山頂 (浅間神社奥宮)		昭25. 2. 4	2 7	富士宮口登山線

新		規		
区	間	主要経過地	整備方針	理由
起点	山梨県南都留郡河口湖町 (大石)		河口湖畔の大石から大石峠への登山道として整備する。	現状にあわせ起終点名を整理するため。
終点	山梨県南都留郡河口湖町 (大石峠・歩道合流点)			
起点	山梨県南都留郡勝山村 (小海)		河口湖畔の小海方面と東海自然歩道線道路 (歩道) を連絡する探勝歩道として整備する。	現状にあわせ起終点名を整理するため。
終点	山梨県南都留郡足和田村 (足和田山・歩道合流点)			
起点	山梨県南都留郡足和田村 (長浜)		河口湖畔及び西湖畔から、毛無山、十二ヶ岳を経て、御坂山系縦走線道路 (歩道) へ到達する登山道として整備する。	現状にあわせ路線を整理するため。
起点	山梨県南都留郡足和田村 (西湖)			
終点	山梨県南都留郡足和田村 (金山・歩道合流点)			
起点	山梨県南都留郡鳴沢村 (精進口三合目・歩道分岐点)	奥庭	御庭及び奥庭周辺の亜高山帯針葉樹林を観察する登山道として整備する。	現状にあわせ路線を整理するため。
終点	山梨県南都留郡鳴沢村 (御庭・歩道合流点)			
起点	静岡県富士宮市 (麓・歩道分岐点)		東海自然歩道線道路 (歩道) 沿線の麓と天子山系縦走線道路 (歩道) を連絡する歩道として整備する。	現状にあわせ起終点を整理するため。
終点	静岡県富士宮市 (毛無山・歩道合流点)			
起点	静岡県富士宮市 (富士宮口六合目・歩道分岐点)	精進口五合目	亜高山帯の植生を観察しながら、富士山中腹を周回する探勝歩道として整備する。	現状にあわせ起終点を整理するため。
終点	山梨県南都留郡鳴沢村 (大沢)			
起点	静岡県富士宮市 (富士宮口新五合目・歩道分岐点)			
終点	静岡県富士宮市 (大沢)			
起点	静岡県富士宮市 (富士宮口一合目)	富士宮口五合目	富士宮市の市街地方面から富士山頂への登山道として整備する。	現状にあわせ路線を整理するため。
終点	富士山頂 (富士山頂・歩道合流点)			

(表 2 7 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行						
番号	路 線 名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路 線 名
2 9	御殿場口登山線	起点—静岡県御殿場市 (御殿場口二合目) 終点—富士山頂 (銀明水)		昭25. 2. 4	2 9	御殿場口登山線
3 2	越前岳線	起点—静岡県裾野市 (十里木) 終点—静岡県裾野市 (須山)		昭25. 2. 4	3 2	越前岳登山線
3 3	須走口登山線	起点—静岡県駿東郡小山町 (古御嶽神社) 終点—富士吉田市 (吉田口 八合目出合点)		昭25. 2. 4	3 3	須走口登山線
3 4	御鉢廻線	起点—富士山頂 (浅間神社奥宮) 終点—富士山頂 (浅間神社奥宮)		昭25. 2. 4	3 4	富士山頂周回線

新		規		
区	間	主要経過地	整備方針	理由
起点	静岡県御殿場市（御殿場口二合目・国立公園境界）		御殿場口から富士山頂への登山道として整備する。	公園区域の拡張にともない路線を延長するため。
終点	富士山頂（富士山頂・歩道合流点）			
起点	静岡県裾野市（十里木・国立公園境界）	越前岳	十里木から越前岳及び黒岳への登山道として整備する。	現状にあわせ起終点を整理するため。
終点	静岡県裾野市（須山・国立公園境界）			
起点	静岡県駿東郡小山町（古御岳神社）	須走口新五合目	古御岳神社から須走口新五合目を経て、吉田口八合への登山道として整備する。	現状にあわせ起終点名を整理するため。
終点	富士山八合目（吉田口八合目・歩道合流点）			
起点	富士山頂（浅間神社奥宮）		富士山頂のお鉢廻りの探勝歩道として整備する。	路線名の変更のため。
終点	富士山頂（浅間神社奥宮）			

(2) 次の道路（歩道）を削除する。

(表 28 : 道路（歩道）削除表)

番号	路線名	区間
15	本栖長崎線	起点－山梨県西八代郡上九一色村（本栖） 終点－山梨県西八代郡下部町（下部本栖線出合点）
20	本栖蝙蝠穴線	起点－山梨県西八代郡上九一色村（本栖） 終点－山梨県南都留郡鳴沢村（蝙蝠穴）
23	大出山山伏峠線	起点－山梨県南都留郡山中湖村（山中） 終点－山梨県南都留郡山中湖村（平野山伏峠）
26	籠坂スキー場線	起点－山梨県南都留郡山中湖村（籠坂峠） 終点－山梨県南都留郡山中湖村（旭ヶ丘）
27	籠坂口登山道線	起点－山梨県南都留郡山中湖村（籠坂峠） 終点－山梨県南都留郡山中湖村（須走口三合目出合点）
28	大石黒岳線	起点－山梨県南都留郡河口湖町（大石河口湖畔） 終点－山梨県南都留郡河口湖町（黒岳）
30	西湖南岸線	起点－山梨県南都留郡足和田村（西湖） 終点－山梨県南都留郡足和田村（根場）
31	弓射塚水池線	起点－山梨県南都留郡鳴沢村（精進口登山道分岐点） 終点－山梨県南都留郡鳴沢村（精進口登山道二合目出合点）
35	神座洞穴線	起点－山梨県南都留郡鳴沢村（精進口登山道分岐点） 終点－山梨県南都留郡鳴沢村（鳴沢上井出線出合点）
36	麓根原線	起点－静岡県富士宮市（麓） 終点－静岡県富士宮市（根原）
37	名称未定	起点－静岡県富士宮市（大宮口新五合目） 終点－静岡県富士宮市（宝永山）

③ その他

次の道路（乗馬道）を削除する。

(表 29 : 道路（乗馬道）削除表)

番号	路線名	区間
1	籠坂平野線	起点－山梨県南都留郡山中湖村（籠坂） 終点－山梨県南都留郡山中湖村（平野）

告示年月日	理 由
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和38年 7月 5日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。
昭和45年 5月21日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。

告示年月日	理 由
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要性がなくなったため。

(エ) 運輸施設

①次の運輸施設を次のとおり変更する。

(表 30 : 運輸施設変更表)

現					行	
番号	路線名	種類	位置	主要経過地	番号	路線名
1	本栖湖	船舶運送施設	山梨県西代郡上九一色村及び下部町		1	本栖湖周遊線
2	山中	船舶運送施設	山梨県南都留郡山中湖村		2	山中湖周遊線
3	大石	船舶運送施設	山梨県南都留郡河口湖町		3	河口湖周遊線
4	天上山	索道運送施設	山梨県南都留郡河口湖町		4	天上山

②次の運輸施設を削除する。

(表 31 : 運輸施設削除表)

番号	路線名	種類	位置
1	富岳風穴	自動車運輸施設	山梨県西八代郡上九一色村
2	吉田馬返	自動車運輸施設	山梨県富士吉田市
3	紅葉台	自動車運輸施設	山梨県南都留郡鳴沢村
4	白糸の滝	自動車運輸施設	静岡県富士宮市
5	赤池	船舶運輸施設	山梨県西八代郡上九一色村
6	西湖	船舶運輸施設	山梨県南都留郡足和田村

新 規				理 由
種 類	区 間	主要経過地	整 備 方 針	
船舶運送施設	起点－山梨県西八代郡上九一色村（本栖湖畔） 終点－山梨県西八代郡上九一色村（本栖湖畔）	本栖集団施設地区	富士山を眺望しながら，本栖湖の自然景観を鑑賞する湖上遊覧のための船舶運送施設として整備する。	様式の変更に伴い，路線を区間表示に改めるため。
船舶運送施設	起点－山梨県南都留郡山中湖村（山中湖畔） 終点－山梨県南都留郡山中湖村（山中湖畔）	旭日ヶ丘，山中	富士山及び山中湖の自然景観を鑑賞しながら，旭日ヶ丘と山中等を連絡する船舶運送施設として整備する。	様式の変更に伴い，路線を区間表示に改めるため。
船舶運送施設	起点－山梨県南都留郡河口湖町（河口湖畔） 終点－山梨県南都留郡河口湖町（河口湖畔）	船津	富士山を眺望しながら，河口湖の自然景観を鑑賞する湖上遊覧のための船舶運送施設として整備する。	様式の変更に伴い，路線を区間表示に改めるため。
索道運送施設	起点－山梨県南都留郡河口湖町（船津） 終点－山梨県南都留郡河口湖町（天上山）	天上山下	富士山，河口湖，山中湖，青木ヶ原樹海を眺望できる天上山までの索道（ロープウェイ）として整備する。	様式の変更に伴い，路線を区間表示に改めるため。

告示年月日	理 由
昭和25年 2月 4日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和32年 5月 8日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。
昭和33年 8月 9日	利用の実態上計画の必要がなくなったため。